
第 4 部 協定資料

87 協定No.1 調布市狛江市消防相互応援協定（狛江市）

○調布市狛江市消防相互応援協定

（昭和45年4月18日締結）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく調布市（以下「甲」という。）と狛江市（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災又は非常事態の発生に際して相互間の消防力を活用し、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲乙の行政境から相互500mを超えない範囲内で別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、相互応援出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の区域内に大火災又は大規模災害が発生し、特に応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、その都度応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、現場到着及び引揚げ並びに消防行動等について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援にあたり要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和45年4月20日から効力を生ずる。

2 (東京都調布市) 相互応援協定（昭和33年12月24日締結）は廃止する。
(東京都狛江市)

右協定する。

昭和45年4月18日

東京都調布市長

本多 嘉一郎

東京都狛江市長

富永 和作

別 表

応 援 出 場 区 域 表

調 布 市 側	狛 江 市 側
入間町，東つつじヶ丘，西つつじヶ丘，菊野台，国領町，染地の一部	覚東，小足立，和泉の一部

88 協定No.2 東京都防災行政無線局設置等に関する協定書（東京都）

○東京都防災行政無線局設置等に関する協定書

改正 平成3年3月20日

東京都（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関し相互に緊密な連絡を図るために、東京都防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定を締結する。

第1章 総則

（無線局の設置）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎内に、無線局を設置する。

（無線設備の経費負担）

第2条 無線設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所等の無償使用）

第3条 乙は、無線設備を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所の変更）

第4条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ、協議するものとする。

2 前項により、場所を変更するために必要な費用については乙の負担とする。

3 甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

4 前項により、場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（設置機器類の基準）

第5条 無線局の無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

（無線専用電話機の設置）

第6条 甲は、乙と協議のうえ、乙の所管する庁舎内に無線専用電話機を設置する。

（無線管理者等）

第7条 乙の庁舎内に設置された無線局に無線管理者及び無線従事者（電波法第2条第6号の規定に基づく。）を置く。

2 無線管理者は、乙の長をもって充てる。

3 無線従事者は、乙の職員で当該無線設備に適合した郵政大臣の免許を取得した者の中から、乙の推薦により甲が選任する。

（無線従事者の研修）

第8条 甲は、無線従事者の確保又は技術向上を図るため、毎年1回以上研修を行うこととする。

第2章 管理運用

(定期点検等)

第9条 甲は無線設備を常に確実かつ安全に作動させるために、定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3 無線設備の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(法規に定める備えつけ品)

第10条 無線局の管理運用に関するもので、電波法及び同法施行規則等で規定された備えつけ品については、甲の負担において常備する。

(光熱水費等の負担)

第11条 乙の庁舎内に設置された無線設備の運用に要する電力及び発動発電機用燃料その他消耗品等は、乙の負担とする。

(通信の原則)

第12条 通信は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

(無線局の管理運用)

第13条 この協定書に定めるものを除くほか、無線局の管理運用に関する事項は、甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

第3章 その他

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和54年4月1日

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

甲 東京都

代表者 東京都知事 美濃部 亮 吉 

東京都調布市小島町2丁目35番地1

乙 東京都調布市

代表者 東京都調布市長 金子 佐一郎 

別表

無線設備		
(1)	多重無線電話裝置	一式
(2)	遠隔監視制御裝置	//
(3)	複合端局裝置	//
(4)	操作卓	//
(5)	直流電源裝置	//
(6)	空中線設備	//
(7)	無線專用電話機	//

89 協定No.3 災害時の医療救護活動についての協定書（調布市医師会）

○災害時の医療救護活動についての協定書

調布市を「甲」とし、公益社団法人調布市医師会を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、調布市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班は、医師及び医師が指定する者をもって構成する。

（医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として、乙の自主努力により行うものとする。

（医療救護班の備蓄・輸送）

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第9条 救護所又は避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる実費弁償等の額については、甲・乙協議のうえ別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する調布市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(細目)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

附則

災害時の医療救護活動についての協定(昭和55年9月1日締結)は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市小島町3丁目68番地9
公益社団法人 調布市医師会

代表者 調布市医師会長 小田切 光 男

90 協定No.4 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布管工土木事業協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の場合、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市長（以下「甲」という。）と調布管工土木事業協同組合理事長（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 前項により甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（防災活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い防災活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて防災活動を実施するものとする。

2 防災活動の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の防災活動の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の防災活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、防災活動の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、防災活動に要した経費の明細書等を作成し、甲の認定を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 防災活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した防災活動に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項, その他必要な事項は, 甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は, 昭和55年9月25日から適用する。この協定を証するため, 本書2通を作成し, 甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

昭和55年9月25日

甲 調布市長 金子 佐一郎 印

乙 調布管工土木事業協同組合
理事長 小林 信男 印

91 協定No.5 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設業協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）の場合、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市長（以下「甲」という。）と調布市建設業協同組合理事長（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 前項により甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（防災活動）

第3条 甲の要請により災害現場に出動した乙は、甲の現場責任者の指示に従い防災活動に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて防災活動を実施するものとする。

2 防災活動の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の防災活動の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の防災活動に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、防災活動の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、防災活動に要した経費の明細書等を作成し、甲の認定を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 防災活動の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した防災活動に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等災害補償等組合が定める条例の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項, その他必要な事項は, 甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(雑則)

第10条 この協定は, 昭和57年7月1日から適用する。

この協定を証するため, 本書2通を作成し, 甲・乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和57年7月1日

甲 調布市長 金子 佐一郎 印

乙 調布市建設業協同組合
理事長 林 貞夫 印

92 協定No.6 調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定書（狛江市）

○調布市と狛江市との間の災害時等における情報の提供及び交換に関する協定書

調布市を「甲」とし、狛江市を「乙」とし、甲・乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又は、その恐れのあるときにおいて、防災行政無線（広域共通波）を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

（情報の提供及び交換）

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又は、その恐れがあるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に積極的に連絡をとり合い、正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関すること。
- (2) 河川の水位に関すること。
- (3) 陸閘の開閉に関すること。
- (4) 宿河原及び上河原堰堤水門に関すること。
- (5) 調布樋管及び六郷樋管の開閉に関すること。
- (6) 被害状況に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

（重要水防箇所の調査等）

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又は、その恐れがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を適確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

（巡視警戒）

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速、かつ、適確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

（会議の開催）

第5条 甲及び乙は、必要に応じて、災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

（通信訓練）

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え、通信運用の習熟を図るために毎月1回定期的な通信訓練を行うものとする。

（協議）

第7条 前各条に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

昭和 58 年 4 月 1 日

甲 東京都調布市小島町 2 丁目 35 番地 1

東京都調布市

代表者 調布市長 金子 佐一郎

印

乙 東京都狛江市和泉本町 1 丁目 1 番地 5

東京都狛江市

代表者 狛江市長 吉岡 金四郎

印

93 協定No.7 震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する覚書（調布狛江浴場組合）

○震災時等の災害時における浴槽水の使用に関する覚書

震災時等の災害時における浴槽水の使用に関しては、下記の条項により、双方が確認する。

記

- 1 浴場付近に火災等が発生し、消火用水の必要が生じた場合には、消防ポンプ車等は当該浴場の浴槽水を使用することができる。
- 2 市内の浴場の浴槽水を使用する際は、消防署長の指示により、消防団又は市民消防隊が行うものとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

昭和58年8月15日

調布市長 金子 佐一郎 印

調布狛江浴場組合
組合長 田村 治平 印

調布市内浴場箇所一覧表

名 称	所 在	電 話
鶴 の 湯	下石原 1-10-2	042-482-3017
梅 の 湯	深大寺東町 6-9-5	042-482-4526
深 大 湯	深大寺北町 6-17-3	042-482-4652
神 代 湯	菊野台 1-13-1	042-489-2641

94 協定No.8 災害時における非常無線通信の協力に関する協定（調布市アマチュア無線クラブ）

○災害時における非常無線通信の協力に関する協定書

調布市を甲とし、調布市役所アマチュア無線クラブを乙として、甲乙間において、災害時における非常無線通信の協力に関し、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害が発生し、又は発生するそれがある場合及び訓練のために市が行う無線通信活動に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 乙の甲に対する協力は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）
第52条第4号に定める非常通信（以下「非常通信」という。）の活動を行うこと。
- (2) 災害に関する情報を収集し、伝達すること。
- (3) 市が行う通信訓練に参加すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要と認められること。

（協力要請の手続）

第3条 甲は乙に対し前条に定める協力を要請するときは、要請の理由、内容その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙は甲から前項に定める協力要請を受けたいときは、担当業務に支障がない範囲において必要な協力をを行うものとする。

3 第3条第1項の規定により協力を要請する場合の手続きは、総務部総合防災安全課長（以下「総合防災安全課長」という。）が担当する。

（通信統制）

第4条 乙は、第2条に定める協力をを行うときは、調布市災害対策本部の指揮を受け、総合防災安全課長の指定する無線局の統制に従うものとする。

（従事者）

第5条 非常通信の活動に協力できる者は、法第40条第1項に規定するいずれかの資格を有する者のうち乙の部長が認めたものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条に定める資格を有する者から成る資格者名簿及び非常時における連絡態勢図を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項に定める資格者名簿又は、連絡態勢図に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(無線設備の貸与等)

第7条 甲は、甲の所有する無線室及び無線設備を必要に応じ乙に使用させ又は、貸与するものとする。

2 前項において、乙に貸与された無線設備は、甲がその保守点検及び維持補修を行い、乙がその管理を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、昭和60年9月1日から令和31年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第9条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

昭和60年8月31日

甲 調布市
調布市長 金子 佐 一 郎

乙 調布市役所アマチュア無線クラブ
部 長 長 島 晃 一

95 協定No.9 三鷹市，府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書（三鷹市，府中市）

○三鷹市，府中市及び調布市に係る消防の相互応援に関する協定書

三鷹市は，府中市及び調布市（以下「三市」という。）は，消防組織法（昭和 22 年法律 226 号）第 21 条の規定により，消防の相互応援に関して，次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は，火災等の災害発生の際，三市相互の消防力を活用して，災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

（消防隊）

第 2 条 この協定により出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は，三市管内のそれぞれの消防団の各分団とする。

（応援の種別）

第 3 条 この協定による応援は，次の各号に掲げるところによる。

(1) 普通応援 別表に定める区域内で火災等の災害が発生した場合には，被応援側の市長の要請がなくても出動する。

(2) 特別応援 三市管内に大火災又は集団災害等の発生した場合には，前号の規定にかかわらず，被応援側の市長の要請又は応援側の状況判断により出動するものとする。

この場合における消防隊の出動数については，応援側において決定するものとする。

（指揮）

第 4 条 消防隊は，すべて被応援側の現場最高指揮者の指揮に従うものとする。

（報告）

第 5 条 消防隊の長は，応援消防活動について，引き揚げ時に現場最高指揮者に報告するものとする。

（経費）

第 6 条 応援のために要した経常的経費及び事故（隊員，機器の損傷等）により生じた経費は，応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は，被応援側の負担とする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項については，三市協議のうえ決定するものとする。この協定を証するため，本書 3 通を作成し，記名押印のうえ，各 1 通を保有する。

昭和 60 年 9 月 1 日

三鷹市長 坂 本 貞 雄

府中市長 吉 野 和 男

調布市長 金 子 佐一郎

三鷹市側の応援区域

調布市内

富士見町	3丁目	西町	全域
	4丁目	野水	1丁目
深大寺元町	1丁目		2丁目
	3丁目		
	4丁目		
深大寺北町	4丁目		
	5丁目		
	6丁目		
	7丁目		
深大寺東町	3丁目		
	4丁目		
	7丁目		
	8丁目		
柴崎	2丁目		
東つつじヶ丘	1丁目		
西つつじヶ丘	1丁目	47~58番地	
	2丁目		
仙川町	2丁目		
緑ヶ丘	1丁目		
	2丁目		

府中市の内

多磨町	1丁目		
	2丁目		
朝日町	3丁目		
		府中市側の応援区域	

調布市内

飛田給	1丁目		
	2丁目		
	3丁目		
上石原	3丁目		
西町	全域		
野水	1丁目		
	2丁目		

三鷹市内

大沢	六丁目		
----	-----	--	--

調布市側の応援区域

三鷹市内の内

大	沢	一丁目 四丁目 四丁目 五丁目 5～11 番, 19～21 番 1313 番地, 1318 番地, 1370 番地
野 新	崎 川	1～265 番地 一丁目 六丁目 9～22 番, 29, 30 番, 36～ 38 番
中	原	一丁目 二丁目 4～7 番, 18～25 番 三丁目 9～14 番 四丁目 5～11 番, 18～36 番
北	野	三丁目 5 番 四丁目

府中市の内

白	糸	6 丁目
押	立	町 2 丁目
		4 丁目
		5 丁目
朝	日	町 3 丁目

96 協定No.10 大規模停電時の広報に関する覚書（東京電力パワーグリッド株式会社 武蔵野支社）

○大規模停電時の広報に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と東京電力㈱調布支社（以下「乙」という。）は、市内において大規模な停電が発生した場合における広報に関し、次のとおり覚書を締結する。

1 目的

乙は大規模な停電が発生した場合は、停電の区域、停電の原因、復旧の見込み等についての的確な情報を甲に提供し、甲は甲が所有する防災行政無線で関係地域に放送し、もって市民生活の混乱を防止するものとする。

2 適用範囲

甲が行う広報の対象となる大規模停電とは、高圧線の事故又は地震、台風、落雷等の災害による停電で、おおむね1000以上の世帯に被害が生じ、復旧に30分以上を要するものとする。

3 広報内容

広報の内容は、甲と乙が十分協議し、停電の区域、停電の原因、復旧の見込み等に応じて行うものとする。

4 連絡体制

乙からの情報の提供は、乙の営業課長から甲の防災課長へ電話又は文書により行うものとする。ただし、甲乙それぞれが定める勤務時間外、日曜日及び祝日の場合は乙の代務者から甲の宿日直者に対して行うものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれその1通を保有する。

昭和61年4月16日

甲 調布市

調布市長 金子 佐一郎 印

乙 東京電力株式会社調布支社

支社長 若林 秀雄 印

97 協定No.11 災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書（調布市薬剤師会）

○災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の薬剤医療救護活動に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、調剤、服薬指導、医薬品管理等の救護活動

（以下「薬剤医療救護」という。）を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤医療救護班の派遣ならびに、医薬品および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙は薬剤医療救護組織に基づき薬剤医療救護班を選任し、医療救護所および医薬品等の集積場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定および提出）

第3条 乙は前条定めによる活動を実施するため、災害医療救護計画（以下「救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤医療救護班の活動場所）

第4条 薬剤医療救護班は救護所等において、薬剤医療救護を実施するものとする。

（薬剤医療救護班の業務）

第5条 薬剤医療救護班の業務は次のとおりとする。

(1) 救護所等における傷病者等に対する調剤・服薬指導

(2) 救護所等における医薬品等の仕分・管理

（指揮命令）

第6条 薬剤医療救護班に係る指揮命令および活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤医療救護班の輸送）

第7条 薬剤医療救護班の輸送は原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 薬剤医療救護班は、原則として甲が提供する医薬品等もしくは備蓄医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において必要とする給食・給水の給付は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費等）

第9条 救護所等における薬剤医療救護における調剤費および服薬指導料は無料とする。

（応急医薬品等の価格）

第10条 甲の要請に基づき、乙が供給する医薬品等の価額は災害発生直前における標準小売価格とする。

(防災訓練への参加)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、当該訓練における一般の参加者に傷病者が発生したときは、調剤および服薬指導を併せて担当するものとする。

(費用弁償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が救護所等で薬剤医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤医療救護班の編成および派遣に伴うもの
- (2) 薬剤医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- (3) 薬剤医療救護に従事した者が負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費
- (4) 合同訓練時における薬剤医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の規定による経費にかかる価額について、甲乙協議して定めるものとする。

(契約期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成24年3月31日までとする。その後、1年ごと更新するものとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲または乙から変更の申し出がない場合には、さらにこの協定は延長されたものとみなし、以後はこの例による。

(協定実施細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については別途定める。

(協議)

第15条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、またこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附則

災害時における応急医薬品等の供給に関する協定(昭和62年2月2日締結)は廃止する。

この協定を証するために、甲と乙は本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市小島町1丁目11番地30
一般社団法人 調布市薬剤師会
代表者 調布市薬剤師会長 栗 山 衛

第1号様式（第3条関係）

応 急 医 薬 品 等 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市薬剤師会

会 長

殿

調布市長

「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」第3条により、医薬品等の供給を下記のとおり要請します。

記

1 品 名 }
2 数 量 } 医薬品等内訳書のとおり

3 納入日時 年 月 日 時

4 納入場所 調布市 町 丁目 番地

()

第2号様式（第4条関係）

応急医薬品等供給費用請求書

年 月 日

調布市長 殿

調布市薬剤師会
会長

「災害時における
応急医薬品等の調達に関する協定書」第4条第1項により、 年 月 日
から 月 日までに供給した医薬品等の費用を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

（医薬品等内訳書のとおり）

98 協定No.12 多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書
(多摩市)

○多摩市と調布市との間における情報の提供及び交換に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害時又はそのおそれがあるときにおいて、防災行政無線(全国共通波)を有効に利用し、情報の提供及び交換を行うことにより両市の災害対策に寄与することを目的とする。

(情報の提供及び交換)

第2条 甲及び乙は、台風等風水害、震災等により広域的な被害が発生又はそのおそれがあるときは、次に掲げる事項について、相互に積極的に連絡を取り合い正確な情報の提供及び交換を行うものとする。

- (1) 降雨量に関すること。
- (2) 河川の水位に関すること。
- (3) 被害状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

(重要水防箇所の調査等)

第3条 甲及び乙は、洪水等発生時又はそのおそれがあるときにおいて、建設省京浜工事事務所が指定している多摩川の重要水防箇所を調査し、その状況を的確に把握し、情報の提供及び交換を行うものとする。

(巡視警戒)

第4条 甲及び乙は、台風等風水害時に、迅速かつ的確な水防活動ができるよう危険箇所に巡視員を配置し、巡視警戒を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 甲及び乙は、必要に応じて災害対策に関する会議を開催し、災害時における協力体制の強化に努めるものとする。

(通信訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時に備え通信運用の習熟を図るために必要に応じて、通信訓練を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

昭和62年2月13日

甲 東京都多摩市貝取1724番地

多摩市長 白井千秋 印

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 吉尾勝征 印

大規模模停電時の広報・資料

変電所名	供給範囲	供給区域内屋外子局の個別番号
飛田給	IB 飛田給1~3丁目 上石原1~3丁目 下石原1丁目 富士見町1~4丁目 (2丁目11~15除く)	1・2・3・4・5・6・8・9・12・13・14・15・20・21・22・ 23・50
	2B 下石原2~3丁目 多摩川1~4丁目	10・11・16・17・18・19・24・25・27
布田	IB 多摩川5~6丁目 小島3丁目 布田5~6丁目 国領4~7丁目 染地1~3丁目	25・26・27・62・64・65・66・69・70・71・72・73・74・ 75・76・77・78・79
	2B 小島2丁目 布田1~4丁目	24・37・56・61・62・64
調布	3B 富士見町2丁目11~15 小島町1丁目 調布ヶ丘1 ~3丁目 八雲台1丁目 国領町1丁目 佐須町1~ 3丁目	22・23・46・47・50・51・52・56・57・58・64・65
	IB 調布ヶ丘4丁目 深大寺南町1~5丁目 深大寺東町 1~3丁目・5丁目 深大寺北町1~2丁目・7丁目 深大寺元町1~5丁目	31・32・33・37・39・40・41・42・43・44・45・47・50
柴崎	2B 深大寺東町4丁目・6~7丁目 深大寺北町3~6丁目 八雲台2丁目 国領町2丁目 柴崎1~2丁目 菊野 台1~3丁目 西つじヶ丘1~3丁目・4丁目1~ 17	29・30・33・34・37・38・41 44・49・53・54・55・59・60・65・67・81・82・83・87・ 89・93・97
	3B 東つじヶ丘1丁目 仙川町2丁目 佐須町4~5丁目	44・48・53
狛江	IB 西つじヶ丘4丁目 (1~17を除く)・東つじヶ丘 3丁目 人間町1~3丁目	93・94・97・98・99・100・101・102・103
	2B 東つじヶ丘2丁目 仙川町1丁目 若葉町1~3丁 目	89・91・92・93・95・96
千歳	IB 仙川町3丁目 緑ヶ丘1~2丁目	84・85・86・87・88

99 協定No.13 災害時における米穀の供給に関する協定書（調布市米穀商組合）

○災害時における米穀の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市米穀商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき甲が実施する米穀の供給に関し必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 市内に米穀の供給を必要とする災害が発生し又は発生するおそれがある場合、甲は市民及び救援救護活動等の作業従事者に対し応急用米穀（以下「米穀」という。）の供給確保を図るため、乙の協力を求めるものとする。

2 乙は前項の協力要請があった場合はこれを協力するものとする。この場合において供給する米穀は、標準価格米を第一優先とする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする米穀の供給
- (2) 甲が調達した米穀のとう精
- (3) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合における市民に対する米穀の安定供給

（要請の手続）

第4条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、米穀供給要請書（第1号様式）に必要な事項を記入して要請するものとする。

2 乙は甲から前項の協力要請を受けたときは、特別の理由がない限り必要な業務を実施するものとする。

（米穀供給計画）

第5条 乙は前条第2項の業務を円滑に実施するため米穀供給計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の米穀供給計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 米穀供給のための協力組織及び連絡調整態勢
- (2) 協力組織を構成する店舗の名称、位置及び業務従事者の氏名
- (3) 災害時における調達可能な米穀数量
- (4) その他米穀供給活動に必要な事項

（指揮命令）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（米穀の価格）

第7条 甲の要請に基づき乙が供給する米穀の価格は災害発生直前における販売価格とする。

（費用弁償）

第8条 乙は米穀を納入したときは、米穀供給費用請求書（第2号様式）により、甲に請求するものとする。ただし、第3条3号に定める直接市民に供給した米穀代金については負担しない。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときの損害は甲が補償するものとする。

2 前項の損害補償額は東京都市町村消防団員等公務災害補償条例で定める条例の例により甲が負担するものとする。

(住民への周知)

第10条 甲、乙、双方は本協定の趣旨を広く市民に周知するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑議を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、双方にて別途協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は昭和63年9月1日から昭和64年8月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲、乙、いずれかからも申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、甲と乙とは本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

昭和63年8月27日

甲 調布市

代表者 調布市長 吉尾勝征 印

乙 調布市米穀商組合

代表者 組合長 柴田昭平 印

第1号様式（第4条関係）

米 穀 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市米穀商組合

組合長

殿

調布市長

「災害時における米穀の供給に関する協定書」第4条により米穀の供給を下記のとおり要請します。

記

1 品 目

2 数 量

3 納入日時

4 納入場所

第2号様式（第8条関係）

米 穀 供 給 費 用 請 求 書

年 月 日

調布市長 殿

調布市米穀商組合
組合長

「災害時における米穀の供給に関する協定書」第8条により 年 月 日から 年 月 日までに供給した米穀の費用を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

内訳

品 目	数 量	単 価	金 額

100 協定No.14 調布市及び木島平村災害援助協定（長野県木島平村）

○調布市及び木島平村災害援助協定

調布市及び木島平村は、災害が発生した場合において姉妹都市盟約の精神に基づき、次の条項により災害援助協定を締結する。

（目的）

第1条 調布市と木島平村は、災害時における応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（援助の内容）

第2条 相互に援助する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策に要する車両・機械の供給
- (2) 食料・生活必需品・医薬品その他の供給
- (3) 復旧に必要な資器材の供給
- (4) 復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童（専ら小学生とする。）の一時受入れ

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて協議のうえ援助する業務の内容を追加することができる。

3 前2項の援助は、援助を必要とする側の要請により行うものとする。

（輸送）

第3条 前条に定めるものの輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、協議のうえその輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）

第4条 第2条に定める業務に要する費用（輸送料を含む。）は、当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については協議のうえ定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、昭和63年11月18日から昭和64年11月17日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、協議して定める。

この協定の証として本協定書2通を作成し、各々署名押印のうえ、その1通を保有する。

昭和63年11月18日

調布市長

吉尾勝征 印

木島平村長

高山盛男 印

101 協定No.15 東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書（東京都）

○東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定書

東京都（以下「甲」という）と調布市（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務に関し相互に緊密な連絡を図るため、東京都防災行政無線に接続する端末機器（以下「端末機器」という。）の設置及び管理運用等に関して、次のとおり協定書を締結する。

第1章 総則

（端末機器の設置）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎内に東京都防災行政無線に接続する端末機器を設置する。

（端末機器設備の経費負担）

第2条 端末機器設備の設置に要する費用は、甲の負担とする。

（設置場所の無償使用）

第3条 乙は、端末機器を設置するために必要な設置場所及びその附属設備その他工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（設置場所等の変更）

第4条 乙は、自己の都合により、設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示の上、協議するものとする。

2 前項により、場所を変更するために必要な費用については、乙の負担とする。

3 甲が、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議する。

4 前項により場所を変更するために必要な費用については、甲の負担とする。

（端末機器の種類等）

第5条 設置する端末機器設備は、次の機器類とし、必要に応じて、関連する装置を含むものとする。

(1) 準動画端末装置 一式

(2) データ端末装置 一式

(3) ファクシミリ装置 一式

2 乙は、前項の機器を自己の負担により増設しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

第2章 管理

（管理責任者）

第6条 甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書第七条に定める無線管理者は、甲が乙の庁舎内に設置した端末機器を常に良好に機能を発揮できるよう責任をもって管理しなければならない。

(定期点検等)

第7条 甲は、端末機器を常に確実かつ安全に作動させるために定期点検を行うものとする。

2 前項の定期点検又は修理等の作業を実施するに際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

3 端末機器の故障復旧に要する費用は、甲の負担とする。

(消耗品)

第8条 端末機器の運用に要する消耗品については、乙の負担において常備する。

(光熱水費)

第9条 乙の庁舎内に設置された端末機器の運用に要する電気料金は、乙の負担とする。

第3章 運用

(運用の原則)

第10条 端末機器による情報伝達は、東京都地域防災計画に基づく災害対策にかかる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

2 データ端末で得られる情報は、防災行政以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、データ端末機器及びそのソフトに加工修正を加えようとするときは、甲に協議するものとする。

(研修)

第11条 甲は、乙の職員が端末機器を確実かつ円滑に操作できるよう十分な研修を行うものとする。

第4章 その他

(無線局の管理運用)

第12条 この協定書に定めるものを除くほか、端末機器の設置及び管理運用等に関する事項は、甲と乙との間で結ばれた東京都防災行政無線局設置等に関する協定書並びに甲が別に定める東京都防災行政無線局の管理及び運用に関する要綱の規定による。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成4年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに、甲と乙とのいずれからもなんらの申出がないときは、この協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定等)

第14条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成2年12月20日

甲 東京都

代表者 東京都知事 鈴木 俊一

印

乙 東京都調布市役所

代表者 東京都調布市長 吉尾 勝征

印

102 協定No.16 災害時における燃料等の供給に関する協定書（調布狛江プロパン商工組合調布支部）

○災害時における燃料等の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布狛江プロパンガス商工組合調布支部（以下「乙」という。）は、災害時の燃料等の供給について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う応急給食活動に際しての乙の燃料等の供給について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 風水害、火災及び地震をいう。

（2）燃料等 プロパンガス、木炭、固形燃料その他の燃料及びこれらを使用するためのコンロ等の器具をいう。

（優先供給）

第3条 乙は、甲の燃料等の供給要請に対して積極的かつ優先的に供給するものとする。

（供給要請）

第4条 甲は、乙に対しこの協定の規定による要請を行うときは、燃料等供給要請書（第1号様式）により要請するものとする。この場合において、要請書により要請する暇のないときは、甲は、口頭で要請することができる。

2 甲は前項後段による要請を行ったときは、後日、要請書を乙に送付するものとする。

（支払）

第5条 乙は、燃料等を納入したときは、遅滞なく燃料等供給費用請求書（第2号様式）により甲に請求するものとする。

2 燃料等の価格は、災害発生の直前における標準小売価格とする。

3 甲は、請求書の内容を確認のうえ、速やかに、その費用を乙に支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成7年7月18日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長

吉尾勝征

乙 調布市国領町8丁目6番地20
調布狛江プロパンガス商工組合
調布支部長

戸坂 賢

第1号様式（第3条関係）

燃 料 等 供 給 要 請 書

年 月 日

調布市狛江プロパンガス商工組合
調布支部長 様

調布市長

「災害時における燃料等の調達に関する協定書」第3条により、燃料等の供給を下記のとおり要請します。

記

- | | | |
|--------|----------|------------|
| 1 品 名 | } | 燃料等内訳書のとおり |
| 2 数 量 | | |
| 3 納入日時 | 年 月 日 | 時ごろ |
| 4 納入場所 | 調布市 町 丁目 | 番地 |
| | (|) |

第2号様式（第4条関係）

燃 料 等 供 給 費 用 請 求 書

年 月 日

調布市長 様

調布狛江プロパンガス商工組合
調布支部長

「災害時における燃料等の調達に関する協定書」第4条第1項により、
年 月 日から 月 日までに供給した燃料等の費用を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

（燃料内訳書のとおり）

燃 料 等 内 訳 書

供給月日	品 名	規 格	数 量	単 価	金 額	摘 要
合 計						

103 協定No.17 震災時の相互応援に関する協定（多摩地区 31 市町村）

○震災時の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- (5) 前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

八王子市長	波多野重雄
立川市長	青木久
武蔵野市長	土屋正忠
三鷹市長	安田養次郎
青梅市長	田辺栄吉
府中市市長	吉野和男
昭島市長	伊藤徳彦
調布市長	吉尾勝征
町田市市長	寺田和雄
小金井市長	大久保慎七
小平市長	前田雅尚
日野市長	森田喜美男
東村山市市長	細川一男
国分寺市長	本多良雄
国立市長	佐伯有行
田無市長	末木達男
保谷市長	保谷高範
福生市長	石川彌八郎
狛江市市長	石井三雄
東大和市長	尾又正則
清瀬市長	星野繁
東久留米市長	稲葉三千男
武蔵村山市市長	志々田浩太郎
多摩市長	白井千秋
稲城市市長	石川良一
羽村市長	井上篤太郎
あきる野市長	田中雅夫
瑞穂町長	関谷久
日の出町長	青木國太郎
奥多摩町長	大館
檜原村長	鈴木陸實

104 協定No.18 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加12市）

○大規模災害発生時における相互応援に関する協定書

大規模災害発生時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に、大規模な地震、風雪水害その他災害（以下、「大規模災害」という。）が発生した場合における相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

（協定市）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

（1） 東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

（2） 山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表のとおりとし、記載事項に変更が生じた協定市は、各ブロックの協定市に通知するものとする。

（ブロックの代表市）

第3条 大規模災害時に相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックに代表市を置くものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、前条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順（前条に掲げる順。別表参照）に、その任に当たるものとする。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、大規模災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、各ブロックの代表市の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救助及び復旧活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、救助又は復旧のために必要な事項

3 第1項の要請は、様式1により行うものとする。ただし、急を要する際は、口頭等により様式1に掲げる事項を明らかにして行うものとし、後日、各ブロックの代表市の市長に様式1を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 代表市は、応援要請があったときは、迅速にブロック内の協定市に要請内容を連絡するものとする。

2 代表市から連絡を受けた協定市は、可能な限り応援に努めるものとし、受諾できる応援内容を代表市に様式2により迅速に回答するものとする。

3 回答を受けた代表市は、これを速やかに取りまとめ、発災市に報告するものとする。

4 前2項の規定により、応援を受諾した協定市（以下「応援市」という。）は、速やかに応援体制を整えるものとし、応援にあたっての具体的な調整等は、発災市と応援市の間で直接行うものとする。

（応援従事者の業務）

第6条 第4条第2項第3号の規定により派遣された職員（以下「応援従事者」という。）は、発災市の市長の指揮のもと業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

（状況の報告）

第7条 発災市の市長は、応援市の市長に対して、定期的に応援従事者の活動状況を報告するものとする。

（経費負担）

第8条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、応援従事者に係る経費については、同一の応援従事者の派遣期間が1月未満である場合は公務出張による扱いとし、応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発災市と応援市が協議するものとする。

（災害補償等）

第9条 応援従事者に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第1

21号)の定めるところによる。

- 2 第6条の規定により応援従事者が応援業務中に、第三者に対して損害を与えた場合は、発災市が賠償の責任を負うものとし、発災市への往復経路の途中に生じた損害については、応援市が責務を負うものとする。

(連絡会議)

第10条 相互応援協定の事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議(以下「連絡会議」という。)を開催することができるものとする。

- 2 連絡会議の招集は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が行うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、協定市から書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、連絡会議を招集し、協定市の市長が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれ1通を保有する。

付 則

(効力の期日)

- 1 この協定は、平成28年4月1日から効力を生ずる。

(大規模災害発生時等における相互応援に関する協定の廃止)

- 2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定(平成8年11月27日)は廃止する。

平成28年3月31日

八王子市長 石森 孝志

甲府市長 樋口 雄一

立川市長 清水 庄平

諏訪市長 金子 ゆかり

府中市長 高野 律雄

山梨市長 望月 清賢

調布市長 長友 貴樹

大月市長 石井 由己雄

日野市長 大坪 冬彦

韮崎市長 内藤 久夫

国立市長 佐藤 一夫

茅野市長 柳平 千代一

別表（第2条，第3条関係）

本協定書に係る連絡担当部署

	市名	担当部署	代表電話番号 直通電話番号 FAX番号	代表市 該当年 度
東京ブロック	八王子市			2016・2017年 2028・2029年
	立川市			2018・2019年 2030・2031年
	府中市			2020・2021年 2032・2033年
	調布市			2022・2023年 2034・2035年
	日野市			2024・2025年 2036・2037年
	国立市			2026・2027年 2038・2039年
山梨・長野ブロック	甲府市			2016・2017年 2028・2029年
	諏訪市			2018・2019年 2030・2031年
	山梨市			2020・2021年 2032・2033年
	大月市			2022・2023年 2034・2035年
	韮崎市			2024・2025年 2036・2037年
	茅野市			2026・2027年 2038・2039年

（応援代表市）
市 長 様

（発災市）
市 長 名 印

応援要請について

標記のことにつきまして、下記のとおり本市を含む地域に大規模災害が発生いたしましたので、その概要をご報告いたしますとともに、「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定書」第5条の規定により応援要請をいたします。

記

- 1 災害の種類
- 2 災害発生の場所及び被害の状況
- 3 結集場所
- 4 要請する職種別人数及び期間
- 5 車両並びに資器材の規格、数量及び期間
- 6 要請するボランティアの従事内容、人数及び期間
- 7 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

105 協定No.19 災害時における応急対策に関する協定書（マイズ農業協同組合）

○災害時における応急対策に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とマイズ農業協同組合（以下「乙」という。）とは、調布市地域防災計画に基づく災害時における応急対策について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、乙の協力が必要であると認めるときは、次の各号に掲げる事項について協力を要請（以下「協力要請」という。）するものとする。

- (1) 生鮮食料品等の供給をすること。
- (2) 一時緊急的に農地に避難すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要と認めたこと。

2 乙に対する協力要請及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。ただし緊急の場合は、この限りでない。

3 乙は、協力要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか迅速に協力をを行うものとする。

4 乙は、協力要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

（手続）

第2条 この協定に基づく協力要請に係る手続については、別に定める。

（計画の策定等）

第3条 乙は、協力要請について、迅速に応ずるために、生鮮食料品等の供給に関する計画を策定し甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙は、甲の要請により生鮮食料品等を供給したときは、甲に対し、これに要した費用を請求することができる。

（市民への周知）

第5条 甲と乙とは、この協定の趣旨を広く市民及び組合員に周知するよう努めなければならない。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、第1条第1号に掲げる供給事務に従事した者が死亡、負傷もしくは疾病にかかり、又は廃疾となったときの損害は甲が補償するものとする。

2 前項の補償額は、東京都市町村消防団員等公務災害補償の例による。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、平成9年9月1日から平成12年8月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙からなんらの申出がないときは、この協定の有効期間は、更に3年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定の施行について必要な事項は、甲と乙とが別途に協議して定めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の及ぼす範囲は、調布市管内とする。

2 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年9月1日

甲 調布市

代表者 調布市長 吉尾 勝征

乙 マインズ農業協同組合

代表理事組合長 小塚 博

106 協定No.20 災害時の歯科医療救護活動についての協定書（調布市歯科医師会）

○災害時の歯科医療救護活動についての協定書

調布市を甲とし、東京都調布市歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班）

第2条 甲は、調布市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 前項に定める歯科医療救護班の構成は、次の各号に掲げるところによるものとし、その人数は甲乙協議のうえ定めるものとする。

- (1) 歯科医師
- (2) 歯科衛生士
- (3) その他補助事務

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所等に設置する救護所及び東京都が指定した後方歯科医療施設に設置する救護所において医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する患者に対する応急処置
- (2) 後方歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科医療
- (4) 検死・検案に際しての法医学上の協力

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医療品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医療品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(実費弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲がその実費を弁償するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の経費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

2 前項の定めによる実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(扶助金)

第12条 歯科医療救護班の歯科医師等が医療救護活動又は合同訓練において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は扶助金を支給するものとする。

2 前項の定めによる扶助金の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(災害医療運営連絡会の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する調布市災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を証するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲と乙が別途協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成9年10月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 吉尾勝征

乙 東京都調布市小島町一丁目12番地7小笠原ビル

東京都調布市歯科医師会

代表者 会長 安村治国

107 協定No.21 災害時における調布市及び調布郵便局の協力に関する覚書（調布郵便局）

○災害時における調布市及び調布郵便局の協力に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と調布郵便局（以下「乙」という。）とは、市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急用車両等として甲に提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を一時避難場所、物資集積場所等として甲に提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を乙に提供すること。
- (4) 被災した市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 乙は、甲の提供する施設において、災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては調布市総務部防災課長、乙においては調布郵便局総務課長とする。

(雑則)

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、平成9年11月1日から平成11年3月31日までとする。ただし期間満了の日の2月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、この覚書の有効期間は更に1年間効力を有し、以後もまた同様とする。

この覚書を証するため、甲と乙は本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市長 吉尾 勝征

乙 調布市八雲台2丁目6番地1
調布郵便局長 伊藤 武彦

○災害の場合における放送に関する協定

調布エフエム放送株式会社（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、放送法（昭和25年法律第132号）第108条の規定による災害の場合の放送（以下「災害放送」という。）に関する協定を次のとおり締結する。

（災害放送の実施）

第1条 放送区域内において災害等が発生し、乙が災害対策本部を設置し、又はその恐れ（警戒宣言を含む）があり、乙が放送を必要としたとき災害放送を行うものとする。

（要請の手続）

第2条 乙は、前条の規定による災害放送を要請するときは、放送要請書

（別記様式）を甲に提出するものとする。ただし、暇のないときは、この限りでない。

（災害放送の内容）

第3条 甲は、乙から要請を受けた災害放送の内容については、正確に放送しなければならない。この場合において、放送の形式については甲の判断によるものとする。

（料金）

第4条 災害放送に係る料金は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

（連絡責任者）

第5条 災害放送が確実及び円滑に行われるよう甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め相互に届け出ておかなければならない。

（無人自動放送がされている場合の対応）

第6条 甲において無人自動放送がされている場合の災害放送の要請手続きについては、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は平成23年 月 日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙のいずれからも書面による解約又は変更の申出がないときは、同一の内容で更に1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協議書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

災害の場合における放送に関する協定（平成10年8月19日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

平成23年10月 5日

甲 調布市小島町2丁目33番地1
調布エフエム放送株式会社
代表取締役 南 孝 二

乙 調布市小島町2丁目35番地1
調布市代表者
調布市長 長 友 貴 樹

109 協定No.23 災害時における放送等に関する協定（株式会社ジェイコムイースト調布局）

○災害時における放送等に関する協定

調布市(以下「甲」という。)と、株式会社ジェイコムイースト 調布局(以下「乙」という。)は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第2条 甲は、災害時に乙に対して災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第3条 甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙の委託事業者である株式会社ジュピターテレコム関東メディアセンターに要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 依頼する放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 前項の要請の連絡先は、別に定めるものとする。

3 要請は災害情報放送要請書（第1号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第4条 乙は、第2条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（情報の活用）

第5条 甲がインターネットや広報紙等で提供済の情報（コミュニティ情報、施設情報、安心安全情報等）および第2条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて伝えることができるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成27年10月19日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。
付則

第9条 災害時における災害情報等の放送に関する協定（平成10年8月19日締結）は、廃止する。

本協定書は、2通作成し甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年10月19日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番1
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘一丁目12番地3
株式会社ジェイコムイースト 調布局
局長 荒井 明

110 協定No.24 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布北高校）

○東京都立調布北高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立調布北高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉尾勝征

(乙) 調布市深大寺北町5丁目39番地1

東京都立調布北高等学校長

村木逸子

111 協定No.25 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立調布南高校）

○東京都立調布南高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立調布南高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉尾勝征

(乙) 調布市多摩川6丁目2番地1

東京都立調布南高等学校長

田村雅俊

112 協定No.26 避難所としての施設の利用に関する協定書（都立神代高校）

○東京都立神代高等学校に係る避難所としての施設の利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、東京都立神代高等学校長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した施設について開設するものとする。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、前項に規定する手続きをとる暇のないときは、同項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、速やかに、甲は、乙に対し、開設した旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

2 甲は、状況により前項に規定する7日を超えて、施設を使用しようとするときは甲は乙と協議のうえ、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項、又は疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成12年3月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長

吉尾勝征

(乙) 調布市若葉町1丁目46番地

東京都立神代高等学校長

阿部興

113 協定No.27 災害時における緊急輸送業務に関する協定（東京都トラック協会多摩支部）

○災害時における緊急輸送業務に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会多摩支部（以下、「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において大規模な地震災害、風水害その他火災が発生するおそれがある場合において、調布市地域防災計画（平成10年3月修正）に基づく緊急輸送用車両の確保の一環として、乙の協力を得ることにより、災害時の円滑な輸送業務を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の状況等に応じて、緊急輸送用車両が必要であると認めるときは、緊急輸送用車両及びその運転者（以下「車両等」という。）の供給を乙に要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）業務の期間

（2）輸送する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（車両等の供給）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し、車両等を供給し、業務を実施しなければならない。

（経費の負担）

第4条 この協定の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が業務を実施した場合の次に掲げる経費は、甲が負担する。

（1）乙が提供した車両等の運賃料金

（2）甲の指示又は同意により使用した高速道路等有料道路の通行料及び有料駐車場の料金

2 前項第1号の料金は、東京都と社団法人東京都トラック協会との間で契約している運賃及びその他の条件を準用する。

（経費の請求及び支払）

第5条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、予算措置後に速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給した車両等が事故その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両等を交換し、その供給を継続しなければならない。この場合において、乙は、甲に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、車両等の運行に際し、乙の責に帰する理由により、車両の使用者（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

（損害賠償）

第8条 甲は、その責に帰する理由により、業務に従事する車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（供給可能車両等の報告）

第10条 乙は、甲に対し、毎年4月に、災害時に供給可能な車両等について供給可能数量報告書（第2号様式）により報告しなければならない。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長友貴樹

乙 国立市北3丁目27番11
社団法人 東京都トラック協会多摩支部
支部長 岩田敏雄

114 協定No.28 災害時における相互応援協定書（世田谷区）

○災害時における相互応援協定書

調布市（以下「甲」）と世田谷区（以下「乙」）とは、地震等の災害が発生し、被災自治体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災自治体の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行し、住民の安全安心を堅持するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、被災自治体からの要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、被災自治体の応急対策及び復旧活動を円滑に行うこととともに、行政区域に関わらず被災自治体の住民を保護することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 甲乙が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、自治体間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた自治体が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した自治体が負担するものとし、その額は供給をする自治体と供給を受ける自治体で協議の上定める。ただし、避難住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ自治体で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（緊急応援）

第5条 応援を行う自治体は、応援を受ける自治体が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける自治体の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

(連絡会の設置)

第6条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、防災主管課長によって構成し、事務局は別に協議する。

(協議)

第7条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成17年2月16日

調布市長 長友貴樹

世田谷区長 熊本哲之

115 協定No.29 災害時におけるボランティア活動に関する協定（社会福祉法人 調布市社会福祉協議会）

○災害時におけるボランティア活動に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と調布市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき災害時における甲が行う災害応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救急活動の実施、協力に関する事項
- (2) 避難者の誘導・避難所内の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 罹災者に対する炊出し、救助物資の配分等に対する協力
- (4) 災害時要援護者（障害者、高齢者、児童等）に対する要援護実態調査及び移動、コミュニケーション支援・話し相手、慰問についての協力等
- (5) ボランティアに関する情報収集及び発信についての協力
- (6) 被災状況調査等災害対策業務全般についての協力

（要請）

第3条 甲は、この協定に基づく乙への要請は、日時、場所及び協力内容を明記した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により協力を要請し、後日、文書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、特別な理由がない限り直ちに必要な業務を実施するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲からの協力要請を待つことができないときは、協力内容に基づく救助等に着手し、その状況を直ちに甲に報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

（ボランティアの養成）

第4条 乙は、平常時よりボランティアの研修又は講習を行い、また、ボランティアの受入、派遣等非常時に備えた体制づくりを整備するものとする。

2 甲は、前項の事項に関し、必要な範囲で支援するものとする。

（活動拠点）

第5条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等の活動は、乙の事務所等を拠点とするものとする。

（近隣団体との協力体制）

第6条 乙は、登録ボランティア以外のボランティアとの協力体制の確立を図るものとする。

（合同訓練）

第7条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

（資器材等の確保）

第8条 乙は、災害時の復旧活動等に必要な資器材等を甲と協議のうえ、甲の協力の下に準備する

ものとする。

2 乙は、配備してある災害時等用の資器材については、配置場所、量及び管理者等を明記した文書を甲に提出しなければならない。

(関係機関等との協力体制)

第9条 乙は、災害時にどのように活動すべきか甲とともに関係機関等と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

(費用負担)

第10条 甲の要請に基づき、協力業務を乙が実施した場合、甲が必要と認めた費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は業務終了後、当該協力業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務に係る従事者の損害賠償は「ボランティア保険」によるものとする。

2 災害時におけるボランティア保険の加入金については、甲が支払うものとする。

(報告)

第12条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務については、甲に報告するものとする。

(業務期間)

第13条 甲の要請に基づく乙の当該協力業務期間については、甲と乙の協議により判断する。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは甲乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第15条 協定の有効期間は、平成17年3月29日から平成18年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲乙になんらの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年3月29日

甲 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 社会福祉法人

調布市社会福祉協議会

代表者 会 長 恩 田 章 司

116 協定No.30 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書（東京都立調布特別支援学校）

○障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、東京都立調布特別支援学校を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、介護を要する障害者等とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は協定締結日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

付則 障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定（平成17年3月29日締結）は、廃止する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年3月31日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市調布ヶ丘1丁目1番地2
東京都立調布特別支援学校

校長 宮田 守

117 協定No.31 災害時における井戸の使用に関する協力協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院）

○災害時における井戸の使用に関する協力協定

調布市（以下「甲」という。）と東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙所有の井戸の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協力協定は、災害時に乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めることにより、災害時における水の確保を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模な災害が発生した場合で必要があると認めるときは、乙に対し水の供給に関して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面をもって要請する時間がないときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を送達するものとする。

3 第1項の要請は、病院長に対して行うものとする。ただし、病院長が事故又は不在のときは、あらかじめ病院長が指名した者に対して行うものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定により、第1条に掲げる要請に対して、医療活動に支障のない範囲で要請に協力するものとする。

（資機材等の備蓄）

第4条 甲は、災害時に給水活動を行うために必要な機材等を予め備蓄するために必要な備蓄倉庫を設置するものとする。ただし、甲が当該設備のために利用することのできる倉庫が存する場合にあっては、この限りではない。

2 前項に定める内容を実施及び維持管理するために係る費用は、全て甲の負担とする。

（用地の提供）

第5条 乙は、前条第1項の定めにより、甲が備蓄倉庫を設置するために必要な場所を無償提供するものとする。

（燃料の確保）

第6条 乙は、自家発電用の燃料について、災害時にも確保できるように予め準備しておくものとする。また、乙の備蓄分を使いきった時点で、甲が補充するものとし、補充に係る費用は、全て甲の負担とする。

（協議）

第7条 この協力協定に定めのない事項及びこの協力協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（効力）

第8条 この協力協定は、平成18年9月1日から効力を有するものとする。この協力協定の成立を証するため甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成 18 年 8 月 31 日

調布市小島町 2 丁目 35 番地 1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

狛江市和泉本町四丁目 11 番 1 号

乙 東京慈恵会医科大学附属第三病院

代表者 院長 坂井 春男

118 協定No.32 災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書（東京多摩青果株式会社）

○災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書

三鷹市，府中市，調布市，小金井市，国立市（以下これらを「甲」という。）と東京多摩青果株式会社（以下「乙」という。）は，災害時に青果物の提供及び甲が避難場所として乙の管理する敷地の一部を利用することに関し，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は，甲の区域内で災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において，甲が行う災害対策業務に対する乙の協力に関して，必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は，災害時における避難所開設や運営を行う地域住民及び従事職員等に対して，緊急に青果物を調達する必要があるときは，必要に応じて乙に対し，青果物の提供（運搬を含む。以下同じ。）及び災害時に市民の避難場所として，乙が定めた敷地の範囲内で，敷地の利用を要請することができる。

（協力内容）

第3条 乙は，前条の規定による甲の要請を受けたときは，特別の理由がない限り，可能な範囲において，青果物の提供及び避難場所の敷地利用に協力するものとする。

（青果物の受領）

第4条 青果物の提供場所は，甲が指定するものとし，当該提供場所において甲が青果物の品目，個数等を確認のうえ，受け取るものとする。

（避難場所の利用の通知）

第5条 甲は，第2条の規定により乙が定めた敷地を避難場所として利用する場合は，事前に乙に対しその旨を口頭で通知し，事後に文書を提出するものとする。

2 甲は，避難場所の利用に緊急を要するときは，前項の規定にかかわらず，事前に通知することなく乙が定めた敷地を避難場所として利用できるものとする。ただし，この場合において，甲は，速やかに乙に利用した旨を通知しなければならない。

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により，乙が実施する青果物の提供に要した費用は，市が負担するものとする。

2 乙が甲に対して提供する青果物の価格は，災害発生前の一般市場の卸価格とする。

（費用の請求）

第7条 乙は，第3条に規定する協力業務が終了したときは，甲に対しその旨を報告し，青果物の提供に要した費用を請求するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については，甲

乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年10月23日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

附 則

この協定の締結に伴い、災害時における東八道路沿線5市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定(平成18年10月24日締結)は、廃止する。

甲と乙は、この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成24年11月1日

甲 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市
代表者 三鷹市長 清原 慶子

東京都府中市宮西町二丁目24番
府中市
代表者 府中市長 高野 律雄

東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市
代表者 小金井市長 稲葉 孝彦

東京都国立市富士見台二丁目47番の1
国立市
代表者 国立市長 佐藤 一夫

乙 東京都国立市谷保367番地
東京多摩青果株式会社
代表取締役社長 柏 武彦

青果物の内容及び避難場所	
青果物品名	バナナ, ジャガイモ, 玉ネギ 他
用途	場 所
一時避難場所	東京都多摩青果株式会社 国立市場 国立市谷保 367 番地
<p>1 青果物の提供できる内容は上記のとおりです。</p> <p>2 避難場所として利用可能な場所は上記のとおりです。</p> <p>平成 24 年 11 月 1 日</p> <p style="text-align: right;">東京都国立市谷保 367 番地 東京多摩青果株式会社 代表取締役社長 柏 武彦</p>	

119 協定No.33 災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部）

○災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める避難生活が長期化した場合とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難状態が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2に定める業務とする。

2 前項の規定に係わらず、避難所において感染症が発生し、又は感染症が発生するおそれがある場合等で、業務を中止、中断又は一部制限する必要があると認めるときは、甲は乙に対して必要な措置を指示し、乙は当該指示に従うものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法（昭和22年法律第234号）に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する理容店の従業員及び調布市災害ボランティアセンターに登録された者（以下「ボランティア」という。）とする。

（業務を受けることができる者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により理容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第6条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、理容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、理容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用

は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第9条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

第11条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年11月29日

調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

狛江市岩戸南2丁目18番1号

乙 東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部

代表者 支部長 山田 政宏

年 月 日

理容サービス業務の提供要請書

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部長 様

調布市災害対策本部長

調布市長

印

災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、次のとおり業務の提供を要請します。

業務提供を受ける人数	概ね 名
希望実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	
業務内容	散髪 ・ 洗髪 ・ 顔剃り
備考	

第4部 協定資料

連絡先：調布市・調布市災害対策本部

課・班

担当者

電話 ()

FAX ()

年 月 日

理容サービス業務の提供報告書

調布市災害対策本部長

調布市長

様

東京都理容生活衛生同業組合武蔵調布支部

支部長



年 月 日付理容サービス業務の提供要請書で要請のありました業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

希望実施日時	年 月 日 ()	
実施場所		
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人	
	うち	
	1 散髪	人
	2 洗髪	人
	3 顔剃り	人
業務提供者	住所	氏名
備考		

担当者：

電話

()

120 協定No.34 災害時における応急対策業務に関する協定書（調布市植木組合）

○災害時における応急対策業務に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と調布市植木組合（以下「乙」という。）との間において、災害時の応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、風水害、地震、その他の災害が発生した際に、甲が実施する災害応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力

（応援の要請）

第3条 甲は調布市内で災害が発生し、応急対策用資機材等の応援が必要と認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明かにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする応急対策用資機材の種別、台数及び人員
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) 現場責任者等
- (5) その他必要な事項

（協力）

第4条 乙は、甲から第3条の規定により応急対策用資機材等の要請があったときは、特別な理由がない限り、応急対策用資機材を甲に提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力を要した応急対策用資機材の経費を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づいて、応急対策業務に従事した者が負傷し、疾病にかかり、又死亡した場合の損害補償費は、「調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の規定に基づき、補償するものとする。

（定めのない事項の処理）

第7条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年2月14日から平成21年2月13日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までにそれぞれから申し出がないときは、更に1年延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通を所有する。

平成20年2月14日

調 布 市 長 長 友 貴 樹

調布市植木組合
組 合 長 浅 田 憲 一

121 協定No.35 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（有限会社調布清掃）

○災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と有限会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、大規模災害発生時におけるし尿の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）について、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、甲は乙に対し、し尿の収集等を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として、し尿の収集等を行う日時、場所、必要となるし尿収集車両の台数その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿の収集等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は、し尿の収集等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬委託費（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額とする。

（し尿収集車両の台数等の報告）

第5条 乙は甲の要請に対応することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、同年 3 月 31 日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとする。

2 前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第7条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保管する。

平成20年3月3日

甲 調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙 有限会社調布清掃

代表取締役 梶 原 良 介

122 協定No.36 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書（株式会社吉野清掃）

○災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社吉野清掃（以下「乙」という。）との間において、大規模災害発生時におけるし尿の収集及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、し尿の収集及び運搬（以下「収集等」という。）について、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になった時は、甲は乙に対し、し尿の収集等を要請するものとする。

2 前項の要請は原則として、し尿の収集等を行う日時、場所、必要となるし尿収集車両の台数その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、し尿の収集等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、し尿の収集等を行うものとする。

（経費の負担）

第4条 乙は、し尿の収集等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿収集運搬委託費（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額とする。

（し尿収集車両の台数等の報告）

第5条 乙は、甲の要請に対応することのできるし尿収集車両の台数その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。ただし、同年 3 月 31 日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとする。

2 前項ただし書の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお 1 年間延長するものとし、以後同様とする。

（協議事項）

第7条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙各1通を保管する。

平成20年3月3日

甲 調 布 市 長 長 友 貴 樹

乙 株式会社吉野清掃

代表取締役 吉 野 幸 雄

123 協定No.37 非常通信の運用に関する協定書（調布消防署）

○非常通信の運用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）及び東京消防庁調布消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙はできる限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第 5 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 6 条 甲の職員が、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 7 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第 8 条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第 9 条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第 10 条 この協定書の有効期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。なお、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからもなんら申し出がないときは、この協定書は

更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年3月25日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

東京都調布市下石原1丁目16番地1

乙 東京消防庁調布消防署

代表者 調布消防署長 窪田 和弘

124 協定No.38 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市建設防災連 合会）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、調布市内に発生した風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、調布市（以下「甲」という。）と調布市建設防災連合会（以下「乙」という。）との間に災害時における応急対策の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- (3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（協力の要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙が、前項により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（応急対策）

第4条 乙が、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報 告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費は、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年4月1日東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（雑 則）

第11条 この協定は、平成20年11月5日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成20年11月5日

甲 調布市

代 表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市建設防災連合会

代 表 会 長 富 澤 貴

125 協定No.39 防災情報等の提供及び活用に関する協定書（国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所）

○防災情報等の提供及び活用に関する協定書

防災情報等の提供及び活用に関する協定書

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長（以下「甲」という。）と調布市長 長友 貴樹（以下「乙」という。）とは、関東広域ネットワークの公共情報通信基盤を利用した防災情報等の提供とその活用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力し、甲及び乙が所有する公共情報通信基盤を接続することにより形成される関東広域ネットワークの情報通信網（以下「広域情報ネットワーク」という。）を活用し、防災情報及び河川情報等の情報交換を円滑に実施するために、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（施設の整備）

第2条 広域情報ネットワークの構築に必要な施設の整備については、甲及び乙が相互に協力して行うものとする。

（施設の維持管理及び修繕の区分範囲）

第3条 広域情報ネットワークに関する施設の維持管理及び修繕等は、別図の維持管理及び修繕等の区分範囲をもって、甲及び乙がそれぞれ維持管理及び修繕等を行うものとする。ただし、この区分範囲に限らず障害等を発見した場合は、速やかに該当管理者へ連絡を行うものとする。また、突発的な異常が生じた場合は、甲及び乙協議の上、協力して異常の改善に努めるものとする。

（情報の内容）

第4条 甲及び乙が提供する情報は、甲及び乙それぞれの所掌事務を遂行する上で必要となる防災情報及び河川情報等の情報とする。

2 甲及び乙は、それぞれに保有する情報について互いに提供を求めることができる。

3 提供を受けた情報は、それぞれの防災対策等に活用できるものとする。

ただし、外部（広域情報ネットワーク化されていない他の機関や第三者）への公開や譲渡及び提供を受けた情報等を二次活用する場合は、情報提供者の承諾を必要とするものとする。

4 甲及び乙は、新たな情報提供内容や手法等を開発するときは、相互に連携をとり、必要な協力及び助言等を行うものとする。

(意見交換)

第5条 甲及び乙は、この協定の趣旨に鑑み、提供を受けた情報の活用状況や成果等について意見交換を行うこととする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙協議の上、これを解決するものとする。

(有効期限)

第7条 この協議の有効期限は、平成21年3月31日までとする。ただし、甲及び乙のいずれから、本協定の改廃棄について申し出がないときは、更に1年継続するものとし、以後も同様とする。

付則

- 1 この協定は、平成21年3月16日から効力を生ずる。
- 2 この協定の証として、本書2部を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2丁目18番1号
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長 鈴木 研 司

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調 布 市 長 長 友 貴 樹

126 協定No.40 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）

○災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書

調布市(以下「甲」という。)と東京都下水道局流域下水道本部(以下「乙」という。)とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩一号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

(事前対応)

第2条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩一号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

3 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩一号水再生センターへの搬入・受入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

(役割分担)

第3条 甲は、北多摩一号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩一号水再生センターに搬入する。

3 乙は、甲に指定した北多摩一号水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

(その他)

第4条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

(有効期限)

第5条 この覚書の有効期限は、平成22年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書に改定について、期間満了の1か月前までに書面による申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、おのおの1通を保有する。

平成21年7月14日

甲 調布市長 長友 貴樹

乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 新田 洋平

127 協定No.41 災害時における応急対策の協力に関する協定書（東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急対策に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請に当たり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供
- (2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力
- (3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（応急対策）

第4条 乙は、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからもなんらの申出がないときは、1年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成22年2月3日

甲 調布市

代表 調布市長 長友 貴樹

乙 東京都電気工事工業組合調布地区本部調布支部

代表 支部長 唐沢 俊一

128 協定No.42 災害時における応急対策の協力に関する協定書（調布市電設協同組合）

○災害時における応急対策の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市電設協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が行う応急対策に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、甲は乙に対して応急対策の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、必要な人員や機械等を出動させ、甲の行う応急対策に協力するものとする。

3 協力の要請に当たり、甲は災害の状況、場所、活動内容、出動を希望する人員、機械等必要な事項を連絡するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力内容は、次のとおりとする。

(1) 災害時における甲が必要とする応急対策用人員及び資機材の提供

(2) 災害時における道路及び倒壊建物等の障害物の除去に対する協力

(3) その他、甲・乙間で別途協議して定める事項

（応急対策）

第4条 乙は、甲の要請により災害現場に出動したときは、甲の現場責任者の指示に従い応急対策に従事するものとする。ただし、甲の現場責任者の指示を受けられないときは、乙が自ら要請事項に基づいて応急対策を実施するものとする。

2 応急対策の円滑な実施を図るための緊急資材の確保及び管理については、甲・乙間において別途協議して定めるものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の応急対策の終了後、直ちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の応急対策に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、応急対策の内容により別途協議するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、応急対策に要した経費の明細書等を作成し、甲の審査を受け経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 応急対策の実施に伴い、第三者に損害を与えたときの賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定に基づき、補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、その他必要な事項は、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからもなんらの申出がないときは、1年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成22年2月3日

甲 調布市

代表 調布市長 長 友 貴 樹

乙 調布市電設協同組合

代表 理事長 畑 野 政 之

129 協定No.43 災害時における応急救護活動の協力に関する協定書（公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部）

○災害時における応急救護活動の協力に関する協定書

調布市(以下「甲」とする。)と公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部（以下「乙」とする。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。なお、乙が救護所等において行う医療救護は、緊急医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

- (1) 傷病者に対する医療救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）の実施
- (2) 傷病者に対する医療救護に関する衛生材料等の提供

（要請の手続）

第3条 甲は乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（費用補償等）

第5条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する柔道整復師会の派遣に伴うものの経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 柔道整復師会の派遣に要する経費
- (2) 柔道整復師会の救護活動等における衛生材料等
- (3) 柔道整復師会が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費（防災訓練等への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は令和元年5月31日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

附則

災害時における応急救護活動の協力に関する協定（平成22年2月8日締結）は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年5月31日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都府中市美好町3丁目26番地12
公益社団法人東京都柔道整復師会武蔵野支部
代表者 支部長 佐 藤 雅 徳

130 協定No.44 特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 桐仁会）

○特別養護老人ホームかしわ園の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームかしわ園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市下石原3丁目44番地1

社会福祉法人 桐仁会

理事長 杉崎海陽

131 協定No.45 災害時における情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

○災害時における情報交換に関する協定

国土交通省（以下「甲」という。）と調布市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 この協定は、調布市の地域について災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 甲及び乙の情報交換は、次のいずれかに該当した場合に実施するものとする。

- （1）調布市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- （2）調布市災害対策本部が設置された場合
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次に掲げるところによる。

- （1）一般被害状況に関すること。
- （2）公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡口を明確にしておき、前項の規定による情報連絡員の派遣に必要な事項に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する他図等の資料の整備に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、甲が実施する業務に係る経費については甲が、乙が実施する業務に係る経費については乙が負担するものとし、相手方に請求しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が前項の規定により難いと認めた場合は、甲及び乙が協議し、各自の負担すべき額を決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成24年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙がそれぞれ記名・押印のうえ各1通を保有する。

平成23年6月1日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
代表者 国土交通省 関東地方整備局長 下保 修

乙 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

132 協定No.46 大規模災害発生時における施設使用に関する協定（株式会社東京スタジアム）

○大規模災害発生時における施設使用に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と、株式会社東京スタジアム（以下「乙」という。）とは、災害時における乙の管理する施設の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市の地域について地震・風水害等の災害が発生した場合において、甲が実施する応急対応活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙が甲に対して行う協力内容は次のとおりとする。ただし、乙の営業や災害後の営業再開に向けた準備等の支障にならない期間での協力とする。

- (1) 援助物資等の集積又は集配場所としての支援
- (2) 前項のほか、甲及び乙が協議して定める事項

（使用施設）

第3条 乙が甲に一時的に使用させる施設は、別図のうち、800㎡の範囲とする。

（協力要請）

第4条 甲は乙に前条に規定する協力を要請する場合は、事前に文書で協力を要請するものとする。

2 甲は、協力の要請に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、口頭にて要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は乙に対して事後において文書により要請を行うものとする。

（協力）

第5条 乙は甲から前条の規定による協力要請を受けた場合は、協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。

（人員の確保）

第6条 乙が甲に一時的に施設を使用させる場合、一時使用する施設の管理等に要する人員については甲が必要な人数を確保し配置する。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき、甲が一時使用した施設の利用料については、乙は甲に負担を求めないものとする。その他の費用については甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から、平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙から申出がないときは、この協定の有効期間は、更に1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

（協議）

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙がそれぞれ記名・押印のうえ各1通を保有する。

平成24年9月1日

甲) 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹

乙) 東京都調布市西町376番地3

株式会社東京スタジアム

代表者 代表取締役社長 山本 洋一

133 協定No.47 至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム)

○至誠ホーム調布若葉ケアセンターの避難所施設利用に関する協定

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人至誠学舎立川至誠ホームを「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「至誠ホーム調布若葉ケアセンター」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成24年11月9日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 立川市錦町6丁目28番地15

社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠ホーム

ホーム長 橋本正明

134 協定No.48 災害時における動物救護活動に関する協定書（公益社団法人 東京都獣医師会多摩東支部）

○災害時における動物救護活動に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部（以下「乙」という。）とは、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画等に基づき、地震、風水害等の災害時において甲が実施する動物などの保護対策及び救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、被災地域内の人に飼育されている犬、猫、小鳥その他の小動物（以下「被災動物」という。）とする。ただし、人の生命、身体及び財産に害を加えるおそれのある動物は除く。

（協力内容）

第3条 乙の協力内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所等における被災動物の保護及び管理に関すること。
- (2) 被災動物の救護及び応急処置に関すること。
- (3) その他必要な災害応急業務に関すること。
- (4) 被災動物に関する情報提供に関すること。
- (5) 飼い主不明、若しくは放し飼い状態の動物の保護に関すること。
- (6) 協力業務に必要な医薬品、ペットフード等の備蓄及び調達に関すること。
- (7) 東京都獣医師会、動物愛護団体との連絡調整に関すること。

（協力要請）

第4条 甲は、活動を実施する必要が生じた場合には、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項に定める甲の要請は、動物救護活動要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には、口頭その他の方法による要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な理由のない限り、可能な範囲において甲の実施する活動に協力するものとする。

(平常時の対応等)

第6条 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の普及及び啓発に努め、災害時において乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する愛護動物の災害対策に対して適切な助言、指導を行うものとする。

3 甲及び乙は、平常時から災害時の対応について飼い主への啓発に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないものとする。ただし、乙が当該活動において携行した医薬品等を使用した場合は、その実費については甲が負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙に属する会員のうち甲の指示した応急対策に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償費について、次に掲げる場合を除き、東京都市町村総合事務組合で定める「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）」の規定を準用して、補償するものとする。

(1) 当該乙の会員の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(3) 当該乙の会員等が他の制度等により補償を受ける場合

2 第4条に基づき、甲が要請した活動に従事した乙の会員が第三者に損害を与えた場合、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償にあたる。

(活動の終了)

第9条 乙は、活動の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第12条 この協定の期間は、協定締結日から平成26年2月4日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月4日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1

調布市

代表者 調布市長 長友 貴樹 印

乙 東京都国分寺市東元町1丁目38番47号

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 木村 譲 印

135 協定No.49 災害時における消防支援活動等に関する協定書（調布市消防団OB会）

○災害時における消防支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布市消防団OB会（以下「乙」という。）は、災害時における消防支援活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で発生した地震、その他の災害（以下「災害等」という。）において、甲が行なう消防活動等に対し、乙が行なう消防支援活動等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の参集）

第2条 乙は、災害等が発生した場合には、自らの安全と家族等の安全を確認、確保した上で参集すること。

2 乙は、調布市消防団機械器具置場、災害現場又は避難所等に参集する。

（支援内容）

第3条 乙が支援する消防支援活動等の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 消火活動の支援
- (2) 救出・救助活動の支援
- (3) 応急救護活動の支援
- (4) 情報収集活動
- (5) その他甲が要請する支援活動等

（協力要請）

第4条 甲は、調布市内で災害が発生し、消防支援活動等の要請の必要がある場合は、乙に対して、文書をもって要請する。ただし、緊急を要する時は、口頭等により支援要請を行うことができるものとする。

2 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合において、やむを得ず前項の規定による甲の要請を待たずに前条に規定する消防支援活動等を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

（消防支援活動等の指揮）

第5条 乙は、第3条に規定する消防支援活動等を実施するときは、甲及び調布市消防団の指揮により活動するものとする。

（連絡及び協力体制等）

第6条 甲と乙は、緊急時の連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が第3条に規定する消防支援活動等に要した経費は、原則として次の各号により甲が負担するものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 車輛、機械器具類の燃料費及び破損した器具の修理費

(経費の請求)

第8条 乙は、第3条に規定する消防支援活動等が終了したときは、速やかに消防支援活動等の報告を行なうとともに、その活動に要した消耗品等の費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに、消耗品等の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、第3条に規定する消防支援活動等に従事した者が、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の例により、これを補償するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の3箇月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月18日

(甲) 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

(乙) 調布市消防団OB会

代表者 会 長 小 川 一 洋

136 協定No.50 特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 常盤会)

○特別養護老人ホームときわぎ国領の避難所施設利用に関する協定

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人常盤会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームときわぎ国領」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成25年2月18日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年2月18日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎922-1

社会福祉法人 常盤会

理事長 丹下芳典

137 協定No.51 災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定（日本郵船株式会社）

○災害時における飛田給体育場の避難所利用に関する協定

調布市を甲とし、日本郵船株式会社を乙として、甲乙間において、災害時に日本郵船飛田給体育場の一部を避難所として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に日本郵船飛田給体育場（調布市飛田給一丁目 54 番地1，以下「体育場」という。）の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定める。

（避難所の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、体育場の一部に避難所を開設する必要が生じた場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、体育場のグラウンド部分（別紙青線囲み部分。以下「対象地」という。）に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第3条 甲は、対象地に避難所を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書若しくは口頭により通知するものとする。

2 前項の規定に拘わらず、避難所の開設に緊急を要する場合は、甲は、事前に乙に通知することなく対象地に避難所を開設することができるものとする。この場合において、甲は、避難所を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

（例外措置）

第4条 甲は、災害の規模・機関等に鑑み、対象地に加え、体育場内のその他の部分にも避難所を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。この場合においては、甲は、当該避難所を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を通知しなければならない。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の避難所の運営に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

2 避難所若しくは避難所の運営によって体育場の施設等に損害が生じた場合は、甲の負担により原状に復するものとする。

(資機材の準備)

第7条 甲は、避難所の開設に必要な資機材等をあらかじめ準備するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により開設時期を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所としての利用を終了する際には、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した体育場の施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年6月13日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年6月12日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号
日本郵船株式会社
代表者 代表取締役社長 工 藤 泰 三

138 協定No.52 災害時における緊急医療救護所に関する協定（東京慈恵会医科大学附属第三病院，狛江市）

○災害時における緊急医療救護所に関する協定

狛江市（以下「甲」という），調布市（以下「乙」という。），東京慈恵会医科大学附属第三病院（以下「丙」という。）との間において，災害時における緊急医療救護所の開設等に関し，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，地震，風水害，その他の災害等が発生した，又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において，丙が災害拠点病院として医療活動を実施する際，丙が管理する施設や用地（以下「施設等」という。）を利用して，緊急医療救護所の開設及び運営を確保することを目的とする。

（緊急医療救護所）

第2条 この協定における緊急医療救護所とは，災害時等において丙の災害拠点病院としての機能を維持するため，傷病者に対するトリアージ及び軽症者に対する応急措置等を実施する場所とする。

（対象施設等）

第3条 この協定の対象施設等は，次のとおりとする。

所在地 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

名称 東京慈恵会医科大学附属第三病院，慈恵第三看護専門学校，
医学部医学科，医学部看護学科

（協力要請）

第4条 災害時等に，緊急医療救護所を開設する必要があるときは，甲及び乙は，丙に対し協力を要請する。ただし，丙は，災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは，自主的な判断に基づき，緊急医療救護所を開設することができる。この場合，丙は速やかに甲乙へ報告するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条で規定する協力要請の目的を達するため，甲乙丙は互いに緊急時の連絡先を報告し，随時更新する。

（協力体制）

第6条 甲乙丙は，あらかじめ協力内容について互いに協議し，協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合，互いに報告するものとする。

(災害発生時の対応)

第7条 丙は、災害時等において、速やかに緊急医療救護所としての機能を果たせるよう施設等の開錠など必要な措置を講じ、甲乙に対して施設等を提供するものとする。

2 丙は、前項で定める措置を行った後、あらかじめ甲乙と協議した内容に基づき、緊急医療救護所の開設及び運営に協力する。

(訓練等)

第8条 丙が、緊急医療救護所に関する防災訓練等を実施する場合は、甲乙は積極的に協力するよう努めなければならない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙丙いずれかからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月19日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市長 高橋都彦

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1

調布市長 長友貴樹

丙 東京都狛江市和泉本町四丁目11番1号

東京慈恵会医科大学附属第三病院
院長 谷口郁夫

139 協定No.53 旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人大泉旭出学園）

○旭出調布福祉作業所の避難所施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし、社会福祉法人大泉旭出学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「旭出調布福祉作業所」（調布市小島町3丁目26番地1）の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者（家族等を含む）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成26年2月28日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年2月28日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 練馬区東大泉7丁目21-32
社会福祉法人 大泉旭出学園
理事長 浅井 浩

140 協定No.54 災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書（東京都美容生活衛生同業組合調布支部）

○災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務の提供に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都美容生活衛生同業組合調布支部（以下「乙」という。）は、地震等の災害時におけるボランティア活動としての美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）において、乙が業務を提供するに当たっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条に定める業務とする。

（業務の提供者）

第3条 業務の提供者は、美容師法（昭和32年法律第163号）に定める美容師免許を有する者で、乙の組合員、乙の組合員の経営する美容店の従業員とする。

（業務を受けることができる者）

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民のうち、身体的理由により美容店へ出向くことが困難な状態で、かつ避難生活が長期化した状態に該当する者とする。

（業務の要請）

第5条 甲は、避難生活が長期化した場合において、乙に対し業務の提供を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に業務の提供を要請するときは、美容サービス業務の提供要請書（第1号様式）により要請するものとする。

3 ボランティアは、乙の要請及び指示により業務を行うものとする。

（業務の提供及び報告）

第6条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、美容サービス業務の提供報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付

のうえ甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。
(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

- 3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。
(資料提供及び組合員名簿の提出)

第10条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。

- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿(所在、氏名及び連絡先が記載されたもの)を甲に提出するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年 3月11日

甲 調布市

調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長友貴樹

乙 東京都美容生活衛生同業組合調布支部

世田谷区喜多見7丁目25番17号

支部長 小川知明

141 協定No.55 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人金龍寺）

○災害時における施設利用に関する協定書

調布市を甲とし、宗教法人金龍寺（以下「金龍寺」という。）を乙として、甲乙間において、災害時に金龍寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に金龍寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、金龍寺の一部に一時滞在施設を開設する必要性が生じた場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、金龍寺の一部を一時滞在施設として利用することができる。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、斎場（大雲閣）及び駐車場とする。

（開設の通知）

第4条 甲は、一時滞在施設を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話若しくは口頭により連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え、金龍寺のその他の部分にも一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙は、乙の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内及び屋外スペースの提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品等の貸与

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙若しくは乙への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

- 2 乙が、第7条に定める協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成26年3月19日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年3月19日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘二丁目14番地1
宗教法人金龍寺
代表役員 小 林 公 人

142 協定No.56 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定（公益社団法人東京都助産師会調布地区分会）

○災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会調布地区分会（以下「乙」という。）は、震災、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における妊産婦及び乳児の支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が行う災害応急・復旧活動における妊産婦及び乳児への支援活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、妊産婦及び乳児に対して支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対して乙の会員である助産師の派遣を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、直ちに助産師複数名をもって派遣班を編成し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

3 甲の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面をもって処理するものとする。

（協力業務）

第3条 乙は、甲からの要請に基づき、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める助産師の業務の範囲において、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 医療救護所等における妊産婦及び乳児に対する応急救護活動
- (2) 甲が指定する避難所等を巡回し、妊産婦及び乳児に対する心身両面の支援活動
- (3) 医療機関等への搬送が困難な妊産婦及び乳児への必要な処置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（指揮命令）

第4条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲若しくは甲が指定する者が行うものとする。

（防災訓練等への参加）

第5条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が行う防災訓練等に参加し必要な協力を行うものとする。

（実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費。この場合において、実費弁償の額は東京都と公益社団法人東京都医師会が締結した「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の看護師の単価を準用する。
- (2) 第3条各号に掲げる業務で使用した医療品等の実費

（費用の請求）

第7条 乙は、第3条に定める協力業務が終了したときは、甲に対しその旨を報告し、前条に係る経費の明細書を作成して、費用を請求するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した乙の会員が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

付則 災害時における妊産婦及び乳児への支援活動に関する協定（平成26年4月1日締結）は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

乙 公益社団法人東京都助産師会調布地区分会

地区分会長 菅 野 紀 代 美

143 協定No.57 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社アーク・システム）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社アーク・システム（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1） 協力の期間

（2） 使用する物資及び場所

（3） その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1） 発電機

（2） 照明機器

（3） その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により

負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

（協定の期間及び更新）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 調布市富士見町4丁目25番地11
株式会社 アーク・システム
代表取締役 武藤光哉

144 協定No.58 災害時における物資の供給に関する協定（田中運輸リース株式会社）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と田中運輸リース株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）使用する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）トイレ

（2）ハウス

（3）発電機

（4）照明機器

（5）冷暖房機器

（6）重機

（7）その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力を要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議してこれを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 大田区上池台1丁目14番6号
富士プラザビル2階
田中運輸リース 株式会社
代表取締役社長 猪股泰太郎

145 協定No.59 災害時における物資の供給に関する協定（株式会社東リース調布営業所）

○災害時における物資の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社東リース調布営業所（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時等」という。）における応急対策物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に調布市地域防災計画に基づき甲が実施する応急対策活動に必要な乙の協力体制について定め、もって、迅速かつ的確な災害対応に資することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙は、災害時等において、甲から物資の供給について要請があったときには、可能な範囲において協力するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により供給を要請し、後日文書を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）使用する物資及び場所

（3）その他必要な事項

（物資の種類）

第4条 本協定に基づき乙が供給する物資の種類は次のとおりとする。

（1）トイレ

（2）ハウス

（3）発電機

（4）照明機器

（5）冷暖房機器

（6）重機

（7）その他、甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの。

（経費の負担）

第5条 甲は、協力に要した物資の経費を負担するものとする。なお、価格は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、運搬及び搬出入にかかる費用についても、甲の負担とする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(防災訓練への参加)

第9条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、連絡責任者を定めなければならない。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から協定の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、協議これを定める。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成26年 7月28日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 調布市富士見町4丁目29番地15
株式会社 東リース
調布営業所長 大久保 薫 趣

146 協定No.60 防災用品のあっせんに関する協定（社会福祉法人東京コロニー）

○防災用品のあっせんに関する協定

調布市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品をあっせんすることについて、社会福祉法人東京コロニー（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災意識の高揚と防災行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品を斡旋することを目的とする。

（あっせん事業の実施方法及び実施期間）

第2条 あっせん方法は、パンフレットによるあっせんとし、実施期間は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（あっせんの品目及びあっせんの価格）

第3条 あっせん品目及び価格

甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、市民に対してあっせんに関する広報業務を実施し周知する。

（乙の責務）

第5条 あっせん事業における乙の責務は次のとおりとする。

(1)乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行うこと。

(2)乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、申込者へ宅配する。なお、配送は調布市内に限るものとし、配送料はあっせん価格に含むものとする。

(3)乙は、納品時に代金の受領を行い、領収書を発行すること。

(4)乙は、随時申込み等の状況を甲に報告すること。

(5)申込者の個人情報について、乙は調布市個人情報保護条例を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第6条 あっせんした防災用品の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、平成30年6月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの解約の申出がないときには、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第8条 第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を解除することができる。

(1) 防災用品のあっせん事業の必要性が失われたとき。

(2) その他、特別な理由と認められる事由が発生したとき。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年6月1日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 長友貴樹

乙 東京都葛飾区金町2-8-20
社会福祉法人 東京コロニー
代表者 理事 鬼頭克介

147 協定No.61 避難標識設置に関する協定（NPO 法人都市環境標識協会・株式会社トーコン）

○避難標識設置に関する協定

調布市（以下「甲」という）と特定非営利活動法人都市環境標識協会（以下「乙」という）及び株式会社トーコン（以下「丙」という）とは、避難標識等の設置事業の実施について互に合意したので、ここに協定を締結する。

（事業趣旨）

第1条 甲の防災計画に基づく標識事業に関し、大災害発生時における住民・外来者等の避難場所への避難を迅速且つ円滑にするための避難関連標識の設置を行うものとし、且つ将来の総合情報受信標識整備のための官民協働事業として、甲、乙、丙は取り組むものとする。

（費用負担）

第2条 標識の製作、設置、保守、維持管理及び更新等に関わる費用は、甲の支援の基に、主として乙、丙の活動による民間企業等の地域貢献協賛資金及び補助金、助成金、交付金、寄付金、PFI事業手法等をもって行うものとする。

（設置場所）

第3条 標識の設置場所は、甲と乙及び丙の協議に基づき関連行政機関の指導のもとに決定するものとする。甲の要望により乙、丙が設置計画案の作成等の作業を行う場合、甲は乙、丙に地図等の関連資料の提供を行うものとする。

（申請手続）

第4条 申請地の地下埋設物の調査及び図化、標識の設置に関わる道路占用許可・道路使用許可・屋外広告物許可等の申請は、避難場所案内標識板については甲、乙、丙、協賛板は乙、丙の名の基に行うものとする。但し、これらの申請書の作成、事務手続き等は乙、丙が行うものとする。

（免除）

第5条 甲は、標識設置に関わる道路占用料を免除するものとする。

（期間）

第6条 各標識の設置期間は、本協定第12条（本協定の解除）の適用が行われる期間とする。

（事業の周知）

第7条 甲は、地域住民・協賛者に対して乙、丙との協働事業の周知を図るため、甲の広報等に掲載し、更に協賛活動の促進と円滑な展開を図るため趣意書を発行し協賛者に協力の呼びかけを行うものとする。又、甲は、協賛者に感謝状を贈呈する。

（管理確認）

第8条 設置した標識の管理状況の確認は甲、乙、丙が共同で行うものとする。

甲、乙、丙、何れかが、標識の破損・汚れ・錆び・倒壊等を確認したときには相手方に連絡し合い、乙、丙、において速やかに対策を講じるものとする。

(仕様)

第9条 標識の表示面は、全国統一デザインで行うが、甲の意見も採用したデザインとする。又、協賛者の表示面は公序良俗にふさわしいものとし、甲の許容範囲内のものとする。

(標識の帰属)

第10条 設置された標識は、甲の住民及び来訪者の防災計画に基づく事業であることに鑑み、その所有権を設置時以降及び本協定の解除後も甲に帰属するものとする。但し、協賛者の協賛者との契約行為、標識全体の維持管理等については、乙、丙の責任で行うものとする。

(損害賠償)

第11条 乙、丙は、標識に関わる事故に備え施設賠償損害保険に加入するものとし、第三者に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

(本協定の解除)

第12条 甲の相当な期間を設けた催促にも関わらず乙、丙が本協定を履行しない場合、甲は書面による催告のうえ、一定の期間経過後、本協定を解除出来るものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は、協定の履行に疑義が生じた場合は、関係法令、一般慣習に従い甲、乙、丙、誠意を以って協議し、その解決を図るものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙、丙、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年10月15日

甲：調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙：東京都武蔵野市西久保1-38-5
NPO法人都市環境標識協会
代表理事 小関長一郎

丙：ソーラー照明標識使用許可取得者
(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター認定)
東京都立川市富士見町7-33-28
株式会社トーコン
代表取締役 小関長一郎

148 協定No.62 災害時における施設利用に関する協定（宗教法人光源寺）

○災害時における施設利用に関する協定書

調布市を甲とし、宗教法人光源寺（以下「光源寺」という。）を乙として、甲乙間において、災害時に光源寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に光源寺の一部を近隣住民若しくは帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて、必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、光源寺の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、光源寺の一部を一時滞在施設として利用することができる。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、1階居室及び2階和室とする。

（開設の通知）

第4条 甲は、一時滞在施設を開設する場合は、事前にその旨を乙に対して、文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話若しくは口頭により連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、乙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え、光源寺のその他の部分にも一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に乙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙は、乙の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内スペースの提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品等の貸与

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

- 2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙若しくは乙への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

- 2 乙が、第7条に定める協力を行う際に、安全配慮義務を果たしたにもかかわらず発生した損害の責任は、乙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成26年11月19日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については甲乙協議して定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月25日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市西つつじヶ丘二丁目14番地1
宗教法人光源寺
代表役員 佐 々 木 瑞 恵

149 協定No.63 特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人寿真会)

○特別養護老人ホームらくえん深大寺の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 寿真会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームらくえん深大寺」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成26年12月12日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年12月12日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市佐須町1丁目26番地1
社会福祉法人 寿真会
理事長 相馬健治

150 協定No.64 災害時における避難所運営への協力に関する協定（調布ビル管理協同組合）

○災害時における避難所運営への協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と調布ビル管理協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 避難所における施設清掃
- (2) 避難者に対する衛生管理指導
- (3) その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した要請書（第1号様式）により行う。ただし、緊急を要する時は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

- (1) 協力の期間
- (2) 協力を実施する場所
- (3) 協力の内容
- (4) その他必要な事項

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務が完了したときは、協力報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が業務を提供するために要した薬剤等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

(損害賠償)

- 第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、前条の賠償責任に対応するため、業務開始前にボランティア保険に加入するものとする。

(資料提供及び組合員名簿の提出)

- 第8条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係資料を提供するものとする。
- 2 乙は、毎年4月に組合員名簿（事業所名、所在、連絡先及び担当者が記載されたもの）を甲に提出するものとする。

(協定期間)

- 第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の3か月前までに甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、この協定はさらに1年継続されたものとし、以降同様とする。

(協議)

- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年2月18日

甲 調布市

調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長友 貴樹

乙 調布ビル管理協同組合

調布市富士見町1丁目8番地56

理事長 福谷 範雄

151 協定No.65 調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定（東京瓦斯株式会社西部支店）

○調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、乙の依頼に基づく調布市防災行政無線，防災・安全情報メール，その他市所有の広報ツール等（以下「調布市緊急速報発信ツール等」という。）の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において、乙による都市ガス（以下「ガス」という。）の供給について、災害，事故，乙の所有するガス供給設備の故障等により何らかの問題が生じ，市民の安全に問題が発生するおそれがある場合（以下「ガスの安全に関わる事象」という。）に，市民へ情報を迅速かつ的確に伝達するため，甲が調布市緊急速報発信ツール等を用いて情報を発信することについて基本的な事項を定め，もって市民の安全確保と不安軽減を図ることを目的とする。

（発信の依頼）

第2条 乙は，ガスの安全に関わる事象が発生した場合は，甲に対して調布市緊急速報発信ツール等による情報発信の依頼（以下「発信の依頼」という。）を行うものとする。
2 前項に定めるもののほか，発信の依頼に関し必要な事項は，甲乙協議のうえ「調布市緊急速報発信ツール等の利用に関する運用要領」に定める。

（発信の実施）

第3条 甲は，前条の規定に基づく発信の依頼を受けたときは，調布市緊急速報発信ツール等による情報の発信（以下「発信の実施」という。）を行う。ただし，発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは，この限りでない。
2 甲は，前項に規定する発信の実施が困難となるやむを得ない事情があるときは，直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
3 前各項に定めるもののほか，発信の実施に関し必要な事項は，甲及び乙が協議のうえ別に定める。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は，発信の依頼及び発信の実施に関する連絡を确实，かつ，円滑に行うことができるようそれぞれ連絡責任者を置くこととする。
2 前項の連絡責任者及びその職務は，別に定めるものとする。

（協議）

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については，甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 3月30日

調布市小島町二丁目35番地1
甲 調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

東京都杉並区西荻北五丁目8番地22号
乙 東京瓦斯株式会社 西部支店
代表者 支店長 伊 藤 麻 紀 子

152 協定No.66 災害時における施設利用に関する協定（社会福祉法人東京かたばみ会）

○特別養護老人ホーム調布八雲苑及び小規模特別養護老人ホーム神代の杜の避難所施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし、社会福祉法人東京かたばみ会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム調布八雲苑」及び「小規模特別養護老人ホーム神代の杜」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要が生じた場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成27年7月8日から平成28年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年7月8日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市八雲台1丁目5番地5
社会福祉法人 東京かたばみ会
理事長 時崎謙

153 協定No.67 災害時に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

○災害に係る情報発信等に関する協定

調布市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、調布市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、調布市が調布市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ調布市の行政機能の低下を軽減させるため、調布市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、調布市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、調布市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、調布市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 調布市が、調布市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 調布市が、調布市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 調布市が、災害発生時の調布市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 調布市が、調布市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて調布市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
2. 調布市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、調布市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく調布市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、調布市から提供を受ける情報について、調布市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、調布市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、調布市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、調布市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 7月14日

調布市：調布市小島町2丁目35番地1
調布市長 長 友 貴 樹

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮 坂 学

154 協定No.68 広告付避難場所等電柱看板に関する協定（東電タウンプランニング株式会社多摩総支社）

○広告付避難場所等電柱看板に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社多摩総支社（以下「乙」という。）とは、調布市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）看板

乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板(巻広告)に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2）広告主

本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1） この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2） 掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- （3） 看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4） 新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5） 避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1） 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2） 公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。

- (3) 政治性のあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの。
- (5) 社会問題についての主義主張。
- (6) 個人の名刺広告。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。
- (8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- (9) その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

(経費等)

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

(有効期限)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年9月10日

甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都八王子市明神町三丁目1番地7
東電タウンプランニング株式会社
多摩総支社長 望 月 優

155 協定No.69 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ株式会社調布支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社 調布支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を

講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都府中市西原町1丁目5番地の1
アルフレッサ株式会社 調布支店
支店長 近藤健司

156 協定No.70 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（酒井薬品株式会社三鷹営業所）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と酒井薬品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- （1）医薬品
- （2）衛生材料
- （3）医療器具
- （4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都三鷹市野崎1丁目22番22号
酒井薬品株式会社 三鷹営業所
所長 下川成昭

157 協定No.71 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社スズケン府中第一支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社スズケン府中第一支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都府中市四谷六丁目13番地の10
株式会社スズケン府中第一支店
支店長 本城弘一

158 協定No.72 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品株式会社 立川・府中営業所）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社 立川・府中営業所（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都府中市美好町1丁目38番地4
東邦薬品株式会社 立川・府中営業所
所長 高梨正行

159 協定No.73 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社バイタルネット東京支店）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット東京支店（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(期限)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都世田谷区弦巻1丁目1番地12
株式会社バイタルネット東京支店
支店長 高松伸一

160 協定No.74 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（株式会社メディセオ）

○災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、調布市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書にて行う。ただし、文書により要請する暇がないときは、口頭等によることができるものとする。

3 甲は、前項ただし書の規定により要請したときは、後日、書面をもって処理するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で医薬品等の調達に協力するものとする。

2 乙は、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（1）医薬品

（2）衛生材料

（3）医療器具

（4）前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送等）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、甲が指定する。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認の上、これを受領するものとする。

4 一般車両の交通規制の事情等により乙の供給が困難な場合には、甲において必要な処置を講ずるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものし、甲は請求書受理後、遅滞なくその支払いをするものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生時の直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が行った業務に従事した乙の雇用するものが、死亡、負傷または疾病にかかった時、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、または事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けた時は、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(委任)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年1月12日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長 長友貴樹

乙 東京都府中市白糸台3丁目36番地8

株式会社メディセオ

取締役副社長 東京支社長 嶋路博昭

161 協定No.75 岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定（岐阜市）

○岐阜市及び調布市災害時相互応援に関する協定

岐阜市及び調布市（以下「協定市」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援の原則）

第1条 協定市は、そのいずれかの市域において災害が発生した場合に、災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の求めに応じて必要な応援を実施するものとする。

2 前項により応援を行う場合は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の過剰な負担とならない範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時的な受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市は、次に掲げる事項について明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害による被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、機材又は車両等の品目、規格及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 応援期間
- (5) 応援の実施場所
- (6) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入れを求める被災者世帯の状況及び数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市が必要と認める事項

（応援の実施）

第4条 応援市は、応援の求めを受けたときは直ちに可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 応援市は、災害が大規模で、かつ通信が途絶して被災市と連絡が取れない場合には、自主的に応援活動を行うことができるものとする。

（応援職員に対する指揮権）

第5条 応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）は、被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援に要する経費は、被災市が負担することを原則とする。
- (2) 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、応援市が負担するものとする。
- (3) 前2号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、応援市の負担により行うものとする。ただし、負傷等の原因が被災市の過失にある場合は、この限りでない。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(情報等の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年1月20日から施行する。

平成28年1月20日

岐阜県岐阜市

代表者 岐阜市長 細 江 茂 光

東京都調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

162 協定No.76 富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定（富山市）

○富山市及び調布市災害時相互応援に関する協定

富山市及び調布市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災児童、生徒等の一時受け入れ
- （7）ホームページの代理掲載などの災害時の情報発信協力
- （8）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当者部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （7）前条第6号に掲げる一時受け入れを要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生し

たときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報等の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年1月21日から施行する。

平成28年1月21日

富山市

代表者 富山市長 森 雅 志

調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

163 協定No.77 特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人 桐仁会)

○特別養護老人ホームちょうふ花園の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホームちょうふ花園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成28年3月1日から平成29年2月28日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市下石原3丁目44番地1
社会福祉法人 桐仁会
理事長 杉崎海陽

164 協定No.78 災害時における協力体制に関する覚書（白百合女子大学）

○災害時における協力体制に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と白百合女子大学（以下「乙」という。）との間において、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、市民（市内に住所を有する者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内で事業活動を行う者及び団体をいう。）の安全確保を図るために甲及び乙の協力体制についての必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 前条に規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難所を開設する必要が生じた場合、乙の指定する大学施設の一部の提供及び設備の利用（甲が地域防災計画においてあらかじめ指定する避難所等への避難が困難な特別な配慮を必要とする妊産婦、乳幼児を連れた女性等の短期避難施設としての使用に限る。）を依頼することができる。
- (2) 乙の大学施設内にある井戸水を、飲料水又は生活用水として周辺住民への提供を依頼することができる。
- (3) 市内被災場所及び避難場所等への学生・教職員ボランティアの派遣を依頼することができる。

（協力の依頼）

第3条 甲が前に掲げる協力を依頼する場合は、大学施設等の状況を確認し、乙と協議のうえ、口頭又は文書で通知する。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力の依頼を受けた場合は、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該協力の依頼に応じられない場合は、この限りではない。その可否は学長が判断するものとする。

（避難者の誘導）

第5条 避難者等の誘導は、甲の責任において行う。

2 避難者等の誘導について、乙は甲に協力するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担する。

（避難所の開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生後3日以降から10日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用延長できるものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努める。

(避難所の閉鎖)

第10条 避難所の使用を終了し、閉鎖する場合には、甲は、その施設をすみやかに原状に回復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

2 避難所利用者の移動や退出について、甲は責任をもって行う。

(備蓄物資)

第11条 避難所利用者用物資の備蓄及び管理は、甲の責任において行う。

(情報提供)

第12条 甲は、乙の大学施設内に通信機器を置くなど、災害時の情報提供に努めるものとする。

(訓練)

第13条 乙は、甲から依頼があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

(有効期間)

第14条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出のないときは、同一の内容をもって1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この覚書に疑義の生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

甲と乙とは、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成28年 3月 2日

甲 調布市長 長 友 貴 樹

乙 白百合女子大学
学 長 山 内 宏 太 郎

165 協定No.79 遠野市及び調布市災害時相互応援に関する協定（遠野市）

○調布市及び遠野市災害時相互応援に関する協定

調布市及び遠野市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生した場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4） 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5） 被災者を一時収容するための施設の提供
- （6） 被災児童、生徒等の一時受け入れ
- （7） ホームページの代理掲載などの災害時の情報発信協力
- （8） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3） 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援の期間
- （6） 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （7） 前条第6号に掲げる一時受け入れを要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- （8） 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の区域内において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときには、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報等の交換)

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、災害防止の方策について必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名捺印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成28年3月12日から施行する。

平成28年3月12日

調布市

調布市長 長 友 貴 樹

遠野市

遠野市長 本 田 敏 秋

166 協定No.80 災害時における施設利用に関する協定（株式会社京王閣，東京都十一市競輪事業組合）

○災害時における施設利用に関する協定

調布市を「甲」とし，株式会社京王閣を「乙」とし，東京都十一市競輪事業組合を「丙」として，災害時に乙の所有管理する京王閣の施設（以下「施設」という。）の一部を近隣住民若しくは，帰宅困難者の一時滞在施設として利用することに関する協定を，次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は，甲が災害時に施設の一部を近隣住民若しくは，帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて，必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は，大規模な災害発生等の理由により，施設の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は，開設に必要な職員を配置したうえで，当該施設を利用することができる。

2 乙は，競輪等の開催中における災害状況等により，丙の要請に基づき緊急を要すると判断した場合には，甲からの要請を待たずに，一時滞在施設を開設することができるものとし，開設後，直ちに甲に報告するものとする。

なお，その場合には，入場者数を勘案し丙と協議のうえ，他の帰宅困難者の受け入れが可能かを判断し，甲に通知する。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は，乙が指定する範囲とする。

（開設の通知等）

第4条 甲は，一時滞在施設の開設を要請する場合は乙に連絡し，協議のうえ，受入れの判断をする。協議決定後，事前にその旨を乙に対して文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず，一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は，甲は，電話若しくは口頭により乙に連絡し，開設するものとする。この場合において，甲は，一時滞在施設を開設した後速やかに，乙に対し，その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は，災害の規模・期間等に鑑み，第3条に定める範囲に加え，施設のその他の部分にも，一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは，事前に乙及び丙の承認を得たうえで，これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は，甲の責任において行うものとする。

2 乙及び丙は，甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙及び丙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営に当たり、乙及び丙は、双方の管理する施設本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内スペースの提供（別図のとおり）
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品の貸与

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の運営によって施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙及び丙が行った業務に従事、若しくは協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において、損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙及び丙が、第6条2項及び第7条に定める協力を行う際に、従事者に故意又は重大な過失がない場合、発生した損害の責任は、乙及び丙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対し使用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙に書面により利用を終了する旨を提出するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙丙が協議し合意に至った場合、更に1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 この協定の各条項に疑義が生じたとき，又はこの協定に定めのない事項については
甲乙丙が協議して定めるものとする。

甲乙丙は，この協定を証するため，本協定書3通を作成し，それぞれ記名押印の上，各自その1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都調布市多摩川四丁目31番地1
株式会社京王閣
代表取締役社長 遠藤篤子

丙 東京都調布市多摩川四丁目31番地1

東京都十一市競輪事業組合

管理者 長友貴樹

167 協定No.81 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、調布市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、調布市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときには、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意

をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年9月16日

甲) 調布市小島町2丁目35番1号
調布市長 長友 貴樹

乙) 東京都千代田区西神田1丁目1番1号
オフィス21ビル8階
株式会社ゼンリン 東京エリア統括部
統括部長 園田 孝司

168 協定No.82 災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定（内外サービス株式会社）

○災害時における下水道施設の清掃及び調査に関する協定書

調布市（以下「甲」とする。）と内外サービス株式会社（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における下水道施設の清掃及び調査に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲と乙の間に災害時における下水道施設の清掃及び調査（以下「清掃等」という。）に関する、協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 調布市内に災害が発生し下水道施設の清掃等が必要となった時は、甲は乙に対し、下水道施設の清掃等を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、必要な人員や機器等を出動させ、清掃等に協力するものとする。

3 協力の要請にあたり、甲は下水道施設の清掃等を行う日時、場所、必要となる高圧洗浄車、テレビカメラ車、吸引車等の必要となる台数、その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は第2条の規定による甲の要請に協力する場合において、下水道施設の清掃等を要請された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、下水道施設の清掃等を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、清掃等の活動終了後、ただちに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙は、下水道施設の調査等を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における下水道管渠清掃委託（甲・乙間で締結した当該委託契約に係るものをいう。）から算出した額をいう。

（経費の請求）

第6条 乙は、清掃等に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第7条 清掃等の活動に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(清掃機器等の報告)

第8条 乙は、甲の要請に対応する事のできる高圧洗浄車等の機器その他必要な事項について、この協定締結後に甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は平成29年3月31日までとする。ただし、同年3月24日までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長された協定の期間は、当該期間が満了する日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(雑則)

第11条 この協定は、平成29年1月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑩

乙 内外サービス株式会社
代表取締役 中 島 茂 雄 ⑩

169 協定No.83 災害時における石油燃料の供給協力に関する協定（市内ガソリンスタンド5事業者）

○災害時における石油燃料の供給協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と別記に示す事業者（以下「乙」という。）とは、災害時における石油燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙から石油燃料の供給の協力を受けるために必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、調布市内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命、身体、財産及び生活の維持のために必要な活動を実施するため、石油燃料（ガソリン、軽油及び灯油をいう。以下同じ。）の確保が必要である場合に、乙に対し石油燃料の供給の協力を要請するものとする。

（要請方法）

第3条 甲は、前条に基づく要請を行う場合には、乙に対し別紙の石油燃料供給活動要請書（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請を行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する対応）

第4条 乙は、甲からの要請に対し、自己事業所等の被害の程度、石油燃料のタンク残量等から判断し、可能な範囲で石油燃料の供給を行うものとする。

（供給の方法等）

第5条 石油燃料の供給は乙の事業所において行うことを原則とする。ただし、必要に応じて甲が乙に対して供給場所の変更及び石油燃料の当該場所までの運搬を要請し、乙が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、石油燃料の供給作業を行う際には、甲の職員を立会わせなければならない。

3 前項において、調布市消防団所属車両（緊急車として走行可能なものに限る。）への給油の場合は、職員を消防団員と読替える。

4 乙は、甲に対する石油燃料の供給にあたり、一般顧客との混乱等を防ぐため、甲に対して前第2項及び第3項に規定する者とは別に、整理誘導員の派遣を求めることができるものとする。

（経費の負担等）

第6条 乙が協力に要した費用については、供給した石油燃料調達時の実勢価格等を基準として、甲乙が別途協議して決定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、甲に対して、前条で決定した価格に基づき費用を請求するものとする。

(支払)

第8条 甲は、乙から費用の請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じた場合及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議し決定する。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、締結の日から平成30年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも締結解除の申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を甲乙全者と同数作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成29年2月1日

甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友貴樹

乙 調布市下石原一丁目9番地1
関東礦油株式会社
セルフ調布インターSS
店長 佐々木 誠

調布市深大寺東町六丁目37番地8
関東燃料株式会社
深大寺サービスステーション
マネージャー 石井芳郎

調布市小島町三丁目72番地1
斉藤石油株式会社
代表取締役 斉藤哲雄

調布市下石原三丁目59番地2
日之出石油販売株式会社
昭和シェル 調布SS
エリアマネージャー 山田 仁

調布市調布ヶ丘二丁目1番地1
ヤマヒロ株式会社
AOS事業部セルフ調布ヶ丘SS
店長 加藤淳也

170 協定No.84 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（合同会社 太陽サービス）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、合同会社 太陽サービス を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 〒206-0811
東京都稲城市押立474番地番地5号
合同会社 太陽サービス
代表社員 関 口 俊 和

171 協定No.85 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（シマノ介護タクシー）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、シマノ介護タクシーを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月22日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都武蔵野市境南町4-16-19
テラスサカエ102
シマノ介護タクシー
代表 島野高広

172 協定No.86 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社シティリファイン）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、株式会社シティリファインを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月23日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 〒182-0006
東京都調布市西つつじヶ丘2丁目13番地6
るんびに苑104
株式会社 シティリファイン
代表取締役 一 志 浩 平

173 協定No.87 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（日本交通立川株式会社）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、日本交通立川株式会社を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月23日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 日本交通立川株式会社
東京都立川市富士見町6丁目48番地25号
代表取締役 若 林 泰 治

174 協定No.88 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（山田福祉タクシー）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、山田福祉タクシーを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月23日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都調布市深大寺東町1-20-6
山田福祉タクシー
山田 春義

175 協定No.89 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人武蔵野コアラ）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、特定非営利法人 武蔵野コアラ を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月26日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 〒182-001 東京都調布市深大寺北町
1丁目34番地14
特定非営利法人 武蔵野 コアラ
理事長 相田 和郎

176 協定No.90 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社レクトン）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社レクトン（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
深大寺小学校	東京都調布市深大寺元町5-16-21

平成29年3月28日

甲 調布市長 長友貴樹 ⑩

乙 株式会社レクトン
代表取締役 岩見竜作 ⑩

177 協定No.91 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東洋食品）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社東洋食品（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
富士見台小学校	東京都調布市小島町3-20-1
多摩川小学校	東京都調布市多摩川3-21-1
緑ヶ丘小学校	東京都調布市緑ヶ丘2-16-1
布田小学校	東京都調布市染地1-1-85

平成29年3月28日

甲 調布市長 長友貴樹 ㊟

乙 株式会社東洋食品
代表取締役 荻久保英男 ㊟

178 協定No.92 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社メフォス）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社メフォス（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙は、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成29年4月1日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表（第3条関係）

学校名	所在地
染地小学校	東京都調布市染地3-1-81
国領小学校	東京都調布市国領町8-1-55

平成29年3月28日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑩

乙 株式会社メフォス
代表取締役 西 村 博 夫 ⑩

179 協定No.93 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社 全国介護タクシー協会関東本部）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし，株式会社全国介護タクシー協会関東本部を乙として，甲乙間において，「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は，調布市内に災害が発生し，又は発生するおそれがある場合において，甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し，必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は，乙の協力が必要と認めるときは，次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者，避難所生活者，甲の職員，その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は，第3条各号の規定による協力を要請する場合は，次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし，緊急時等これにより難しい場合は口頭，電話，ファックス等で要請し，事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力に要した次に掲げる費用は，甲が負担するものとする。その場合，甲が負担する費用の額は，要請の直前における適正価格を基準として，甲乙協議の上，決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他，甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、

以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 〒110-0012 東京都台東区竜泉1-13-6
ISビル2階
株式会社 全国介護タクシー協会
関東支部
代表取締役 中岡和夫

180 協定No.94 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（株式会社双葉資材）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、株式会社双葉資材を乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、

以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 3月31日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 東京都世田谷区玉川2丁目10番15号
株式会社 双葉資材
代表取締役 山口昌弘

181 協定No.95 災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定（狛江市・NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン）

○災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、狛江市（以下「乙」という。なお、甲と乙をあわせて以下「甲ら」ということがある。）及びNPO法人クライシスマップーズ・ジャパン（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲らのいずれかの区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合における丙による支援活動及び平時における甲乙丙相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の実施）

第2条 甲らのいずれかの区域内において災害が発生し、緊急に支援活動が必要であると認められる場合、丙は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（搜索、救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、自主的な判断に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（ドローン）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機（ドローン）により撮影した情報の甲らへの提供
- (3) 取得した情報を基にした被災状況反映地図の作成
- (4) 作成した地図データの甲らへの提供及びインターネット上への公開
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲乙丙における協議の上定める事項

（調査研究等の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、ともに平常時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動を行うものとする。

2 丙による調査研究、訓練活動等が円滑に行えるよう、甲らは、平常時から可能な範囲で丙に協力するものとする。

（自治体間の連携）

第4条 前条第2項に規定する丙への協力を行うにあたり、甲及び乙は相互に連携し、最大限の効果が得られるよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第5条 甲、乙及び丙は、災害が発生した場合に必要な情報等を相互に提供することにより支援活動の円滑な運営を図るため、平常時から連絡担当を定めることとする。

(経費の負担)

第6条 第2条及び第3条に規定する丙の活動等（以下「活動等」という。）に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として丙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙丙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

(災害補償等)

第7条 丙の役員、構成員その他活動等に関与した者が当該活動等により負傷、疾病又は死亡した場合における災害補償については、丙が負担するものとする。

2 丙が活動等の実施中に第三者に損害を与えた場合は、丙がその損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙丙のいずれからもこの協定を終了させる旨の意思表示がない場合、期間満了の翌日からさらに1年間に限り、この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この協定について、甲乙丙のうち任意の2者間において協議することを妨げない。ただし、任意の2者間での協議により定めた事項については、残る当事者に対してその効力を及ぼさないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月31日

甲	東京都調布市小島町2丁目35番地1 調布市長 長友貴樹
乙	東京都狛江市和泉本町1丁目1番5号 狛江市長 高橋都彦
丙	東京都調布市国領町3丁目4番地41 NPO法人クライシスマップーズ・ジャパン 理事長 古橋大地

182 協定No.96 多摩地域における下水道管路施設の災害復旧支援に関する協定（東京都、多摩29市町村、公益財団法人 東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）

○多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙1」という。）、立川市（以下「乙2」という。）、武蔵野市（以下「乙3」という。）、三鷹市（以下「乙4」という。）、青梅市（以下「乙5」という。）、昭島市（以下「乙6」という。）、調布市（以下「乙7」という。）、町田市（以下「乙8」という。）、小金井市（以下「乙9」という。）、小平市（以下「乙10」という。）、日野市（以下「乙11」という。）、東村山市（以下「乙12」という。）、国分寺市（以下「乙13」という。）、国立市（以下「乙14」という。）、福生市（以下「乙15」という。）、狛江市（以下「乙16」という。）、東大和市（以下「乙17」という。）、清瀬市（以下「乙18」という。）、東久留米市（以下「乙19」という。）、武蔵村山市（以下「乙20」という。）、多摩市（以下「乙21」という。）、稲城市（以下「乙22」という。）、羽村市（以下「乙23」という。）、あきる野市（以下「乙24」という。）、西東京市（以下「乙25」という。）、瑞穂町（以下「乙26」という。）、日の出町（以下「乙27」という。）、檜原村（以下「乙28」という。）、奥多摩町（以下「乙29」という。）（以下「乙1」から「乙29」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）とは、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第2条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む）、人孔（マンホールポンプを含む）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第3条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第4条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とす

る。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うにあたり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容(支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員)について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者(以下「指揮者」という。)が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第 11 条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙 1 から乙 29 までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第 12 条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第 13 条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第 14 条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に 1 年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第 16 条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに違反した場合には、甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第 17 条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 32 通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 31 日

- | | | |
|-----|--------------------------------------|--------|
| 甲 | 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 | 石原 清次 |
| 乙1 | 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 | 石森 孝志 |
| 乙2 | 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 | 清水 庄平 |
| 乙3 | 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 | 邑上 守正 |
| 乙4 | 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 | 清原 慶子 |
| 乙5 | 東京都青梅市東青梅一丁目11番1号
青梅市長 | 浜中 啓一 |
| 乙6 | 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 | 白井 伸介 |
| 乙7 | 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 | 長友 貴樹 |
| 乙8 | 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 | 石阪 丈一 |
| 乙9 | 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 | 西岡 真一郎 |
| 乙10 | 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 | 小林 正則 |
| 乙11 | 東京都日野市神明一丁目12番1号
日野市長 | 大坪 冬彦 |
| 乙12 | 東京都東村山市本町一丁目2番3号
東村山市長 | 渡部 尚 |
| 乙13 | 東京都国分寺市戸倉一丁目6番1号
国分寺市長 | 井澤 邦夫 |

- 乙14 東京都国立市富士見台二丁目47番1号
国立市長 永見 理夫
- 乙15 東京都福生市本町5番地
福生市長 加藤 育男
- 乙16 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市市長 高橋 都彦
- 乙17 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙18 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙19 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙20 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市市長 藤野 勝
- 乙21 東京都多摩市関戸六丁目12番1号
多摩市長 阿部 裕行
- 乙22 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市市長 高橋 勝浩
- 乙23 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番1号
羽村市長 並木 心
- 乙24 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 澤井 敏和
- 乙25 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 丸山 浩一
- 乙26 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町市長 石塚 幸右衛門

- 乙 27 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長 橋本 聖二
- 乙 28 東京都西多摩郡檜原村 467 番地の 1
檜原村長 坂本 義次
- 乙 29 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地の 6
奥多摩町長 河村 文夫
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 大原 正行
- 丁 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号
下水道メンテナンス協同組合 代表理事 前田 正博

183 協定No.97 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（介護タクシーしらゆり）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、介護タクシーしらゆりを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月2日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 〒184-0013 小金井市前原町3-8-2-202
介護タクシー しらゆり
代表 佐藤 良一

184 協定No.98 災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定（特定非営利活動法人エクセルシア）

○災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定

調布市を甲とし、特定非営利活動法人エクセルシアを乙として、甲乙間において、「災害時における要支援者（傷病者）等の搬送に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 傷病者、避難所生活者、甲の職員、その他甲が指定した人員を輸送する車両の供給
- (2) 物資及び資機材を輸送する車両の供給
- (3) 車両を運転する運転手の供給
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が要請された業務を遂行するに当たり必要と認めるときは、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第12条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

(連絡担当者等の指定)

第13条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ

月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年4月7日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 特定非営利活動法人エクセルシア
代表 松野健太郎
東京都調布市飛田給1-9-10-103

185 協定No.99 無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定（株式会社セイコー社）

○無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社セイコー社（以下「乙」という。）とは、無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定を以下のとおり締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生した場合またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における乙による支援活動及び平常時における相互の協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

（支援活動の内容）

第2条 災害時に、乙は甲からの要請に基づき、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の3（捜索・救助等のための特例）における国土交通省令で定める者として、次の支援活動を行うものとする。

- (1) 無人航空機（航空法第2条第22項で規定する無人航空機をいう。以下同じ。）による被災状況の調査
- (2) 無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 前各号に定めるもののほか、甲乙協議の上定める事項

（要請の方法）

第3条 第2条に示す甲から乙への要請は、支援活動要請書（別記様式第1）を提出することによるものとする。ただし、そのいとまがない場合には口頭によるものとし、事後に支援活動要請書を提出することができる。

（支援活動の範囲）

第4条 第2条に基づいて行う乙による支援活動（以下「支援活動」という。）については、乙が有する技術、物資、人員等並びに関係法令等による規制等の要素を勘案し、乙が実施可能と認めた範囲内で行うものとする。

2 乙は、支援活動の開始に先立って、前項に基づく活動可能範囲を甲に示すものとする。この際、甲は乙に対して当該範囲の変更を求めてはならない。

（取得情報の管理）

第5条 乙は、支援活動に伴って取得した情報を甲以外の者に提供してはならない。

2 甲は、乙から提供された情報は公文書として関係法令等の定めるところにより適切に扱うとともに、その全部または一部を第三者に提供する場合には、乙からの提供物である旨を併せて明示するものとする。

（連携訓練の実施）

第6条 甲及び乙は、相互に連携して甲の区域内における無人航空機の飛行を伴う訓練（以下「連携訓練」という。）の実施に努めるものとする。

2 連携訓練の実施を促進するため、乙は、平素の業務において甲の区域内で無人航空機を飛

行させる場合には、当該機会を活用し、連携訓練を併せて行うよう努めるものとする。

(費用の負担及び災害補償)

第7条 支援活動又は連携訓練の実施に要する費用の負担については、別に定める。

2 支援活動又は連携訓練の実施中に甲、乙又は第三者が人的又は物的損害を負った場合における災害補償については、別に定める。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月21日

甲 調布市小島町2丁目35番地1

調布市長 長友貴樹

乙 調布市西つつじヶ丘1丁目5番地15
株式会社 セイコー社

代表取締役 森下光昭

別記様式（第3条関係）

株式会社セイコー社
（代表者職・氏名） 様

調布市長 （氏 名）

支援活動要請書

無人航空機を活用した災害対策活動支援等に関する協定（平成29年12月21日締結）に基づき、下記のとおり支援活動を要請します。

記

場所

時間

（甲が必要とする情報の具体的な内容を記載すること）

内容

（第2条第3号に基づき、甲乙協議の上定める事項を必要に応じて記載すること）

その他

調布市連絡担当者
調布市災害対策本部 （氏名）
電話 （電話番号）
FAX （FAX 番号）
E-mail （メールアドレス）

186 協定No.100 特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人涼広会）

○特別養護老人ホーム爽爽荘の避難所施設利用に関する協定書

調布市長を「甲」とし、社会福祉法人 涼広会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム爽爽荘」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要援護者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は平成30年9月14日から平成31年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成30年9月14日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市飛田給3丁目37番地1

社会福祉法人 涼広会

理事長 大槻利次

187 協定No.101 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（株式会社東京天竜）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と株式会社東京天竜（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、平成30年12月21日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表(第3条関係)

学校名	所在地
若葉小学校	東京都調布市若葉町3-17-5

平成30年12月21日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ⑩

乙 株式会社東京天竜
代表取締役 東 雅 臣 ⑩

188 協定No.102 災害時における避難所等運営への協力に関する協定（協立給食株式会社）

○災害時における避難所等運営への協力に関する協定

調布市（以下「甲」とする。）と協立給食株式会社（以下「乙」とする。）との間において、大規模災害発生時における避難所運営への協力（以下、「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は調布市において大規模な地震災害や水害（以下「災害」という。）が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づく民間協力の一環として、甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- （1）避難所における食料品・飲料水等の仕分け及び避難住民への配膳・配布
- （2）避難者に対する衛生管理指導
- （3）地域住民等による炊き出しへの協力
- （4）その他、甲の指定する業務で、乙が対応可能なもの。

（協力要請）

第3条 調布市内に災害が発生し、別表に定める学校（以下「指定校」という。）が避難所として開設され、第2条各号に掲げる食料品の配布等（以下「食事提供等」という。）への協力が必要になったときは、甲は乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項により、甲から協力の要請を受けた乙は、可能な限り、必要な人員を出動させ、食事提供等に協力するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は第3条の規定による甲の要請に協力する場合において、指定校に甲の職員が派遣されているときは甲の要請内容及び甲の指示に従い、指定校に甲の職員が派遣されていないときは甲の要請内容に従い、教職員、避難住民等と協力して業務に当たるものとする。

（報告）

第5条 乙は、業務終了後、ただちに業務状況の概要を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が、食事提供等の業務を実施するに当たり、必要と認める経費を甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、業務に要した明細書等を作成し、甲の認定を受け、経費の請求をするものとする。

（損害の負担）

第8条 業務に伴い、第三者に損害を与えた時の賠償の責は、乙の故意又は重大な過失を除き甲の負担とする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、甲乙における委託校の給食調理業務の委託契約期間とする。

(協議事項)

第10条 この協議に定めのない事項並びにこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(準用規定)

第11条 第1条から第4条の規定は、調布市内に災害が発生し、指定校が帰宅困難者の一時滞在施設として指定された場合について準用する。この場合において、各条中「避難所」とあるのは「帰宅困難者一時滞在施設」と、「避難住民」は「帰宅困難者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第12条 この協定は、令和元年9月2日から適用する。この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

別表(第3条関係)

学校名	所在地
八雲台小学校	東京都調布市八雲台1-1-1

令和元年9月2日

甲 調布市長 長 友 貴 樹 ㊞

乙 協立給食株式会社
代表取締役社長 高 村 充 ㊞

189 協定No.103 特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定 (社会福祉法人桐仁会)

○特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人 桐仁会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「特別養護老人ホーム仙川くぬぎ園」の一部を、高齢者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、介護を要する高齢者等の要配慮者とする。この場合において、甲は、介護者(家族等を含む)を配置するものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は令和元年12月25日から令和2年12月24日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和元年12月25日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 調布市入間町2丁目28番地33

社会福祉法人 桐仁会

理事長 杉崎海陽

190 協定No.104 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書（東京都水道局，東京都立調布南高等学校）

○避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書

東京都（東京都水道局。以下「甲」という。），調布市（以下「乙」という。）及び東京都立調布南高等学校（以下「丙」という。）は，次の条項により覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は，災害発生時等における配水管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備（以下「応急給水栓」という。）の取扱いについて，設置，使用その他必要な事項を定めることを目的とする。

（応急給水栓の構成及び設置場所）

第2条 応急給水栓は，給水装置の一部として，配水管の取付口から量水器（水道メータ）までの間の給水管から分岐させた配管，止水栓及び排水栓で構成する。

2 応急給水栓は，避難所（二次避難所（福祉避難所）を除く。以下同じ。）である丙の施設（以下「丙の施設」という。）の敷地内に設置する。

（応急給水栓の設置に係る協議）

第3条 甲，乙及び丙（以下「三者」という。）は，協議の上，応急給水栓の設置について，次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）丙の施設の敷地内に応急給水栓を設置する工事（以下「設置工事」という。）の施行時期及びその方法

（2）応急給水栓の設置位置

2 三者は，丙の施設の敷地内に応急給水栓が設置されるように誠実に協議する義務を負う。ただし，三者は，応急給水栓の設置に係る合意を成立させる義務を負わない。

（設置工事の施行等）

第4条 甲は，設置工事を施行し，及び設置工事に係る費用を全額負担し，並びに応急給水栓の設置に必要な事務手続を行う。

2 設置工事は，丙から甲への申込みにより行うものとし，この覚書の締結をもって申込みとする。

3 乙及び丙は，甲が設置工事を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。

4 乙は，設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して，明らかにその責めが乙に帰する場合を除いて，負わないものとする。

5 丙は，設置工事の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して，明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて，負わないものとする。

（応急給水栓の引渡し）

第5条 応急給水栓は，設置工事の完了検査の合格により特定されたものとする。

2 設置工事完了検査の合格後，三者は遅滞なく立ち会い，三者立会いの下で応急給水栓を甲から丙へ無償で引き渡す。

3 前項の規定による引渡しをもって，応急給水栓の所有権は丙に帰属する。

4 甲は，応急給水栓のかし担保責任を負わない。ただし，甲がそのかしを知らず乙及び丙に告げなかったときは，この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず，丙は，応急給水栓に隠れたかしを認めたときは，甲に対して，その修補を求めることができる。ただし，甲が設置工事の請負者に対するかし修補請求権を持たない

ときは、この限りでない。

- 6 甲は、前項に規定する請求を受けたときは、遅滞なく当該応急給水栓の設置工事の請負者に対して当該かしの修補を請求しなければならない。
- 7 甲は、請負工事の遅滞、災害等の不可抗力その他のやむを得ない事由により、第3条第1項第1号の時期までに設置工事が終わらないと認められるときは、速やかに乙及び丙と協議を行い、新たな期間を定めるものとする。

(応急給水栓の維持管理)

第6条 乙及び丙は、応急給水栓について、善良な管理者の注意をもって維持管理を行うものとする。

- 2 丙は、応急給水栓の使用に支障とならないよう、重量物を積載しないなど、応急給水栓の周辺環境に注意を払うものとする。
- 3 乙は、老朽化等の理由により応急給水栓の補修又は更新（以下「補修工事等」という。）が必要であると判断したときは、速やかに甲及び丙に通知するとともに、補修工事等を施行するように努めるものとする。この場合において、当該補修工事等に係る費用は乙が負担するものとする。
- 4 補修工事等は、丙から乙への申込みにより行うものとする。
- 5 甲及び丙は、乙が補修工事等を円滑に施行できるよう誠実に協力するものとする。
- 6 丙は、補修工事等の施行に係る事故・トラブル等の責任に関して、明らかにその責めが丙に帰する場合を除いて、負わないものとする。
- 7 乙は、補修工事等を完了したときは、甲及び丙にその旨を速やかに報告するものとする。

(応急給水栓の機能維持)

第7条 乙は、応急給水栓の適正な機能維持のために、少なくとも年1回は弁の開閉操作による機能及び出水の確認を行うよう努めなければならない。ただし、乙は関係者（乙の申請に基づき、甲が認めたものをいう。以下同じ。）に代行させることができる。

- 2 乙は、応急給水栓に異常を認めたときは、遅滞なく甲及び丙へ通知するとともに、補修工事等を施行するように努めなければならない。

なお、これに係る費用は乙が負担するものとする。

- 3 前条第4項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。

(不可抗力に伴う調整)

第8条 引渡しの前に災害等の不可抗力により応急給水栓が滅失又は損傷したときは、三者は、第3条から第5条までに規定する義務を再度負うものとする。

- 2 前項に規定する場合において、乙及び丙は甲に対してその滅失又は損傷に係る損害賠償を求めることはできない。

(開栓器等の引渡し)

第9条 応急給水栓の維持管理に必要な器具（以下「開栓器等」という。）は、次に掲げる器具等とし、設置工事完了後、三者立会いの下で、甲から乙へ無償で引き渡す。

- (1) 開栓器
- (2) 蓋鍵
- (3) スタンドパイプ
- (4) 蛇口アダプター
- (5) 排水用ホース
- (6) ホーローカップ
- (7) 残留塩素キット

(8) 収納バッグ

- 2 前項の規定による引渡しをもって、開栓器等は乙の財産とする。
- 3 甲は、開栓器等を乙に引き渡した後は、当該開栓器等に隠れたかしがあったとしても、その責めを負わないものとする。ただし、甲がそのかしを知らず乙に告げなかったときは、この限りでない。
- 4 乙は、第1項の規定による引渡しの後、開栓等を適切に管理するものとする。

(操作方法及び機能維持の説明)

第10条 甲は、前条第1項に規定する開栓器等の引渡し時に、乙に対し、応急給水栓及び開栓器等(以下「応急給水栓等」という。)の操作方法及び機能維持の説明を行うものとする。

(甲の応急給水栓の使用)

第11条 甲は、甲が必要と認めた場合は、配水管等の洗浄排水作業及び応急給水栓の調査を行うために、応急給水栓を使用することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による応急給水栓の使用に当たり、乙に通知した上で、無償で丙の施設の敷地内に立ち入ることができるものとする。
- 3 甲が丙の施設の敷地内に立ち入るために必要となる手続については、別途協議して定めるものとする。

(乙の応急給水栓の使用)

第12条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、丙の施設の敷地内に立ち入り、応急給水栓を使用することができるものとする。

- (1) 災害発生時において応急給水活動を行う場合
- (2) 応急給水栓の機能維持を行う場合

- 2 乙は、前項に規定する場合を除くほかは、応急給水栓を使用してはならない。
- 3 乙は、第1項の場合、関係者に応急給水栓を使用させることができるものとする。
- 4 乙は、関係者が前項の規定により応急給水栓を使用するときは、やむを得ないときを除き、これに立ち会わなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号に規定する場合において、応急給水栓を使用しようとするときは、あらかじめ配水管の通水状況等を甲に確認しなければならない。
- 6 乙は、第1項第2号に規定する機能維持の確認を行う場合において、丙の施設管理上支障がないことをあらかじめ確認しなければならない。
- 7 丙は、乙が第1項に規定する理由で応急給水栓を使用する時には、施設管理上支障のない範囲で協力するものとする。

(避難所の指定解除による応急給水栓の撤去)

第13条 乙は、応急給水栓を設置した丙の施設について、避難所の指定を解除する場合は、丙に通知した上で遅滞なく応急給水栓を撤去しなければならない。この場合において、撤去に要する費用は、乙が全額負担する。

- 2 乙は、避難所の指定を解除したときは、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 乙は、第1項に規定する場合を除き、応急給水栓の撤去をしてはならない。
- 4 乙は、当該応急給水栓の撤去により不要となる開栓器等について、乙の責任において適正に処分するよう努めるものとする。
- 5 第6条第4項から第7項までの規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「撤去」と読み替えるものとする。

(乙の理由による応急給水栓の移設)

第 14 条 乙は、乙の理由により応急給水栓を移設する場合は、移設時期、移設場所その他の必要な事項について、事前に甲及び丙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設に要する費用は、乙が全額負担するものとする。

2 乙は、前項の規定による移設を完了したときは、遅滞なく甲及び丙に移設が完了したことを通知するものとする。

3 第 6 条第 4 項から第 7 項までの規定は、第 1 項の場合に準用する。この場合において、「補修工事等」とあるのは「移設」と読み替えるものとする。

(丙の理由による応急給水栓の移設及び撤去)

第 15 条 丙は、丙の理由により応急給水栓を移設又は撤去（以下「移設等」という。）する場合は、時期、場所その他の必要な事項について、事前に甲及び乙に対し協議を行うこととする。この場合において、応急給水栓の移設等に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2 丙は、前項の規定による移設等を完了したときは、遅滞なく甲及び乙に移設等が完了したことを通知するものとする。

3 丙が、甲及び乙に無断で移設等を行った場合は、三者にて協議を行うこととする。ただし、協議の結果、再度設置又は移設が必要な場合は、丙が設置又は移設に係る費用を全額負担するものとする。

(覚書の解除)

第 16 条 三者は、覚書を解除すること、応急給水栓の撤去をすること、及び撤去の費用を負担する者を協議の上で、定めるものとする。ただし、撤去の費用を負担する者については、第 13 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に該当する場合は、各条の定めるところによる。

2 前項の場合において、第 13 条第 1 項に該当する場合を除き、不要となる開栓器等について、協議の上、甲又は乙の責任において適正に処分するものとする。

(有効期間)

第 17 条 この覚書は、締結日から 1 年間その効力を有する。

2 三者のいずれかから、前項の期間満了の 6 か月前までに、三者のうち自己を除く全ての者に書面による不更新の意思表示がない場合には、この覚書は同一の条件で当該期間の満了の日の翌日から更に 1 年間効力を有するものとし、その後も同様とする。

3 三者のいずれかが前項に定める不更新の意思表示をするには、何らの理由も要しない。

4 三者から第 2 項に定める不更新の意思表示があった場合には、前条の規定を準用する。

(解釈に疑義を生じた場合等)

第 18 条 この覚書の解釈について、疑義を生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について定める必要があるときは、三者協議の上、定めるものとする。

(記載事項の変更)

第 19 条 この覚書に定める事項を変更する必要がある場合は、三者協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として本書 3 通を作成し、三者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年12月20日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都公営企業管理者
水道局長 中嶋正宏

乙 東京都調布市小島町二丁目35番1号
調布市
調布市長 長友貴樹

丙 東京都調布市多摩川六丁目2番1号
東京都立調布南高等学校
校長 小宮徳健

191 協定No.105 災害時における施設利用に関する協定（京王電鉄株式会社，京王レクリエーション株式会社）

○災害時における施設利用に関する協定

調布市を「甲」、京王電鉄株式会社を「乙」、京王レクリエーション株式会社を「丙」として、甲・乙・丙間において、乙が所有、丙が管理する京王多摩川テニスクラブの施設（以下「本施設」という。）の一部を、災害時に近隣住民または帰宅困難者の一時集合場所（以下「一時滞在施設」という。）として利用することに関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が災害時に本施設の一部を近隣住民または帰宅困難者の一時滞在施設として利用することについて必要な事項を定める。

（一時滞在施設の開設）

第2条 甲は、大規模な災害発生等の理由により、本施設の一部に一時滞在施設を開設する必要がある場合は、開設に必要な職員を配置したうえで、本施設を利用することができる。

2 乙および丙は、本施設の営業時間中における災害状況等により、緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請を待たずに一時滞在施設を開設することができるものとし、開設後直ちに甲に報告するものとする。なお、その場合、乙および丙は、入場者数を勘案して他の帰宅困難者の受け入れが可能かを判断し、甲に通知するものとする。

（一時滞在施設の範囲）

第3条 甲が利用することができる範囲は、乙および丙が指定する範囲（別紙1）とする。

（開設の通知等）

第4条 甲は、一時滞在施設の開設を要請する場合は、乙および丙に連絡し、協議のうえ、受入れの判断をする。協議決定後、事前にその旨を丙に対して文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一時滞在施設を緊急に開設する必要がある場合は、甲は、電話または口頭により丙に連絡し、開設するものとする。この場合において、甲は、一時滞在施設を開設した後速やかに、丙に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

（例外措置）

第5条 甲は、災害の規模・期間等に鑑み、第3条に定める範囲に加え本施設その他の部分に一時滞在施設を開設する必要があると判断するときは、事前に丙の承認を得たうえで、これを開設することができる。

（一時滞在施設の管理運営）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 丙は、甲の一時滞在施設の運営に協力するものとする。

(乙および丙の協力内容)

第7条 一時滞在施設の運営にあたり、乙および丙は、双方の管理する本施設の本来の目的に支障をきたさない範囲で、次に掲げる事項の協力を行うものとする。

- (1) 屋内スペースの提供（インドアコート）
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの利用
- (4) その他一時滞在施設の管理運営に必要な物品の貸与

2 ただし、屋内スペースについては、乙または丙により施設の安全確認が出来た場合に限るものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、一時滞在施設の管理運営に係る一切の費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の運営によって本施設等に損害が生じた場合は、甲の責任により原状に復するものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲の要請により、乙および丙または協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。

ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付または補償を受けた場合、若しくは事故の原因となった第三者から損害賠償を受けた場合は、当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙および丙が、第6条2項及び第7条に定める協力を行う際に、従事者に故意または重大な過失がない場合、発生した損害の責任は乙および丙に及ばない。

(開設期間)

第10条 一時滞在施設の開設期間は、原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙および丙に対し利用期間の延長を申請するものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 甲は、一時滞在施設としての利用を終了する際は、乙および丙に文書により終了する旨を通知するとともに、利用した施設等を原状に復し、乙および丙の確認を受けた後に、乙および丙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間

満了の3か月前までに甲、乙および丙のいずれかより異議申し立てがない場合は、更に1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

(協議)

第13条 本協定の各条項に疑義が生じた場合または本協定に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議して定めるものとする。

甲、乙および丙は、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年2月19日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都多摩市関戸一丁目9番地1
京王電鉄株式会社
代表取締役 紅 村 康

丙 東京都多摩市連光寺2985番地
京王レクリエーション株式会社
代表取締役 武 井 良 仁

192 協定No.106 災害時における被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会調布支部）

○災害時における被災者支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第2条 この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

- （1）被災者の生活再建を図るための総合的な相談
- （2）被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること。
- （3）その他行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること。

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談の対象は、次に掲げる者とする。

- （1）災害により被害を受けた調布市内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）前号に規定する者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認められたもの

（支援業務の要請）

第4条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第2条に規定する行政書士業務相談を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第5条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、可能な限り行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第6条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第7条 乙は、行政書士業務相談の報告を甲から求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について行政書士業務相談報告書(第2号様式)により報告するものとする。

(費用)

第8条 行政書士業務相談は無料とし、相談者からは報酬を受け取らないものとする。

(消耗品の費用負担)

第9条 乙が行政書士業務相談を行うに当たり、要した消耗品に係る費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(消耗品費用の請求及び支払い)

第10条 乙は、業務終了後、速やかに前条2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第11条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した行政書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に当たって、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者(相互の連絡、連携等を主に行う者をいう。)を定めなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定を延長したものとみなし、以後この例による。

(細目)

第14条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月26日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長

乙 東京都調布市仙川町一丁目7番地1
ライブスクエア仙川202
東京都行政書士会調布支部
支部長

193 協定No.107 障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定（社会福祉法人巢立ち会）

○障害福祉サービス事業所シンフォニーの避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人巢立ち会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所 シンフォニー」の一部を、精神障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する精神障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は令和2年2月27日から令和3年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和2年2月27日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市

調布市長

(乙) 三鷹市野崎2丁目6番42号
社会福祉法人巣立ち会

理事長

194 協定No.108 災害時におけるIT支援に係る協定（サイボウズ株式会社）

○災害時におけるIT支援に係る協定

調布市を甲とし、サイボウズ株式会社を乙として、甲乙間において、「災害時におけるIT支援に係る協定」（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する応急対策活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 甲は、乙の協力が必要と認めるときは、乙の運営する災害支援プログラムに基づき次の各号に掲げる事項について、乙に対して支援を要請することができるものとし、乙は可能な範囲で支援を行うものとする。

- (1) 災害支援チームによるボランティア活動及びITに係る後方支援
- (2) IT機器の緊急提供
- (3) 災害支援ライセンスの提供(最大提供期間：申込日が属する月の翌月から6ヵ月間)
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第4条 甲は、第3条各号の規定による協力を要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は口頭、電話、ファックス等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請日
- (2) 要請を行った者の職氏名及び担当者名
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する支援内容
- (5) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により第3条各号の規定による協力を要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 甲及び乙は、第3条各号の規定による協力の実施中に知り得た災害情報を、相互に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、第3条各号の規定による協力を実施する場合において知り得た災害に係わる個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協力体制)

第10条 乙は、第3条各号の規定による協力に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに報告するものとする。

3 乙は、甲の求めに応じ、平時においても可能な範囲で甲の実施する防災対策に協力するものとする。なお、協力の内容には災害支援ライセンスに相当するサービスライセンスの提供(最大提供期間：申込日が属する月の翌月から12ヵ月間)が含まれる。

(連絡担当者等の指定)

第11条 甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出がないときは、本協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 乙の運営する災害支援プログラムおよび災害支援ライセンス制度は、本協定の遂行に限り利用できるものとし、本協定の目的以外に利用してはならない。

2 本協定に基づいて提供されたライセンスの提供期間終了後、甲が当該ライセンスを継続して利用する場合には、乙に当該ライセンスの通常利用代金を支払わなければならない。ただし、代金の金額については甲乙協議の上、決定できるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市

調 布 市 長

乙 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
サイボウズ株式会社

代表取締役社長

195 協定No.109 災害時における創価学会会館施設の一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書について（創価学会東京事務局）

創価学会東京事務局（以下、甲という。）と調布市（以下、乙という。）は、大規模地震等の災害時における地域住民（帰宅困難者含む。以下「避難者という。」）の緊急避難のため甲の創価学会調布平和会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合の申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、大地震等の災害に起因し、公共交通機関の運行が停止するなどの事由により発生した避難者に対し、乙が実施する応急対策活動に対する甲の連携協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害時の連携協力の内容）

第2条 大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（要請）

第3条 乙は、本確認書に基づき、甲に対し次に掲げる事項の全部または一部について要請することができる。

- 1) 避難者に対し、施設の一部を一時滞在施設（または一時待機場所）として提供し運営すること。
- 2) 避難者に対し、甲が備蓄する飲料水、食料および毛布等を提供すること。

（費用負担）

第4条 本確認書に基づき、避難者を受け入れた場合に甲が提供した飲料水・食料等の費用については、乙が負担する。その負担金額については、別途甲乙間の協議により決定する。

（災害補償）

第5条 乙の要請により、甲が行った業務に従事した甲若しくは甲への協力者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

2 乙の要請に基づき、避難者の受入れを行う際に、甲および第三者に発生した損害については、その損害の発生原因について故意または重大な過失がない限り、乙がその費用を負担するものとする。

（一時滞在施設の開設期間）

第6条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から原則3日以内とする。

ただし、災害の被害の状況等により、一時滞在施設の開設期間を延長する必要があると認めら

れた場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができるものとする。

(施設の使用範囲・収容可能人数)

第7条 施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲ならびに収容人数を予め以下のとおり定める。

【創価学会調布平和会館（住所：東京都調布市西つつじヶ丘1丁目28番地9）】

2階大桜の間 100名、2階共戦の間 20名 合計 120名

(施設の運営)

第8条 施設の運営は甲が指揮権限を持つ。甲は乙と協議のうえ、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

(施設の原状回復)

第9条 乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作・模様替等を行わない。また乙は、甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損・破壊・滅失したとき、または甲に無断で施設の原状を変更したときは、施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復および清掃の協力をしなければならない。

(一時滞在施設解消への協力)

第10条 乙は、甲が早期に事業活動等を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設の早期解消に努めるものとする。

(一時滞在施設の終了)

第11条 乙は、一時滞在施設の開設が必要なくなった場合は、甲に対し、一時滞在施設の閉鎖の要請を文書で通知するものとする。ただし、これにより難しい場合には、口頭で甲に要請することができる。この場合には、乙は事後において速やかに文書を提出するものとする。

(双方の協議)

第12条 甲および乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

(有効期間)

第13条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヵ月前までに甲または乙から申し合わせ事項確認の締結解除等の意思表示がないときは、当該期間は、1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

本確認書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年3月10日

東京都信濃町32番地
甲 創価学会 東京事務局
事務局長 萩原純夫 印

東京都調布市小島町二丁目35番地1
乙 調布市
調布市長 長友貴樹 印

196 協定No.110 災害時における緊急用資材の供給に関する協定書（サクラパックス株式会社）

○災害時における緊急用資材の供給に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とサクラパックス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害により調布市内で被害が発生した時又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における緊急用資材の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲は乙の協力を得て、避難所等の生活支援として段ボール製品、段ボールシート及び段ボールベット等の緊急用資材（以下「段ボール等」という。）を、迅速かつ円滑に避難所等に供給することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等への段ボール等の供給を受ける必要があるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにして、文書により段ボール等の供給を要請するものとする。ただし、甲は、緊急を要する場合においては、電話等により段ボール等の供給を乙に要請するものとし、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 段ボール等の内容及び数量
- (2) 段ボール等を供給する場所
- (3) 段ボール等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

（供給の協力）

第3条 乙は、前条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り優先して甲の指定する場所に段ボール等の供給を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく段ボール等の供給を実施したときは、甲に対して、文書により実施状況を速やかに報告するものとする。ただし、乙は、緊急を要する場合においては、電話等により甲に実施状況を報告し、後日、文書を提出するものとする。

（段ボール等の撤去）

第5条 段ボール等の撤去については、甲が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条の規定に基づく協力の実施のために要する段ボール等、及び運搬費（有料道路の通行料、燃料費）、その他甲が負担すべきと認めた費用（ただし、人件費を除く。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲、乙が協議して定めるものとする。

（経費の請求及び支払）

第7条 前条の規定に基づく経費は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、第4条に基づく報告を確認し、30日以内に当該経費を乙に支払うものとする。ただし、甲が30日以内に支払うことができない特別の事情がある場合は、

この限りではない。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、物資に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(情報交換等)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協定期間および更新)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに甲乙いずれからも相手方に対しなんらの意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第12条 乙のみでは協力が困難と判断した時は、甲の許可を得た後、乙の協力会社に協力を依頼することができるものとする。また、協力会社が甲の支援を行うときは、第6条、第7条、第8条及び第9条の規定を準用するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月14日

甲 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

乙 富山市高木3000番地
サクラボックス株式会社
代表取締役社長 橋本 淳

197 協定No.1111 災害時における被災者支援に関する協定書（東京司法書士会調布市部）

○災害時における被災者支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と東京司法書士会 調布支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者、雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内で地震、風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所、期間その他必要事項を明らかにした別紙様式の災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができる。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、乙に属する会員のうち甲の要請した司法書士業務相談に従事した者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害補償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連携)

第10条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年5月13日

(甲) 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

(乙) 東京都調布市上石原一丁目39番地5

西調布駅前センタービル2階

東京司法書士会 調布支部

支部長 西久保英之

198 協定No.112 災害時における輸送等の協力に関する協定（さくらツーリスト株式会社）

○災害時における輸送等の協力に関する協定

調布市（以下「甲」という。）とさくらツーリスト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時において次の各号に掲げる事項（以下「協力業務」という。）について乙の協力が必要と認めるときは、乙に車両の供給を要請することができる。

- (1) 高齢者や障害者等、避難行動等に支援を要する者の避難所等への輸送
- (2) 傷病者等の医療機関への輸送
- (3) 災害対応業務に従事する者の作業現場への輸送
- (4) 支援物資等の避難所等への配送
- (5) 道路等の被害状況の情報提供
- (6) 避難者の市外の受入れ施設等への輸送
- (7) その他甲の要請により乙が応えられる事項

2 乙は、甲から前項の要請があったときは、特別な理由がない限り通常業務に優先して車両の供給を行い、甲の指示により協力業務を行う。

（要請方法等）

第3条 前条の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又はその他の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力業務が完了したときは、直ちに出勤者、出勤時間、出勤車両等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定による報告があったときは、その内容を確認の上、協力業務に要した次に掲げる費用を負担する。この場合における費用の額は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (1) 乙が協力業務の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金

(3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

(協定単価)

第6条 前条の費用は、別途定める基準額を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求)

第7条 乙は協力業務の完了後、甲に対し請求書により一括してその費用の支払を請求するものとする。

2 甲は前項の規定により乙から請求があったときは、当該請求に係る費用を速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第8条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供する。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙にそれぞれ連絡責任者をおき、甲にあっては防災所管課長の職にあたる者を、乙にあっては担当職にあたる者を当該責任者とする。

(連絡先の交換)

第11条 第2条に規定する協力の要請を円滑にするために、甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、随時更新する。

(損害賠償)

第12条 甲は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、乙に対してその損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第13条 甲は、第2条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効期間等)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年8月25日

(甲) 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹

(乙) 東京都調布市小島町二丁目45番地7調布南ビル2階
さくらツーリスト株式会社
代表取締役社長 新國政和

199 協定No.113 避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書 (東京都建設局)

○避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書

調布市(以下「甲」という。)と東京都建設局(以下「乙」という。)とは、避難場所となる都立公園における避難者(市民, 在勤在学者, 来園者, 帰宅困難者等)対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲の区域内の都立公園において、甲が行う避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

(対象都立公園)

第2条 本協定の対象となる都立公園(以下「当該公園」という。)は、別表のとおりとする。

(基本理念)

第3条 避難場所となる都立公園において、甲と乙は、迅速かつ確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等ができるよう、当該公園の指定管理者(以下「指定管理者」という。)を適切に指導する。

(連携協力)

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。なお、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年9月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友 貴樹

(乙) 新宿区西新宿2丁目8番1号

東京都

建設局長 中島 高志

対象都立公園

番号	名 称	備 考
1	武蔵野の森公園	
2	神代植物公園	

200 協定No.114 災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社）

○災害時における相互連携に関する基本協定

調布市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次に掲げるとおり情報を相互に提供する。

- （1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- （1）電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2）乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- （3）甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- （4）住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年9月11日

東京都調布市小島町二丁目35番1号

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

武蔵野支社支社長 鳥 越 千 尋

201 協定No.115 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）

○災害時における給電車両貸与に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(災害補償)

第12条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(連絡体制)

第13条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第14条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものと

する。

(締結期間及び更新等)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月13日

甲 調布市小島町2丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

乙 港区芝浦四丁目8番3号

トヨタモビリティ東京株式会社

代表取締役 片山 守

202 協定No.116 自立支援教室 KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定書（一般社団法人ライフタイムコンディション）

○自立支援教室 KiZuNa(キズナ)調布教室の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、一般社団法人ライフタイムコンディションを「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「自立支援教室 KiZuNa（キズナ）調布教室」の一部を、発達障害児等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する発達障害児等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者（家族等を含む）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、別図の乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から別図に定める施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

（避難所解消への努力）

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定書の有効期間は協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお 1 年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲及び乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 2 月 1 4 日

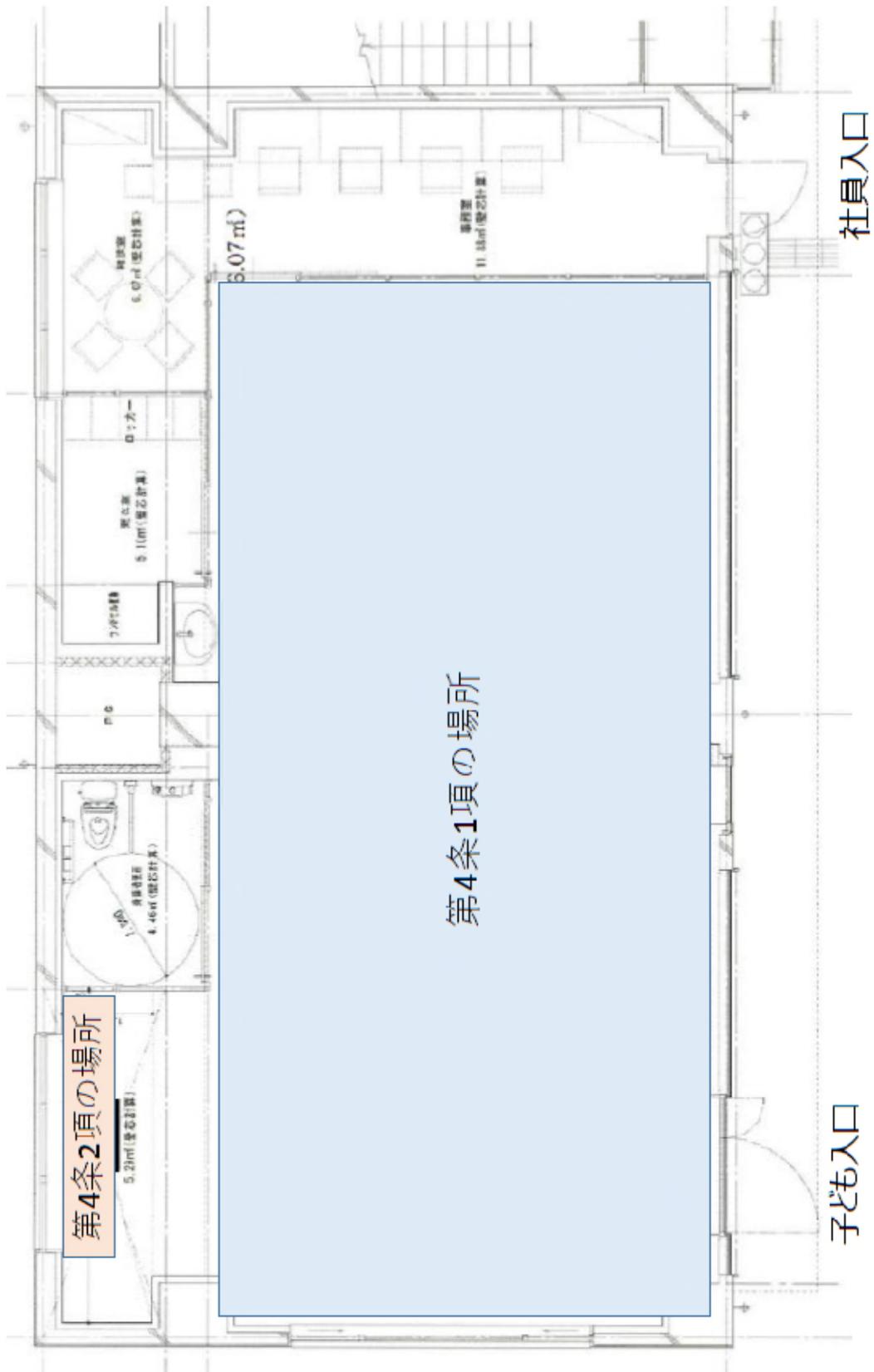
(甲) 調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1
調布市

調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市布田 6 丁目 2 5 番地 8 SPICAF
一般社団法人ライフタイムコンディション

代表理事 青木 伸二郎

KiZuNa (キズナ) 調布教室レイアウト



203 協定No.117 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布ゆうあい福祉公社）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益財団法人調布ゆうあい福祉公社（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、

速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年2月1日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国領町三丁目8番地1

乙 公益財団法人調布ゆうあい福祉公社

理事長 花 角 美 智 子

204 協定No.118 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局流域下水道本部）

○多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙1から乙30まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第2条第1号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第2条第2項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第3条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第4条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

2 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第5条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

2 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

- 3 丁は、第1項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。
- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

- 第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
 - 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

（連絡体制）

- 第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。
- (1) 甲 東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
 - (2) 乙 多摩地域30市町村の下水道事業担当部署

(3) 丙 公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部

(4) 丁 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月19日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 和賀井 克夫

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

- 乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子
- 乙4 東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
三鷹市長 河村 孝
- 乙5 東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙6 東京都府中市宮西町二丁目24番地
府中市市長 高野 律雄
- 乙7 東京都昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 白井 伸介
- 乙8 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市長 長友 貴樹
- 乙9 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石阪 丈一
- 乙10 東京都小金井市本町六丁目6番3号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙11 東京都小平市小川町二丁目1333番地
小平市長 小林 正則
- 乙12 東京都日野市神明一丁目12番地の1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙13 東京都東村山市本町一丁目2番地3
東村山市市長 渡部 尚
- 乙14 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙15 東京都国立市富士見台二丁目47番地の1
国立市長 永見 理夫

- 乙16 東京都福生市本町5番地
福生市長 加藤 育男
- 乙17 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙18 東京都東大和市中央三丁目930番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙19 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市長 渋谷 金太郎
- 乙20 東京都東久留米市本町三丁目3番1号
東久留米市長 並木 克巳
- 乙21 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川 浩喜
- 乙22 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
多摩市下水道事業管理者 森田 佳宏
- 乙23 東京都稲城市東長沼2111番地
稲城市長 高橋 勝浩
- 乙24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1
羽村市長 並木 心
- 乙25 東京都あきる野市二宮350番地
あきる野市長 村木 英幸
- 乙26 東京都西東京市南町五丁目6番13号
西東京市長 池澤 隆史
- 乙27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町長 杉浦 裕之
- 乙28 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二

- 乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本 義次
- 乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡 伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人 東京都都市づくり公社
理事長 長谷川 明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山 一典

205 協定No.119 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東日本電信電話株式会社）

○風水害時における緊急避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、狛江市を「乙」、東日本電信電話株式会社を「丙」とし、甲、乙及び丙の間において、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が丙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（利用範囲）

第3条 甲及び乙が、丙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
NTT中央研修センタ	調布市入間町 一丁目44番	武道館	951 m ²
		7号館横駐車場	駐車台数 25台

（目的外利用の禁止）

第4条 甲及び乙は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 丙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲及び乙に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第6条 甲、乙及び丙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、災害時において速やかに相互に連絡を取るものとし、丙との連絡調整は甲が行うものとする。

- 3 甲、乙及び丙は、第1項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

- 第7条 甲及び乙は、災害時において、緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合には、開設の時期等について相互に調整した上で、甲及び乙を代表して甲が開設の要請を行うものとする。
- 2 丙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。
 - 3 甲、乙及び丙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

- 第8条 甲及び乙は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に丙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

- 第9条 甲及び乙は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

- 第10条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲及び乙の責任において行うものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営について、丙は甲及び乙に協力するものとする。
 - 3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲及び乙は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

- 第11条 甲及び乙は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。
- 2 丙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。
 - 3 第3条の利用範囲のうち武道館内は、土足禁止とする。

(費用負担)

- 第12条 丙は、第3条に定める本件施設を甲及び乙に無償で利用させるものとする。
- 2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は丙が負担するものとする。
 - 3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲及び乙が負担するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から2日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲及び乙は、丙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第14条 甲及び乙は、丙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第15条 甲及び乙は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、丙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲及び乙は、本協定で知り得た丙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、丙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、丙と協議の上、定めるものとする。この場合において、丙との協議は、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月1日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

乙 狛江市

狛江市市長 松原俊雄

東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

丙 東日本電信電話株式会社

総務人事部長 重原勝則

206 協定No.120 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般社団法人調布市市民サービス公社）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施を支援し、市民の生命・財産等の確保につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が甲から管理運営業務を受託する施設における災害時の対応に関すること。
- (2) 乙の職員の応援派遣に関すること。
- (3) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 甲及び乙は、本協定に基づく協力に関する連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）をそれぞれ提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年6月23日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

調布市国領町四丁目51番地7

乙 ピエールシークル2階

一般財団法人調布市市民サービス公社

理事長 島田尚

207 協定No.121 災害時における電動車両等の支援に関する協定書（東日本三菱自動車販売株式会社）

○災害時における電動車両等の支援に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において災害（大規模な地震災害、風水害、その他の災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（使用用途）

第4条 甲は、主に電力確保のために、電動車両を使用できるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第5条 乙又は丙は、第3条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

(貸与期間)

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(賠償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が賠償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、調布市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第13条 甲は、第5条に定める引渡し日から第7条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第15条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(災害補償)

第16条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(平時の取組)

第17条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第18条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年8月27日

- 甲 調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

- 乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

- 丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 兼 最高経営責任者
加藤 隆雄

208 協定No.122 災害時における応急復旧業務に関する協定書（スバル興産株式会社多摩営業所）

○災害時における応急復旧業務に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とスバル興産株式会社多摩営業所（以下「乙」という。）とは、調布市内の災害時応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応に関し、業務に必要な機器類、資材、労力等（以下「資機材」という。）について甲乙双方がその確保・動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害箇所の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協定の適用区分）

第3条 協定が適用される区分は、甲が管理する貸与資機材等（以下「貸与資機材等」という。）及び甲が乙に別途必要に応じて依頼する資機材を使用しての応援復旧等とする。

（業務の実施区域）

第4条 業務の実施区域は市内全域とする。

（協力の要請）

第5条 甲は、市内の災害に係わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する人員数及び配置場所
- (6) 使用する資機材及び貸与資機材等
- (7) その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の協力要請を受けたときは、現場責任者を定めて、直ちに市内の被害状況の把握、報告及び甲の指示により活動を実施するものとする。

(業務の完了)

第6条 乙の現場責任者は、業務を完了したときは、電話等の方法により直ちに甲へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した資機材等を速やかに甲へ報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力に要した経費を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲の要請に基づき、甲が行う防災訓練に対し、必要な協力をを行うものとする。

(被害の負担)

第11条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき又は、資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。期間満了の6か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本協定は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年9月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都府中市四谷2丁目25番21号
スバル興業株式会社 多摩営業所
所長 阿部 義洋

209 協定No.123 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

2 前項に掲げる協力は、乙の管理する施設において行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年9月27日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

調布市小島町二丁目33番地1号

乙 公益財団法人

調布市文化・コミュニティ振興財団

理事長 荻本貞臣

210 協定No.124 災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する協定書 （株式会社ココスクエア調布）

○災害時におけるココスクエアビル（商業棟）の利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と株式会社ココスクエア調布（以下「乙」という。）とは、災害時における調布市の対応への協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の所有する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができる。

- (1) 緊急時の避難場所（以下「緊急時避難場所」という。）として利用する施設の提供
- (2) 緊急時避難場所の運営及び管理の支援活動
- (3) 客用トイレ（3階及び5階）の24時間利用
- (4) 客用エレベータ（1号及び2号）の24時間利用
- (5) 共用部分の空調、電気、施錠等に関する運営業務
- (6) 6階会議室の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（緊急時避難場所の範囲）

第4条 緊急時避難場所は、甲が乙の管理する施設において乙の承認を得て災害時における円滑かつ迅速な避難のために開設する場所とする。

2 甲が緊急時避難場所として利用できる施設の範囲及び付属利用できる範囲は、別図のとおりとする。

3 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要がある場合は、乙の指示に従うものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、次に掲げる事項を記載した要請書（別記様式）により乙に協力を要請するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する甲の職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

2 甲は、前項の要請に当たり、次に掲げる乙の指定する連絡先にあらかじめ電話により報告するものとする。

	連絡先	電話番号
午前9時30分から午後6時30分まで	株式会社ココスクエア調布	042-441-1822
上記以外の時間帯	防災センター	042-441-1827

(協力の実施)

第6条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、業務に支障がない限り、必要な協力を実施するものとする。

(指揮命令)

第7条 甲の協力要請に係る指揮命令及び連絡調整は、災害時に甲に設置される災害対策本部事務局その他甲の指定する者が行うものとする。

(資機材等の準備)

第8条 緊急時避難場所の開設等に必要な資機材は甲が準備し、乙の承認を得た上で事前に持ち込むものとする。

(緊急時避難場所として使用できる施設の周知)

第9条 甲は、乙の管理する施設を緊急時避難場所として利用する場合は、当該施設のうち、緊急時避難場所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は、乙が管理する施設以外の施設を緊急時避難場所として開設している場合は、当該緊急時避難場所の名称、所在及び連絡先を乙に報告するものとする。

(緊急時避難場所等の運営及び管理)

第10条 緊急時避難場所等の運営及び管理は、甲の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。この場合における甲の負担額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第11条 甲は、第3条に規定する協力業務に従事した者が当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合法第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(開設期間)

第12条 緊急時避難場所等の開設期間は、原則として災害発生の日を含め前後3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議した上で、延長の申出をすることができる。

(緊急時避難場所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第14条 甲は、乙が管理する施設の緊急時避難場所としての利用を終了するときは、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月15日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友 貴樹

東京都調布市国領町三丁目1番地38号

乙 株式会社ココスクエア調布

代表取締役社長 牧野 高明

211 協定No.125 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定（東京都コンクリート圧送協同組合）

○災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定

調布市(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、調布市内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)におけるコンクリート圧送車及び運転士(以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、調布市内に災害が発生した場合の対応に関し、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

(コンクリート圧送車等の報告)

第3条 乙は、乙の組合員（以下「組合員」という。）が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項のコンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

(応急対策業務に関する要請)

第4条 甲は、市内の災害に係わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 業務内容
- (4) 要請する協力期間
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (6) その他必要な事項

(コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、コンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わない。

(業務の指示)

第6条 業務の指示は、甲が現場責任者を通じて行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第7条 乙又は組合員は、業務が終了したときは、作業開始時間、作業終了時刻等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力に要した経費を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、速やかに甲に報告し、前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(被害の負担)

第10条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はコンクリート圧送車等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事中の者が、その責に帰することができない理由により負傷、若しくは疾病、又は死亡した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れる。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも相手方に対する通知がなければ、本協定は同一条件で更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年10月25日

- 甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友貴樹
- 乙 東京都墨田区両国二丁目21番地5
両国ダイカンプラザ503
東京都コンクリート圧送協同組合
理事長 末藤雅宏

212 協定No.126 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（公益社団法人調布市体育協会）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と公益社団法人調布市体育協会（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 職員の応援派遣に関すること。
- (3) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年12月1日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市深大寺北町二丁目1番地65

乙 公益社団法人調布市体育協会

会長 林 清 一

213 協定No.127 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書（東京都，都内23区，都内26市，都内13町村）

○災害時に東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し，東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は，次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は，都と区市町村が，災害時等において，被災し，又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は，次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料，飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか，被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は，東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し，次の各号に掲げる事項を明らかにし，協力の要求（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
 - (2) 協力の内容
 - (3) 協力の期間
 - (4) 協力の場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 被災区市町村等の長は，前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは，知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において，知事は，特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあつては，特別区支援対策本部長である区長），東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上，速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し，要求等の内容を伝達するものとする。
- 3 前第2項の規定による要求等は，電話等により行い，後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

- 第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

- 第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況を鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

- 第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

- 第7条 都は被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力をに係る総合調整を行うものとする。
- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

- 第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力を排除するものではない。

(その他)

- 第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本所4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都

代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）

代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）

代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）

代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

(別表)

都内 23 特別区	千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 世田谷区, 渋谷区, 中野区, 杉並区, 豊島区, 北区, 荒川区, 板橋区, 練馬区, 足立区, 葛飾区, 江戸川区
都内 26 市	八王子市, 立川市, 武蔵野市, 三鷹市, 青梅市, 府中市, 昭島市, 調布市, 町田市, 小金井市, 小平市, 日野市, 東村山市, 国分寺市, 国立市, 福生市, 狛江市, 東大和市, 清瀬市, 東久留米市, 武蔵村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村市, あきる野市, 西東京市
都内 13 町村	瑞穂町, 日の出町, 檜原村, 奥多摩市, 大島町, 利島村, 新島村, 神津島村, 三宅村, 御蔵島村, 八丈町, 青ヶ島村, 小笠原村

214 協定No.128 風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書（学校法人桐朋学園女子部門）

○風水害時における緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と学校法人桐朋学園女子部門（以下「乙」という。）とは、次のとおり風水害時における緊急時避難場所としての施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙の管理する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、台風、大雨等による風水害とする。

（協力の内容）

第3条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における利用施設の提供
- (2) 施設における災害時の避難所運営の補助
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（利用範囲）

第4条 甲が、乙の管理する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所	利用床面積等
学校法人 桐朋学園女子部門	調布市若葉町1-41-1	保健体育センター	4,516.71 m ²

（目的外利用の禁止）

第5条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第7条 甲及び乙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(緊急時避難場所の開設の要請)

第8条 甲は、災害時において緊急時避難場所として利用する必要が生じた場合、開設の要請を行うものとする。

2 前項の場合において、乙は、災害の規模等が休校を判断する程度のものであるときは、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。

3 甲及び乙は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第9条 甲は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第10条 甲は、前条の通知後、本件施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第11条 災害時における緊急時避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 緊急時避難場所を閉設する場合は、甲は、緊急時避難場所として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

第12条 甲は、避難者に対し、第4条の利用範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第13条 乙は、第4条に定める本件施設を甲に無償で利用させるものとする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用のうち、光熱水費は乙が負担するものとする。

3 避難者によって緊急時避難場所に生じた損害は、甲が負担するものとする。

(損害賠償)

第14条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第15条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(開設期間)

第16条 緊急時避難場所の開設期間は、開設の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は、乙に対して利用許可期限延長の申請をするものとする。

(緊急時避難場所閉設への努力)

第17条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期閉設に努めるものとする。

(緊急時避難場所の閉設)

第18条 甲は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、本件施設の緊急時避難場所としての利用を終了するときは、乙に緊急時避難場所の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第19条 甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第20条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲は、乙と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第21条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月27日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都調布市若葉町一丁目41番地1
学校法人桐朋学園女子部門
代表理事 今野 淳一

215 協定No.129 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（株式会社東京スタジアム、三鷹市、府中市、狛江市）

○緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、株式会社東京スタジアムを「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊が管理運営する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の管理運営する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の管理運営する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	最大駐車可能台数
味の素スタジアム	味の素スタジアム本体下駐車場及び北側駐車場（別図のとおり）	745台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

（緊急時避難場所の開設）

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする際は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 緊急時避難場所の管理運営に係る費用(駐車場利用料金を含む。)、戊に生じた損害(施設内における器物損壊等)等は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。

2 前項の場合における費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。

(緊急時避難場所解消への努力)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

2 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を閉鎖するに当たり、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対しその旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月1日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号

乙 三鷹市

三鷹市長 河 村 孝

東京都府中市宮西町二丁目24番地

丙 府中市

府中市長 高 野 律 雄

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

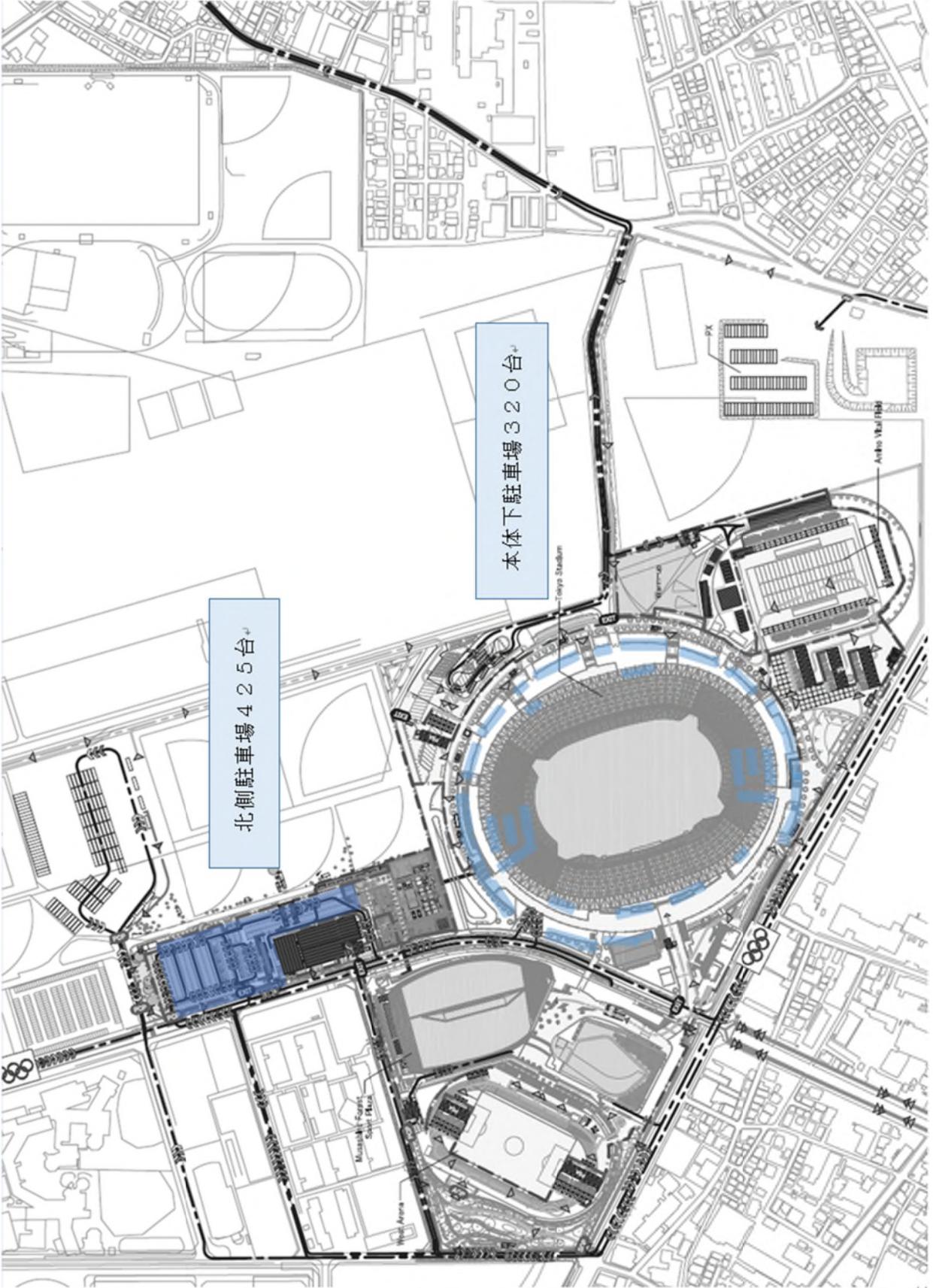
丁 狛江市

狛江市長 松 原 俊 雄

東京都調布市西町376番地3

戊 株式会社東京スタジアム

代表取締役社長 相 場 淳 司



別図

216 協定No.130 災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定書（国立大学法人電気通信大学）

○災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、国立大学法人電気通信大学を「乙」とし、甲及び乙の間において、次のとおり災害時における電気通信大学の施設利用に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を避難所（地震時においては、帰宅困難者の一時収容可能施設。以下「避難所等」という。）として利用することに対する乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害の種別）

第2条 本協定において対象とする災害は、台風、大雨等による風水害及び地震とする。

（利用範囲）

第3条 甲が、乙の管理する施設のうち、避難所等として利用できる施設（以下「本件施設」という。）の範囲は次のとおりとする。

名称	所在地	利用箇所		利用床面積	災害種別
電気通信大学	調布市 調布ヶ丘一丁目5番地1	体育館	球技場	544.60 m ²	風水害
			武道場	104.23 m ²	
		講堂		357.60 m ²	地震

2 甲は、災害による本件施設の被害等に鑑みて、前項の範囲に加えて乙の管理するその他の施設等を利用する必要があると判断したときは、事前に乙の承認を得た上でこれを利用することができる。

（目的外利用の禁止）

第4条 甲は、本件施設を第1条に定める目的以外には利用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、本件施設について、避難所等としての利用が不可能となる事由が生じた場合、又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡担当者等の指定）

第6条 甲及び乙は、平常時及び災害時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する連絡方法を変更した場合は、速やかに報告し、互いに随時更新するものとする。

(避難所等の開設の要請)

第7条 甲は、災害時において避難所等として利用する必要が生じた場合、乙に開設の要請を行うものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、その時点において、本件施設のうち避難所等として利用できる施設を、甲に口頭で通知するものとする。

3 甲及び乙は、避難所等を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲は、前条に基づき避難所等を開設する場合は、事前に乙に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、文書をもって通知するいとまがないときは、口頭で通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

(避難所等として利用できる施設の周知)

第9条 甲は、前条の通知後、本件施設のうち避難所等として利用できる施設について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(避難所等の管理)

第10条 災害時における避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

3 避難所等を閉設する場合は、甲は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(利用時の注意事項)

第11条 甲は、避難所等として本件施設を利用する者（以下「避難者」という。）に対し、第3条の利用範囲以外の建物に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 乙は、避難者が本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 乙は、第3条に定める本件施設を甲に無償で利用させるものとする。

2 避難所等の管理運営に係る費用（備蓄品等の補てん及び光熱費を含む。）は、甲が負担するものとする。

3 避難所等の開設により乙の施設等に損害が生じた場合は、甲はこれを賠償するものとする。

4 乙は、乙の施設等内で発生した避難者の事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む。）については、乙に故意又は重過失がない限り責任を負わないものとする。

(開設期間)

第13条 避難所等の開設期間は、開設の日から3日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に延長の協議をするものとする。

(避難所等の閉設への努力)

第14条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期閉設に努めるものとする。

(避難所等の閉設)

第15条 甲は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を他の避難所等へ誘導した場合など本件施設の避難所等としての利用を終了する際は、乙に避難所等の利用終了を申し出るとともに、本件施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲は、本協定で知り得た乙に関する情報を、第三者に提供してはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日からその翌年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら申し出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月15日

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1

乙 国立大学法人電気通信大学

学長 田野俊一

217 協定No.131 緊急時避難場所施設利用に関する協定書（東京都，三鷹市，府中市，狛江市）

○緊急時避難場所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」、三鷹市を「乙」、府中市を「丙」、狛江市を「丁」、東京都を「戊」とし、甲、乙、丙、丁及び戊の間において、次のとおり緊急時避難場所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲、乙、丙及び丁が戊の所有する施設の一部を、次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、緊急時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定書に基づく緊急時避難場所が対象とする災害は、洪水及び内水氾濫とする。

（緊急時避難場所）

第3条 緊急時避難場所は、甲、乙、丙又は丁が、戊の所有する施設において、戊の承認を得て、災害時における円滑かつ迅速な避難のため開設する場所とする。

2 甲、乙、丙及び丁が、戊の所有する施設のうち緊急時避難場所として利用できる施設の範囲（以下「本件施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	使用箇所	使用床面積等
武蔵野の森 総合スポーツプラザ	サブアリーナ	1,800㎡
	一般駐車場	134台 （開設時における最大駐車可能台数は変更となる場合がある。）
調布庁舎	多目的室	185㎡

（目的外使用の禁止）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本件施設を第1条に定める目的以外には使用しないものとする。

（情報の交換）

第5条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

2 戊は、本件施設について、緊急時避難場所としての利用が不可能となる事由が生じた場合又は本件施設の現状に重要な変更を加えようとする場合には、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時においては、甲、乙、丙及び丁は速やかに相互に連絡を取り、戊との連絡は甲が取るものとする。

(緊急時避難場所の開設)

第7条 甲、乙、丙及び丁は、災害時において、緊急時避難場所として本件施設を利用しようとする場合は、甲が戊に開設の要請を行うものとし、戊が甲に開設の承認を行う場合に、戊の承認した場所を緊急時避難場所として開設することができるものとする。

2 甲、乙、丙、丁及び戊は、緊急時避難場所を円滑に開設するため、相互に緊急対応要員を定めるものとする。

(開設の通知)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、前条に基づき緊急時避難場所を開設する際、事前に甲が戊に対しその旨を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で通知し、後日、文書を提出するものとする。

(緊急時避難場所として利用できる施設の周知)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、緊急時避難場所を開設した際、第7条第1項に基づき緊急時避難場所として利用できる施設の範囲について、地域住民に周知するための必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時避難場所の管理)

第10条 災害時における、緊急時避難場所の管理運営は、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁の責任において行うものとする。

2 緊急時避難場所の運営に係る甲、乙、丙及び丁の役割分担及び運用マニュアル等を戊に事前に提出するものとする。

3 緊急時避難場所の管理運営について、戊は、甲、乙、丙及び丁に協力するものとする。

4 緊急時避難場所を閉鎖する場合、当該施設を利用している者は、避難者が安全かつ円滑に帰宅できるように誘導するものとする。

(使用時の注意事項)

第11条 緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁は、緊急時避難場所として本件施設を使用する者に対し、第7条第1項に基づき使用を承認した範囲以外に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

2 戊は、戊の責めに帰すべき場合を除き、地域住民等が緊急時避難場所として本件施設を利用中に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

(費用負担)

第12条 本件施設の指定緊急避難場所としての使用料(駐車料金を除く。)は無償とする。

2 緊急時避難場所の管理運営に係る費用及び管理運営に付随して発生する費用(戊の責めに帰すべき費用を除く。)については、緊急時避難場所を開設する甲、乙、丙又は丁が負担するものとする。なお、費用負担については、甲、乙、丙及び丁の間において協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第13条 緊急時避難場所の開設期間は、原則として、甲、乙、丙及び丁と戊が協議の上、都度決定するものとし、施設の利用を開始してから3日程度を限度とする。ただし、水害の状況等により、期間を延長する必要がある場合は、甲、乙、丙及び丁と戊が別途協議するものとする。

(緊急時避難場所解消への努力)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、戊が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該緊急時避難場所の早期解消に努めるものとする。

(緊急時避難場所の終了)

第15条 甲、乙、丙又は丁は、災害の危険がなくなった場合又は避難者を避難所等へ誘導した場合など、施設の緊急時避難場所としての利用を終了する際は、甲が戊に対し、その旨を文書で通知し、本件施設を原状に復し、戊の確認を受けた後、戊に引き渡すものとする。

(情報の不開示)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本協定で知り得た本件施設の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 戊は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第17条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じた場合、甲が戊と協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日から3か月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも何ら申出がないときは、本協定は期間満了日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

東京都調布市小島町二丁目35番地1
甲 調布市
調布市長 長友貴樹

東京都三鷹市野崎一丁目1番1号
乙 三鷹市
三鷹市長 河村孝

東京都府中市宮西町二丁目24番地
丙 府中市
府中市長 高野律雄

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
丁 狛江市
狛江市長 松原俊雄

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
戊 東京都
東京知事 小池百合子

218 協定No.132 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（社会福祉法人調布市社会福祉事業団）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と社会福祉法人調布市社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、地震や風水害等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) 災害時における避難者の受入れに関すること。
- (3) 職員の応援派遣に関すること。
- (4) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和4年6月3日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

調布市西町290番地4

乙 社会福祉法人調布市社会福祉事業団

理事長 小 林 一 三

219 協定No.133 災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書（一般財団法人調布市市民サービス公社）

○災害時における調布市ふじみ交流プラザの利用に関する覚書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市市民サービス公社（以下「乙」という。）とは、災害時における調布市の対応への協力に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき、乙が行う協力の内容について次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が乙に管理業務を委託する「調布市ふじみ交流プラザ」を避難所（一時集合場所として利用することを含む。以下同じ。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この覚書において対象とする災害は、地震及び台風、大雨による風水害等とする。

（協力の内容）

第3条 乙は、協定第2条に基づき、次に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- (1)避難所としての施設の開設準備
- (2)避難所運営の補助
- (3)前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援活動

（協力要請）

第4条 甲は、次に掲げる事項を記載した協力要請書（第1号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1)要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2)要請の理由
- (3)要請する協力期間
- (4)現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5)対応する職員の人数及び配置場所
- (6)その他必要な事項

（協力の実施及び報告）

第5条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、業務に支障がない限り、直ちに必要な協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（指揮命令）

第6条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(避難所の利用対象者)

第7条 甲が所管する施設を避難所として利用する場合における対象者は、甲が指定することとする。

(避難所の開設)

第8条 甲は、本施設を避難所として開設することができる。

2 避難所の開設等に必要な資機材は甲が準備し、乙と調整の上で事前に持ち込むものとする。

(避難所の管理及び運営)

第9条 避難所の管理及び運営は、乙の協力を得て甲の責任において行うものとする。

(開設期間)

第10条 避難所の開設期間は、次のとおりとする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に延長の報告をするものとする。

(1)地震時

開設の日から7日以内

(2)風水害時等

開設の日から3日以内

(避難所の終了)

第11条 甲は、避難所として利用することを終了するときは、乙に使用終了を報告するとともに、当該施設を原状に復し、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲及び乙は、災害時における協力内容の実行性を高めるため、甲乙協力の上、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(協議)

第13条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年6月6

東京都調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長 友 貴 樹

東京都調布市国領町四丁目51番地7

ピエールシークル2階

乙 一般財団法人調布市市民サービス公社

理事長 島 田 尚

220 協定No.134 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社吉野清掃）

○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し、調布市（以下「甲」という。）と株式会社吉野清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、調布市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況

(3) 災害時廃棄物処理等の実施地区

(4) 災害時廃棄物処理等の実施内容

(5) 災害時廃棄物処理等の期間

(6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容及び甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集、運搬すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市布田5丁目24番地1
株式会社吉野清掃
代表者 代表取締役 吉 野 普 郁

年 月 日

株式会社吉野清掃
代表取締役 吉野 普郁 殿

調布市長 長友 貴樹

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

年 月 日

調布市長

殿

株式会社 吉野清掃
代表取締役 吉野普郁

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処理等の 実施内容	
災害時廃棄物 処理等の 期間及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処理等の 実施場所	
災害時廃棄物 の仮置場等	
人員，車両 及び資機材等 の状況	
その他	

※連絡先（担当・電話）

221 協定No.135 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書（株式会社調布清掃）

○災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

災害時に排出される木くず、コンクリート塊、金属くず、がれき、残灰等及びこれらの混合物並びに倒壊家屋、倒壊樹木、破損家財、濡水家財及び避難市民の生活廃棄物・し尿（以下「災害時廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬及び処理・処分（以下「災害時廃棄物処理等」という。）の協力に関し、調布市（以下「甲」という。）と株式会社調布清掃（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の自然災害（以下「自然災害」という。）により調布市内で大規模な災害が発生した場合に、調布市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、調布市内に自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害時廃棄物処理等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し災害時廃棄物処理等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物処理等協力依頼書（第1号様式）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時廃棄物処理等協力依頼書をもって処理するものとする。

(1) 災害の状況

(2) 災害時廃棄物の具体的内容及び状況

(3) 災害時廃棄物処理等の実施地区

(4) 災害時廃棄物処理等の実施内容

(5) 災害時廃棄物処理等の期間

(6) その他必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、可能な限り災害時廃棄物処理等を実施するものとする。

（災害時廃棄物処理等の実施）

第3条 乙は、甲からの依頼の内容及び甲の指示に従い災害時廃棄物処理等を実施する。

2 甲は、乙の災害時廃棄物処理等の実施が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、災害時廃棄物処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

4 乙は、災害時廃棄物処理等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物処理等実施状況報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物処理等に要した費用のうち、甲と締結したごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約において収集、運搬すべき分の費用を超える分の費用について負担する。

(請求及び支払)

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定するに災害時廃棄物処理等に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時廃棄物処理等が円滑に遂行できるよう、調布市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年7月31日までとする。ただし、第4条に規定するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約が更新された場合においては、協定期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1
東京都調布市
代表者 市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市深大寺東町五丁目8番地1号
株式会社調布清掃
代表者 代表取締役 梶 原 良 介

調 第 号
年 月 日

株式会社調布清掃

代表取締役

殿

調布市長

災害時廃棄物処理等協力依頼書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づき、災害時廃棄物処理等に関する協力について、下記のとおり依頼します。

記

災害の状況	
災害時廃棄物の具体的内容及び状況	
災害時廃棄物処理等の実施地区	
災害時廃棄物処理等の実施内容	
災害時廃棄物処理等の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
その他	

※連絡先

部

課 担当

電話

調布市長

殿

株式会社調布清掃
代表取締役

災害時廃棄物処理等実施状況報告書

「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」に基づく災害時廃棄物処理等に関する実施状況について、下記のとおり報告します。

記

災害時廃棄物 処理等の 実施内容	
災害時廃棄物 処理等の 期間及び時間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
災害時廃棄物 処理等の 実施場所	
災害時廃棄物 の仮置場等	
人員，車両 及び資機材等 の状況	
その他	

※連絡先（担当・電話）

222 協定No.136 災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人フォアフロント）

○災害時における調布市と障害福祉サービス事業者等との障害福祉サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人フォアフロント、サツキ訪問介護事業所（以下「乙」という。）は、災害時における障害福祉サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、障害福祉サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。

また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、これに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な居宅介護支援、重度訪問介護等（以下「訪問サービス」という。）の提供を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する訪問サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、事業者が第3条第2項に規定する要請に基づく訪問サービスに要した費用（障害者総合支援法第6条に規定する自立支援給付の対象となるサービスを除く）を負担するものとする。

(損害補償)

第6条 甲は、第3条第2項の訪問サービス提供時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は第3条第1項の訪問サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

所在地 調布市小島町2丁目35番地1
甲 名称 調布市
代表者 調布市長 長友 貴樹

所在地 調布市布田1丁目40番地2
アクシス調布404
乙 名称 特定非営利活動法人フォアフロント
代表者 サツキ訪問介護事業所 理事長 木本 淳也

223 協定No.137 災害時における燃料の供給に関する協定（多摩商事株式会社）

○災害時における燃料の供給に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と多摩商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に掲げる災害が発生した場合における燃料（軽油をいう。以下同じ）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合における調布市地域防災計画に基づく調布市市庁舎及び調布市文化会館たづくりの非常用発電機（以下「市庁舎等発電機」という。）への燃料の供給について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した燃料供給要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 供給施設名
- (2) 供給数量
- (3) 供給日時
- (4) その他必要事項

（協力）

第3条 乙は、災害時における甲の燃料の供給要請に積極的に協力するものとする。ただし、乙が燃料の供給が著しく困難な場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項ただし書の判断に際し、他の第三者との間で燃料の優先供給に関する契約を締結することは妨げない。

（業務）

第4条 甲は、市庁舎等発電機に係る燃料の確保及び燃料を供給する場合に限り、乙に対し協力を要請するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第3条の規定により燃料の供給を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した燃料供給報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

- (1) 供給施設名
- (2) 供給数量
- (3) 供給日時
- (4) その他必要事項

（費用の負担）

第6条 第2条の規定による甲の要請により、乙から供給を受けた燃料の代金及び乙が運搬を行った場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(価格の決定)

第7条 前条の規定により甲が負担する燃料の価格は、原則として災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、燃料の供給が完了した場合において、前条の規定により燃料の価格が決定したときは、納品書を添えて、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかに支払を行うものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第10条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第11条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第12条 本協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和4年12月23日

調布市小島町二丁目35番地1
甲 調布市
調布市長 長友貴樹

東久留米市柳窪三丁目1番15号
乙 多摩商事株式会社
代表取締役 曾根一郎

224 協定No.138 災害時等における車両の提供等に関する協定書（狛江市，有限会社ファン）

○災害時等における車両の提供等に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）、調布市（以下「乙」という。）及び有限会社ファン（以下「丙」という。）は、災害時等の車両の提供等の協力をするることについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市又は調布市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、丙の所有する車両を、避難者、職員及び物資の運送及び避難施設として利用することにより、災害時の対応を迅速に行い、市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、災害時等において対応の必要があると判断したときは、丙に対して次の協力を要請することができるものとする。

- （1）丙が手配する車両により避難者、職員及び物資を甲又は乙が指定する避難所等に運送すること。
- （2）丙が手配する車両を避難施設として提供すること。

（協力の実施）

第4条 丙は、前条の規定により協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由がない限り、他の業務に優先して協力するものとする。

（要請手続等）

第5条 甲及び乙は、丙に協力を要請するときは、災害対策協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 丙は、要請を受けたときは、その要請事項を実施するための必要な措置を講じて、第3条に規定する協力を実施する。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時の協力要請の連絡が円滑にできるように連絡責任者をあらかじめ定め、文書により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者は、連絡体制、連絡方法等を確認しておかなければならない。

(災害時の情報提供)

第7条 甲、乙及び丙は、災害時の協力を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

(報告)

第8条 丙は、第5条第2項に規定する協力を実施したときは、当該協力の終了後速やかに災害対策協力報告書(第2号様式)により甲又は乙へ報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 甲又は乙の協力要請により発生した丙の経費は、甲又は乙の負担とする。

2 前項の経費の算定は、要請の直前における適正価格を基準として、前条に規定する報告に基づき、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲又は乙は、丙から請求書の提出を受けた場合は、その内容を確認の上、可能な限り速やかに支払に応じるものとする。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、その責に帰する理由により、協力業務のために使用している車両等を損傷し、又は滅失したときは、丙に対してその損害を賠償する。

2 丙は、協力業務の実施中に丙の責に帰する事由により、同乗者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合において、事故発生後、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲又は乙は、第3条の規定に基づき甲が要請した協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年組合条例第19号)に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

(有効の期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和5年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3箇月前までに、甲乙丙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第14条 この協定に関し、この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月8日

甲 狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都調布市小島町二丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

丙 東京都調布市若葉町三丁目23番地6
有限会社ファン
代表取締役 杉山 直也

225 協定No.139 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書（一般財団法人調布市武者小路実篤記念館）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定書

調布市（以下「甲」という。）と一般財団法人調布市武者小路実篤記念館（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時において甲が行う対応への協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、調布市内において地震等の災害が発生した場合に、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、住民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関すること。
- (2) その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力を要請するときは、必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条に定める要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応じるものとする。

2 乙は甲の要請に基づく協力が完了したときは、書面により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払いを行うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は本協定に基づく協力に従事中の者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村消防団員公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の情報（所属、職位、氏名、連絡先）を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も同様とする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和5年2月8日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友貴樹

調布市若葉町一丁目8番地30

乙 一般財団法人

調布市武者小路実篤記念館

理事長 武者小路知行

○災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

調布市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、調布市の災害に備え、甲が調布市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、調布市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第3者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2箇月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年3月30日

甲 東京都調布市小島町二丁目35番地1

調布市

調布市長 長友貴樹

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番地3

住友不動産永田町ビル2階

株式会社バカン

代表取締役 河野剛進

227 協定No.141 災害時における駐車場の一時利用に関する協定（アフラック生命保険株式会社）

○災害時における駐車場の一時利用に関する協定

調布市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における駐車場の一時利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、甲が行う災害対応に従事する職員（以下「従事者」という。）の車両を一時的に駐車する場所（以下「自家用車駐車場所」という。）として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定において対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、自家用車駐車場所として利用する施設の提供について、乙に協力を要請することができる。

乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において、利用に協力するものとする。

（自家用車駐車場所の範囲）

第4条 自家用車駐車場所として利用できる施設の範囲は、次のとおりとする。

名称	所在	利用範囲
アフラックスクエア	東京都調布市小島町2丁目3番地2	別紙1のとおり

2 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要が生じた場合は、乙の指示に従うものとする。

（使用期間等）

第5条 自家用車駐車場所の使用開始は、夜間や休日の閉庁時に調布市において、原則として震度4以上の地震が発生したとき、又は気象に関する警報が発表されたときとする。

2 前条に掲げる施設を使用する期間は、甲による避難情報の発令から解除の発令までとする。

（施設・備品等の事故等に係る責任）

第6条 自家用車駐車場所の利用により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合における甲の負担額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 自家用車駐車場所の使用料は、無償とする。

(自家用車駐車場所解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該自家用車駐車場所の早期解消に努めるものとする。

(自家用車駐車場所の終了)

第9条 甲は、第5条第2項の場合など、乙が管理する施設の自家用車駐車場所としての利用を終了するときは、別途甲乙間で締結する覚書に規定のとおり、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(委任)

第11条 本協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 本協定の定めに疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 5年 3月 31日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

乙 東京都新宿区西新宿2丁目1番地1新宿 三井ビル
アフラック生命保険株式会社
総務部長 永井 純

228 協定No.142 障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書 (特定非営利活動法人爽々苑)

○障害福祉サービス事業所爽々苑の避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、特定非営利活動法人爽々苑を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所爽々苑」の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

(避難所利用対象者等)

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

2 乙は、平常時から乙を利用する者(以下、「利用者」という)が避難所として乙の管理する施設の利用を申し出た場合、これを避難者として受け入れるものとする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

(開設の通知)

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

(避難所の管理)

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙の管理する施設の利用時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、避難所の開設、運営及び連絡調整等について、定期的（年間2回）に訓練を実施するものとする。

(受入計画)

第13条 乙は、利用者が避難所を利用できるよう、あらかじめ受入計画を整備しておくものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和5年8月1日

(甲) 調布市小島町2丁目35番地1
調布市
調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市上石原3丁目7番地8
特定非営利活動法人爽々苑
理事長 大槻 誠孝

229 協定No.143 災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定（社会福祉法人調布市社会福祉協議会）

○災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定

調布市（以下「甲」という。）と社会福祉法人調布市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等（以下「地震等」という。）の災害時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）において甲が行う対応への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等の災害時において、甲が行う対応における乙の協力について基本事項を定めることにより、甲による迅速かつ適切な災害対応の実施に寄与し、市民の安全・安心の確保等につなげることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 職員の応援派遣に関する事。
- (2) 災害時における施設、設備等の利用及び供給に関する事。
- (3) ボランティアセンターの設置・運営及びボランティア活動支援に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認められるもの

（協力要請）

第3条 甲は、地震等の災害時において、前条に規定する協力を必要とする場合は、協力要請書（第1号様式）により、乙に当該協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、災害の実態に照らして、緊急を要し、かつ、甲からの協力要請を待ついとまがないと認めるときは、甲からの協力要請を待たずに、第2条に規定する協力の内容に基づき、救出・救護活動等を開始できるものとする。この場合において、乙は活動内容を直ちに報告し、その後の処理について、甲の指示を受けるものとする。

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条第1項に規定する要請があった場合は、乙が行う業務に支障がない限り要請に応ずるものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力が完了したときは、活動報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、原則として、乙が甲の要請に基づく協力をを行うために要した費用を負担するものとする。

2 前項の費用の額は、乙による対応状況を踏まえ、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請に基づく協力が終了した場合は、速やかに前条の規定により決定した費用に関する根拠資料を添付のうえ、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、速やかにその内容を確認のうえ、支払いを行うものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力の実施中に、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項の賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事中の者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(資料提供)

第9条 甲は、乙が甲の要請に基づく協力を行う場合に必要となる関係資料を提供するものとする。

2 乙は、本協定に基づく協力に関する甲との連絡窓口となる職員の所属、職名、氏名、連絡先等の情報を甲に提出するものとする。連絡窓口となる職員に変更があった場合も、同様とする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の実施する訓練に積極的に参加するとともに、単独で又は近隣団体と合同で、訓練、講習等を実施するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から期間を定めないこととし、甲又は乙が協定解除の意思表示をしない限り、継続するものとする。

(委任)

第12条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

(個人情報保護)

第13条 乙は、本協定において取扱う個人情報について、法令に基づき管理を行うとともに、知り得た情報その他秘密を他には漏らしてはならない。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和6年2月9日

調布市小島町二丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友 貴樹

調布市小島町二丁目47番地1

乙 社会福祉法人調布市社会福祉協議会

会長 関森 正義

230 協定No.144 災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書（有限会社 AHK）

○災害時における調布市と児童福祉通所サービス事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と有限会社 AHK（以下「乙」という。）は、災害時における児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、児童福祉通所サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、児童福祉通所サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、業務に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な児童発達支援、放課後デイサービス（以下「児童福祉通所サービス」という。）の提供を業務に支障のない範囲で行うものとする。

2 乙は、前項に規定する児童福祉通所サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は福祉健康部障害福祉課と直接、連絡をとるものとする。

(1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名

(2) 要請の理由及び内容

(3) 要請する協力機関

(4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号

(5) 対応する職員の人数及び配置場所

(6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、乙が第3条に規定するサービスに要した費用（児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付金費の対象となるサービスを除く）を負担するものとする。

(損害賠償)

第6条 甲は、第3条第2項の児童福祉通所サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(訓練の実施)

第9条 乙は、安否確認、避難所への避難誘導及び連絡調整等について、定期的（年間2回）に訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

(期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。

ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年2月1日

	所在地	調布市小島町2丁目35番地1
甲	名称	調布市
	代表者	調布市長 長友 貴樹

	所在地	調布市富士見町4丁目24番地41
乙	名称	有限会社A H K
	代表者	代表取締役 長谷 方人

協 力 要 請 書

様

調布市長

（公印省略）

災害時における調布市と児童福祉通所事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書第4条の規定により，下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
内 容	
場 所 及 び 人 数	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
現 場 責 任 者 連 絡 先	
そ の 他	
担 当 者	

活 動 報 告 書

調布市長 あて

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

（法人その他の団体にあつては，その主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名印）

要請書の文書番号	年 月 日付 第 号
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
活 動 した 人 数	
そ の 他	

231 協定No.145 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

調布市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、調布市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる調布市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。)、もしくは配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、調布市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら乙又は乙の関係団体が提供する物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年3月12日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

調布市長 長友 貴樹

東京都昭島市拝島町4丁目8番1号

乙 佐川急便株式会社

西関東支店支店長 鈴木 将義

232 協定No.146 防災用品等のあっせんに関する協定書（調布市福祉作業所等連絡会）

○防災用品等のあっせんに関する協定書

調布市（以下「甲」という。）は、市民に対し防災用品等をあっせんすることについて、調布市福祉作業所等連絡会（以下「乙」という。）と次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 市民の防災・防犯意識の高揚と防災・防犯行動力の充実強化を促進するため、低廉かつ良質な防災用品等をあっせんすることを目的とする。

（あっせん事業の実施方法）

第2条 あっせん方法は、展示またはチラシによるあっせんとする。

（あっせんの品目及びあっせんの価格）

第3条 あっせん品目及び価格について、甲及び乙が別途協議の上決定するものとする。

（甲の責務）

第4条 甲は、市民に対して本あっせんに関する広報を実施する。

（乙の責務）

第5条 あっせん事業における乙の責務は次のとおりとする。

- (1) 乙は、甲に対してあっせん物品の貸し出しを行うこと。
- (2) 乙は、市民からの申込みを受け、品目等を確認のうえ、納品または申込者への配達を手配する。
- (3) 乙は、納品時または申込者への配達手配時に代金の受領を行い、領収書を発行すること。
- (4) 乙は、随時申込み等の状況を甲に報告すること。
- (5) 申込者の個人情報について、乙は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本あっせん以外に使用しない等、適正に取り扱わなければならない。

（問題処理）

第6条 あっせんした防災用品等の内容等に関して生じた問題については、原則として乙の責任において処理するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの解約の申出がないときには、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第8条 第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を解除することができる。

- (1) 防災用品等のあっせん事業の必要性が失われたとき。
- (2) その他、特別な理由と認められる事由が発生したとき。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月18日

甲 東京都調布市小島町2丁目35番地1
東京都調布市
代表者 調布市長 長 友 貴 樹

乙 東京都調布市布田2丁目26番8号101
調布市福祉作業所等連絡会
代表者 代表 大 澤 宏 章

233 協定No.147 災害時における施設利用等の協力に関する協定書（アフラック生命保険株式会社）

○災害時における施設利用等の協力に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）とアフラック生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における施設利用等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙の管理する施設の一部を次条に定める災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下「災害時」という。）において、帰宅困難者等が一時利用をすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 本協定において対象とする災害は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害とする。

（協力の内容）

第3条 甲は、帰宅困難者等が一時利用する施設（以下「帰宅困難者用施設」という。）の提供について、乙に協力を要請することができる。乙は、甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲において協力するものとする。

（帰宅困難者用施設の範囲）

第4条 帰宅困難者用施設として利用できる施設の範囲は、次のとおりとする。

名称	所在	利用範囲	滞在範囲
アフラックスクエア	東京都調布市小島町2丁目33番地2	別紙のうち緑色実線囲みの部分	別紙のうち赤色破線囲みの部分（275㎡）

2 甲は、前項に定める範囲以外に乙の管理する施設を利用する必要が生じた場合は、乙の指示に従うものとする。

（帰宅困難者用施設の利用期間等）

第5条 帰宅困難者用施設の利用期間は、発災から原則3日間とする。

（施設・備品等の事故等に係る責任）

第6条 帰宅困難者用施設の利用により生じた事故及び損害は、甲が負担するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

2 前項ただし書きの場合における甲の負担額は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 帰宅困難者用施設の使用料は、無償とする。

(災害補償)

第8条 甲は、本協定に基づく協力に従事した乙の従業者にその責めに帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、法第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(帰宅困難者用施設の利用解消への努力)

第9条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、帰宅困難者用施設としての利用の早期解消に努めるものとする。

(帰宅困難者用施設の利用終了)

第10条 甲は、帰宅困難者等の状況が解消された場合など、乙が管理する施設の帰宅困難者用施設としての利用を終了するときは、乙に使用終了を申し出るとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協定の期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定を解除する旨の申出がない場合には、更に1年延長するものとし、以後この例によるものとする。

(委任)

第12条 本協定に定めるもののほか、個別の協力について必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 本協定の定めに疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年3月26日

東京都調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

調布市長

東京都新宿区西新宿2丁目1番地1 新宿三井ビル

乙 アフラック生命保険株式会社

取締役専務執行役員

234 協定No.148 災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人調布はこべ 訪問介護NPO・はこべ）

○災害時における調布市と介護サービス事業者等との介護サービス利用者の安否確認等に関する協定書

調布市（以下「甲」という。）と特定非営利活用法人調布はこべ 訪問介護NPO・はこべ（以下「乙」という。）は、災害時における介護サービス利用者の安否確認等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、調布市内（以下「市内」という）において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害の発生をいう。以下同じ。）が発生し、介護サービス利用者等が被災した場合に、安否の確認、介護サービスの提供等を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（安否の確認等）

第2条 乙は、災害が発生したときは、乙と利用契約のある利用者の安否を確認するものとする。また、必要に応じて避難所への避難誘導をするものとする。

2 乙は、前項に規定する安否確認等をしたときは、その結果について、安否確認等報告書（第1号様式）により甲に報告するものとする。

3 その他、甲が行う災害対応に乙の協力が必要であると認める場合は、乙は、これに協力するものとする。

（サービス提供）

第3条 乙は、乙と利用契約のある利用者の避難先等で必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する訪問サービス以外のサービスの提供について、甲から要請があったときは、業務に支障がない範囲で協力するものとし、提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害時における協力要請）

第4条 甲は、第2条第3項及び第3条第2項の要請をするに当たり、次に掲げる事項を記載した要請書（第2号様式）により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者の氏名
- (2) 要請の理由及び内容
- (3) 要請する協力期間
- (4) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (5) 対応する職員の人数及び配置場所
- (6) その他必要な事項

2 乙は、前項の協力が完了した場合は、活動報告書（第3号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、事業者が第3条第2項に規定する要請に基づく訪問サービスに要した費用（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、第3条第2項の訪問サービス提供時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は第3条第1項の訪問サービス提供時に甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

3 乙は、前項のほか、賠償責任に対応するため、あらかじめ必要な対策を講じておくものとする。

（守秘義務）

第7条 乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の解除又は期間満了後においても同様とする。

（災害補償）

第8条 甲は、本協定に基づく協力を従事する者に、その責に帰することができない理由による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の令によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（継続的なサービス提供体制）

第9条 乙は、国の定める基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号））に基づき、業務継続に向けた計画等の策定、訓練実施等により、災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築を図るものとする。

（協議）

第10条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定する。

（期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日とする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結を証するため、甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月5日

	所在地	調布市小島町2丁目35番地1
甲	名称	調布市
	代表者	調布市長 長友 貴樹
	所在地	調布市調布ヶ丘2-4-15 202
乙	名称	NPO法人 調布はこべ 訪問介護 NPO・はこべ
	代表者	代表理事 本名 智

協 力 要 請 書

様

調布市長

（公印省略）

災害時における調布市と児童福祉通所事業者等との児童福祉通所サービス利用者の安否確認等に関する協定書第4条の規定により，下記のとおり要請します。

記

要 請 理 由	
内 容	
場 所 及 び 人 数	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
現 場 責 任 者 連 絡 先	
そ の 他	
担 当 者	

活 動 報 告 書

調布市長 あて

所在地

法人等の名称

代表者氏名

印

（法人その他の団体にあつては，その主たる事務所の所在地，名称及び代表者氏名印）

要請書の文書番号	年 月 日付 第 号
活 動 内 容	
活 動 場 所	
活 動 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
活 動 した 人 数	
そ の 他	

235 協定No.149 障害者福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 調布を耕す会）

○障害福祉サービス事業所しごと場大好きの避難所施設利用に関する協定書

調布市を「甲」とし、社会福祉法人 調布を耕す会を「乙」とし、甲乙の間において、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙の管理する「障害福祉サービス事業所しごと場大好き」の一部を、知的障害者等を対象とした避難所として利用することについて、必要な事項を定めることにより、甲の実施する応急対策活動に資することを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第2条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用する場合における対象者は、原則として、支援を要する知的障害者等の要援護者とする。この場合において、甲は、支援者(家族等を含む)を配置するものとする。

2 乙は、平常時から乙を利用する者（以下、「利用者」という）が避難所として乙の管理する施設の利用を申し出た場合、これを避難者として受け入れるものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち、避難所として使用できる施設の範囲について、地域住民に周知するために必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において乙の管理する施設を避難所として開設する必要がある場合、乙のあらかじめ指定した場所に避難所を開設することができる。

2 避難所の開設に必要な資機材は、甲が用意する。乙は、甲が資機材を備蓄するため、平常時から施設の一部を提供する。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条の規定により避難所を開設するときは、事前に乙に対し、その旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係らず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は乙に対して開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、乙の管理する施設の利用時に甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

(開設期間)

第9条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長の申出をするものとする。

(避難所解消への努力)

第10条 甲は、乙が早期に通常の施設運営を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第11条 甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了を申し出るとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、避難所の開設、運営及び連絡調整等について、定期的（年間2回）に訓練を実施するものとする。

(受入計画)

第13条 乙は、利用者が避難所を利用できるよう、あらかじめ受入計画を整備しておくものとする。

(協議)

第14条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義の生じた場合は、甲乙の協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定書の有効期間は令和6年8月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 1 日

(甲) 調布市小島町 2 丁目 3 5 番地 1
調布市

調布市長 長友 貴樹

(乙) 調布市布田 3 丁目 2 0 番地 1
社会福祉法人 調布を耕す会

理事長 原 良男

登録番号
(刊行物番号)

2024-90

調布市地域防災計画 令和6年(2024年)修正

発行日 令和6年12月

編集・発行 調布市防災会議

[調布市防災会議事務局]調布市総務部総合防災安全課

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1

電話 042-481-7111 (代表), 481-7346 (総合防災安全課)

ホームページ <http://www.city.chofu.tokyo.jp>

印刷 庁内印刷